

令和6年定例監査報告書

(令和5年度執行分)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、
令和6年定例監査（令和5年度執行分）の結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和6年9月10日

東京都監査委員	鈴木章浩
同	小山くにひこ
同	茂垣之雄
同	後藤靖子
同	小粥純子

目 次

第1 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 目 的	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 期 間	1
4 監 査 実 施 状 況	1
5 監 査 の 着 眼 点	1
6 重 点 監 査 事 項	2
第2 監 査 の 結 果	3
1 監 査 結 果 の 概 要	3
2 主 な 指 摘 事 項 等	5
3 重 点 監 査 事 項 に つ い て	8
4 総 括	9
別表1 局 別 実 地 監 査 期 間	1 1
別表2 局 別 実 地 監 査 場 所	1 2
別表3 局 別 指 摘 事 項 等 一 覧	1 6
別表4 区 分 別 指 摘 事 項 等 一 覧	2 0
東 京 都 財 務 諸 表 等 の 監 査	2 4
第3 監 査 の 結 果 (局 別)	2 7
【 重 点 監 査 事 項 】	2 9
政 策 企 画 局	2 9
子 供 政 策 連 携 室	3 2
ス タ ー ト ア ッ プ ・ 国 際 金 融 都 市 戦 略 室	3 4
総 務 局	3 7
財 務 局	3 9
デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	4 1
主 税 局	4 3
生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	4 4
都 市 整 備 局	4 6

住宅政策本部	49
環境局	51
福祉局	52
保健医療局	55
産業労働局	57
建設局	59
港湾局	60
東京消防庁	63
交通局	65
水道局	67
下水道局	68
教育庁	69
警視庁	72
【局別指摘事項等】	74
総務局	74
主税局	77
都市整備局	80
環境局	89
福祉局	91
保健医療局	101
産業労働局	104
中央卸売市場	108
建設局	116
港湾局	123
東京消防庁	126
交通局	128
水道局	138
下水道局	142
教育庁	150

※ 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨てて表示しているため、合計等と一致しない場合がある。

第1 監査の概要

1 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により、都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、東京都監査委員監査基準（令和2年東京都監査委員告示第2号）に基づき監査を実施した。

2 監査の対象

令和5年度における都の事務及び事業の全般とし、必要に応じて財政援助団体が実施している事業についても対象とした。

あわせて、令和5年度東京都財務諸表の作成についても確認した。

3 監査の期間

令和6年1月5日から令和6年9月5日まで

局別の实地監査期間は、別表1（p.11）のとおりである。

4 監査実施状況

今回の定例監査は、全30局を対象として、表1のとおり、監査を実施した。

局別の实地監査場所は、別表2（p.12-15）のとおりである。

（表1）監査実施状況

区分	対象箇所数	実施箇所数	実施率
本庁	148	148	100.0 %
事業所	727	309	42.5 %
計	875	457	52.2 %

（注）このほか、財政援助団体4団体への实地監査を行った。

5 監査の着眼点

本監査では、東京都監査委員監査基準に基づき、都の事務や事業について、合規性はもとより、その成果や効果等を分析し、経済性、効率性及び有効性の観点から、都民の視点に立った検証を行った。

6 重点監査事項

刻々と変化する社会経済状況を背景として、複雑化する都民ニーズに応じて各局等が行う事業の中から、局ごとに重点的に監査を行う事業（テーマ）を選定し、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

重点監査事項は、表2のとおりである。

（表2）重点監査事項一覧

局名	重点監査事項（テーマ）
政策企画局	都政広報におけるMy TOKYOの活用について
子供政策連携室	子供の健やかな成長を支援する事業の取組について
スタートアップ・国際金融都市戦略室	東京開業ワンストップセンターによる開業手続の支援について
総務局	防災に関する普及広報について
財務局	普通財産（土地）の管理について
デジタルサービス局	いつでも通信できる環境の確保について
主税局	徴収猶予適用案件の債権管理について
生活文化スポーツ局	パラスポーツの振興について
都市整備局	建築物の耐震化の促進について
住宅政策本部	マンション耐震改修促進事業について
環境局	東京ゼロエミ住宅導入促進事業について
福祉局	出産・子育て応援事業等について
保健医療局	東京都看護人材確保対策事業（看護師等修学資金）について
産業労働局	水素エネルギーの推進について
建設局	水害への備えとしての河川施設の整備について
港湾局	東京港における風水害対策について
東京消防庁	消防活動及び大規模災害活動をサポートする装備工場の取組について
交通局	地下鉄駅の防災設備の維持管理について
水道局	浄水場におけるコンクリート構造物の予防保全型管理について
下水道局	下水道事業における震災対策について
教育庁	都立学校における危機管理対策について
警視庁	新たな運転者管理システムの導入について

（備考）令和6年の重点監査事項選定に先立つ令和6年1月1日に「能登半島地震」が発生しており、防災に関係性の高い局については、防災対策を横断的なテーマとして設定している。

なお、中央卸売市場、会計管理局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び議会局については、重点監査事項を設定していない。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、表3及び表4のとおり、15局に対し、58件の指摘、5件の意見・要望を行った。

指摘事項等の一覧は別表3（p.16-19）及び別表4（p.20-23）のとおりである。

指摘金額^(注)は15億198万余円であり、このうち、経費削減が可能なものや収入漏れなどを指摘したものが667万余円である。

また、重点監査事項について、各局の今後の取組に期待することについて所見を述べたものについては、表5（p.8）のとおりである。

(注) 指摘金額とは、指摘の対象となった会計処理や財産・物品管理などの金額を集計したものである。なお、収入や支出に直結しない事務手続に関するものは含めていない。

(表3) 指摘事項、意見・要望事項の局別件数

No.	局	指摘					意見・ 要望	合計	うち重点 監査事項
		歳入	歳出	財産	その他	計			
1	総務局		2			2		2	1
2	主税局	1	1			2		2	
3	都市整備局		2		2	4	1	5	3
4	環境局		1			1		1	
5	福祉局		10			10		10	3
6	保健医療局	2	1			3	1	4	3
7	産業労働局		1	1		2		2	
8	中央卸売市場	1	4			5		5	
9	建設局		5		1	6		6	
10	港湾局		2			2		2	
11	東京消防庁						1	1	
12	交通局		6			6		6	1
13	水道局	2				2		2	
14	下水道局	1	3	1		5		5	
15	教育庁		3		5	8	2	10	9
合計		7	41	2	8	58	5	63	20

(表4) 指摘事項、意見・要望事項の区分別件数

項目	区分	指摘	意見・ 要望	合計		(参考) 令和5年 合計件数
					うち重点 監査事項	
歳入 (収入)	会計処理 (歳入)					1
	債権管理	3	1	4	3	6
	都税	1		1		1
	歳入 (その他)	3		3		1
歳出 (支出)	契約 (仕様・積算)	10	1	11		18
	契約 (履行確認)	1		1		10
	契約 (その他)	27	1	28	8	61
	会計処理 (歳出)	2		2		3
	補助金等	1		1		
財産	財産管理	2		2		7
	物品管理					
その他	情報管理					
	システム					3
	その他	8	2	10	9	7
合計		58	5	63	20	118

2 主な指摘事項等

監査の結果、是正・改善すべき事項の中から、都民の安全や健康を守るものや経費の削減につながるもの、複数局で繰り返されているもの等、全庁的に啓発が必要とされるものに注目して選定している。

消防用設備点検において、適切な仕様書を作成していない、適正な報告書を作成していない、速やかな改修が行われていない事例が認められた。

産業労働局 p. 104、港湾局 p. 123、交通局 p. 128、中央卸売市場 p. 109

消防用設備については、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき定期的に点検を行うことが定められている。各局においては消防用設備点検を委託で行っており、その契約関係書類を確認したところ、次のとおり、改善すべき点が認められた。

- ① 産業労働局及び港湾局では、消火器の点検対象数について、数量の算定の考え方に誤りがあり、結果として消防庁告示（昭和50年消防庁告示第14号）で定める基準に照らし過大となる点検本数を指示していた。
- ② 交通局では、点検結果報告書に誘導灯の不良箇所の記載漏れがあった。また、非常時に備えて防災設備の状況を把握しておくべき各駅にこの点検結果を情報提供していない。
- ③ 中央卸売市場では、関連事業者の内装等に起因する消防設備の不良箇所について、補修を行うべき関連事業者に対する指導記録を作成しておらず、速やかな改修が行われていない。

そこで、各局に対し、消防用設備点検委託における適切な仕様書の作成や不良箇所の早急な改修に向けた取組を行うなど、改善を求めた。

石綿分析調査において必要な資格要件を仕様書で定めていない事例が認められた。

主税局 p. 78 交通局 p. 132

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）では、建築物等の石綿分析調査を行う場合には、分析調査に必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「分析調査の有資格者」という。）に行わせなければならないと定めている。本規定は令和5年10月1日に施行されたものであり、施行日以降の契約で分析調査を委託する場合は、分析調査の有資格者に行わせる必要がある。

しかしながら、主税局及び交通局では、石綿に関する委託契約において分析調査を行うに当たっての資格要件が仕様書に示されていなかった。

そこで、各局に対し、石綿分析調査に必要な資格要件を仕様書で定めるよう、改善を求めた。

契約を分けていたことにより競争性が十分に確保できていない事例が認められた。

環境局 p. 89、交通局 p. 134、下水道局 p. 145

地方自治法（昭和22年法律第67号）では、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとするとしている。また、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）、東京都交通局契約事務規程（昭和39年交通局規程第15号）及び東京都下水道局契約事務規程（昭和41年下水道局管理規程第33号）では、随意契約によることができる場合の予定価格の額を規定している。

ところで、環境局、交通局及び下水道局が締結した随意契約において、個別に発注する合理的理由が認められず、複数の案件をまとめて契約することにより随意契約ではなく競争入札となる事例が認められた。

そこで、各局に対し、公平性・競争性・透明性を確保する観点から契約手続を見直すなど、改善を求めた。

東京都債権管理マニュアルの定めに従っていないなど、修学資金の貸与に係る債権管理が適正に行われていない事例が認められた。

保健医療局p. 101

保健医療局は、都内の医療機関等における看護職員の確保等を図るため、看護師等修学資金制度を設けている。そこで、修学資金の貸与に係る債権管理の状況について確認したところ、次のとおり、改善すべき点が認められた。

- ① 東京都債権管理マニュアルにおいて貸与者台帳への記載が求められている時効起算日や所在調査の結果について、貸与者台帳への記載がない。
- ② 局が作成した看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルは、平成21年4月1日から更新されておらず、実態に即した内容となっていない。
- ③ 元金については、法務大臣の許可を得た専門業者である債権回収会社等に業務委託を行っており一定の回収が行われているが、延滞利子については業務委託の対象に含めておらず、局の担当者が、原則として年1回の文書による催告を行っているのみであった。

そこで、局に対し、修学資金の貸与に係る債権管理を適正に行うよう求めた。

支払手続時に請求書等の確認が不十分であったため、過払いとなった事例が認められた。

保健医療局p. 103

保健医療局は、都内の新型コロナウイルス感染症患者を適切な治療につなげていくため、治療対象者等の車両搬送業務委託契約（単価契約）を締結している。この契約の実績報告書と支払手続について確認したところ、受託者から提出された実績報告書では、令和5年4月分の稼働車両総数は282台、休車台数は318台となっているにもかかわらず、支払手続に添付されている請求書では、稼働車両総数が318台、休車台数が282台となっており、これに基づき誤った金額が受託者に支払われていた。

そこで、局に対し、適正に支払手続を行うとともに、過払いとなっている金額を受託者から返還させるよう求めた。

3 重点監査事項について

重点監査事項報告において、後述する指摘や意見・要望事項とは別に今後の取組に期待することとして監査委員の所見を抜粋したものである。

(表5) 重点監査事項について

局名	重点監査事項 (テーマ)	今後の取組に期待する事項	頁
政策企画局	都政広報におけるMy TOKYOの活用について	東京都公式ホームページや各局ホームページ内での「My TOKYO」へのリンク設定や、ニュース配信アプリケーション等との連携配信など、更なる取組を検討する必要があるものと考えられる。	29
財務局	普通財産 (土地) の管理について	未だ活用に至っていない都有財産について、引き続き更なる利活用の促進に向けて、各局と連携して事業に取り組んでいくとともに、適切な財産管理を行っていく必要がある。	39
都市整備局	建築物の耐震化の促進について	住民に身近な区市町村との連携をこれまで以上に強化するとともに、地域の実情や建築物所有者及び占有者 (テナント) の事情・課題を把握した上で、より効果的・効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。	46
住宅政策本部	マンション耐震改修促進事業について	区市町村との連携を強化し、耐震化が必要なマンションの管理組合に対するアプローチを積極的に展開し、より効果的、効率的な普及啓発に取り組むとともに、更なる取組についても検討するなど、これまで以上にマンション耐震化を促進していく必要があるものと考えられる。	49
環境局	東京ゼロエミ住宅導入促進事業について	温室効果ガス排出量削減に資する省エネルギー性能の高い住宅の一層の普及に向けて、今後も公益財団法人東京都環境公社と連携して、事業に取り組んでいく必要があるものと考えられる。	51
保健医療局	東京都看護人材確保対策事業 (看護師等修学資金) について	東京都看護職員需給推計によれば、令和7年には181,147人から194,544人程度の看護職員が必要と見込まれていることから、看護師等修学資金制度をはじめ、看護人材確保対策を一層強化していくことが求められる。	55
産業労働局	水素エネルギーの推進について	水素エネルギーの普及に当たり、様々な課題があることから、局は、国への要望、他自治体、事業者等との連携、都民への理解促進等、課題解決に向けた取組を進めていくことが必要である。	57
建設局	水害への備えとしての河川施設の整備について	気候変動を踏まえた水害への備えとしての河川施設の整備に向けて、今後も、より効果的、効率的な整備手法を活用するとともに、区市町村とも連携して水害への備えに取り組んでいく必要があるものと考えられる。	59
港湾局	東京港における風水害対策について	着実に耐震化を含めた防潮堤等の整備を進めていくとともに、AIなど先端技術を活用した海岸保全施設の運用に取り組み、都民の防災行動につながる真に実効性のある情報発信となるよう、取組を強化していく必要があるものと考えられる。	60

4 総括

都政をめぐる状況が日々刻々と変化していく中、各局は、都民の求めに応じてスピード感を持って多岐にわたる施策を展開している。各局のこうした取組を監査するに当たっては、それぞれの事業が抱える社会的背景や執行上のリスクを十分に考慮して対応することが求められている。

令和6年定例監査では、局ごとに重点監査事項を設定し、社会経済状況や事業執行に当たってのリスク等を総合的に勘案してテーマを選定し、複数の着眼点を設け、重点的に監査を行った。

重点監査事項をはじめ各事業の監査においては、手続等の合規性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも事業実施手法が適切であるか否かの確認を行った。

監査の結果、各局別の指摘事項等は後述のとおりであるが、重点監査事項における指摘事項等としては、主な事例として次のようなものがある。

- ・ 災害対策を定める危機管理計画について、必要事項の記載漏れや、災害用備蓄品の管理状況、設備点検不良箇所結果への対応、危機対応研修の実施状況等について、一部適切でない状況が認められた事例
- ・ 医療人材確保のための、修学資金制度について、債権管理に一部適正でない事務処理があるとともに、滞納金回収の取組強化を求めた事例
- ・ 業務委託について、技術提案書で定めた業務内容の変更を口頭協議により行っていたり、仕様書の定める事後検証の報告を行っていない事例

また、重点監査事項以外の指摘事項の中には、次のように複数局にわたる同種の設備点検に係る指摘、最近の法令改正を踏まえた対応をしていないもの、契約や会計制度の基本的なルールを遵守していない誤りも見受けられた。

- ・ 法定の消防用設備点検において、法令に基づく点検を実施していないもの、点検結果報告書における不良箇所の記載漏れ、不良箇所の改善を速やかに行っていない事例
- ・ 石綿の分析調査において、令和5年に施行された規則改正により有資格者による分析調査が必要となったにもかかわらず、資格要件等を仕様書で定めていない事例
- ・ まとめて競争入札にすることで、より公平性・競争性・透明性が確保できるにもかかわらず、複数の随意契約により契約を締結していた事例

これらの事例は、過去の監査で指摘されているものもあり、各局においては、事業の実施等に当たり、同様の誤りを繰り返さないよう心しておくべきである。

具体的には、契約等の制度所管部署においては、複数局で繰り返される指摘事項をは

じめ、同様の誤りが繰り返されることのないよう、各局に対し、改めて規程等に則った適正な執行の徹底を図るとともに、制度変更の際の周知徹底や契約実務に携わる職員への全庁的な教育・研修などに努めることが望まれる。

また、各局は、監査で指摘された事実を真摯に受け止め、同様の事例がないか局内で総点検するとともに原因やその背景を分析し、再発防止に活かしていくことが重要である。また、自局以外の指摘事例についても参考にして、局内におけるルールの確実な周知徹底を行い、相互牽制などのチェック体制や各種事務に係るシステムの運用状況等について再点検し、必要に応じた改善を実施するとともに、実務に即した研修を実施するなど同様の誤りを繰り返すことのないよう努める必要がある。

組織における内部統制体制の整備と適切な運用も重要であることから、各局は自らの事務事業が担う社会的責任や、その一方で抱える執行上のリスクについて、組織的に再確認するとともに、自律的なチェックを日常的に行うなど、事務事業の改善に向け、より一層の実効性ある取組に努められたい。

本監査結果を踏まえ、各局が、適正・適切な事務事業の執行に努め、都民の期待・信頼に応える都政の実現に向けて取り組まれることを期待する。

(別表1) 局別実地監査期間

No	局	実地監査	補足監査
1	政策企画局	令和6年5月9日から15日まで	
2	子供政策連携室	令和6年5月20日、21日及び23日	
3	スタートアップ・国際金融都市戦略室	令和6年5月20日、21日及び23日	
4	総務局（注）	令和6年5月9日から20日まで	
5	財務局	令和6年4月10日から17日まで	令和6年6月6日及び7日
6	デジタルサービス局	令和6年5月9日から15日まで	
7	主税局	令和6年2月2日から3月5日まで	令和6年6月13日及び14日
8	生活文化スポーツ局	令和6年1月9日から1月29日まで	令和6年6月13日及び14日
9	都市整備局	令和6年4月5日から23日まで	令和6年6月10日及び11日
10	住宅政策本部	令和6年4月5日から23日まで	令和6年6月10日及び11日
11	環境局	令和6年2月2日から15日まで	令和6年6月6日及び7日
12	福祉局	令和6年5月8日から29日まで	
13	保健医療局（注）	令和6年5月8日から29日まで	
14	産業労働局	令和6年5月7日から27日まで	
15	中央卸売市場	令和6年1月5日から24日まで	令和6年6月13日及び14日
16	建設局	令和6年2月7日から3月6日まで	令和6年6月10日及び11日
17	港湾局	令和6年4月5日から24日まで	令和6年6月10日及び11日
18	会計管理局	令和6年6月4日から7日まで	
19	東京消防庁	令和6年1月9日から26日まで	令和6年6月10日及び11日
20	交通局	令和6年4月5日から24日まで	
21	水道局	令和6年1月12日から2月14日まで	令和6年6月6日及び7日
22	下水道局	令和6年1月9日から2月5日まで	令和6年6月10日及び11日
23	教育庁（注）	令和6年4月11日から6月6日まで	
24	警視庁（注）	令和6年4月8日から17日まで	令和6年6月6日及び7日
25	選挙管理委員会事務局	令和6年5月13日及び14日	令和6年6月11日
26	人事委員会事務局	令和6年6月6日	
27	監査事務局	令和6年6月7日	
28	労働委員会事務局	令和6年5月8日	令和6年6月10日
29	収用委員会事務局	令和6年5月10日	令和6年6月10日
30	議会局	令和6年5月22日及び23日	

（注）大島支庁管内の事業所は、令和6年4月16日から19日まで、八丈支庁管内の事業所は、令和6年4月23日から26日まで実査を行った。

(別表2) 局別実地監査場所

No.	局	本庁の部	事業所
1	政策企画局	総務部、政策部、戦略広報部、計画調整部、外務部	5
2	子供政策連携室	総合推進部、企画調整部	2
3	スタートアップ・国際金融都市戦略室	戦略推進部、イノベーション推進部	2
4	総務局	総務部、復興支援対策部、人事部、コンプライアンス推進部、行政部、総合防災部、統計部、人権部	8 公文書館、大島支庁、八丈支庁
5	財務局	経理部、主計部、財産運用部、建築保全部	4
6	デジタルサービス局	総務部、デジタル戦略部、デジタルサービス推進部、デジタル基盤部	4
7	主税局	総務部、税制部、課税部、資産税部、徴収部	5 千代田・中央・文京・台東・墨田・品川・渋谷・杉並・練馬・足立・葛飾・八王子各都税事務所、都税総合事務センター
8	生活文化スポーツ局	総務部、都民生活部、都民安全推進部、消費生活部、私学部、文化振興部、スポーツ総合推進部、国際スポーツ事業部、スポーツ施設部	9 東京ウィメンズプラザ、消費生活総合センター、計量検定所
9	都市整備局	総務部、都市づくり政策部、都市基盤部、市街地整備部、市街地建築部、多摩まちづくり政策部、基地対策部	7 第一市街地整備事務所(六町地区整備事務所を含む。)、第二市街地整備事務所、多摩ニュータウン整備事務所、多摩建築指導事務所
10	住宅政策本部	住宅企画部、民間住宅部、都営住宅経営部	3 東部住宅建設事務所、西部住宅建設事務所
11	環境局	総務部、気候変動対策部、環境改善部、自然環境部、資源循環推進部	5 多摩環境事務所、廃棄物埋立管理事務所
12	福祉局	総務部、企画部、指導監査部、生活福祉部、子供・子育て支援部、高齢者施策推進部、障害者施策推進部	7 萩山実務学校、誠明学園、児童相談センター、品川・立川・杉並・江東・小平・八王子・足立各児童相談所、心身障害者福祉センター、北療育医療センター、北療育医療センター城南分園、府中療育センター、中部・多摩各総合精神保健福祉センター
13	保健医療局	総務部、企画部、保健政策部、医療政策部、都立病院支援部、健康安全部、感染症対策部	7 南多摩・多摩立川・多摩小平各保健所、島しょ保健所大島出張所、監察医務院、府中・青梅・板橋各看護専門学校、健康安全研究センター、市場衛生検査所、芝浦食肉衛生検査所、動物愛護相談センター(多摩支所含む。)

No.	局	本庁の部	事業所	
14	産業労働局	総務部、商工部、金融部、産業・エネルギー政策部、観光部、農林水産部、雇用就業部	7 農業振興事務所（区部・西多摩・南多摩・北多摩各農業改良普及センターを含む。）、森林事務所、島しょ農林水産総合センター、家畜保健衛生所、労働相談情報センター、労働相談情報センター大崎事務所、労働相談情報センター池袋事務所、労働相談情報センター亀戸事務所、労働相談情報センター多摩事務所、中央・城北職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター高年齢者校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター八王子校、東京障害者職業能力開発校	20
15	中央卸売市場	管理部、事業部	2 豊洲・食肉・大田・足立・世田谷・北足立・多摩ニュータウン各市場	7
16	建設局	総務部、用地部、道路管理部、道路建設部、三環状道路整備推進部、公園緑地部、河川部	7 第一・第二・第三・第四・第五・第六・西多摩（奥多摩出張所を含む。）・南多摩東部・南多摩西部・北多摩南部・北多摩北部各建設事務所、土木技術支援・人材育成センター、東部・西部各公園緑地事務所、江東治水事務所	16
17	港湾局	総務部、港湾経営部、臨海開発部、港湾整備部、離島港湾部	5 東京港管理事務所、東京港建設事務所（高潮対策センターを含む。）、調布飛行場管理事務所	4
18	会計管理局	管理部	1	
19	東京消防庁 （注1）	企画調整部、安全推進部、総務部、人事部、警防部、防災部、救急部、予防部、装備部	9 装備部装備工場、装備部航空隊、消防学校、第一・第二・第三・第四・第五・第六・第七・第八・第九・第十各消防方面本部、丸の内・ <u>神田</u> ・ <u>芝</u> ・ <u>蒲田</u> ・ <u>矢口</u> ・ <u>渋谷</u> ・ <u>杉並</u> ・ <u>荻窪</u> ・ <u>池袋</u> ・ <u>志村</u> ・ <u>練馬</u> ・ <u>上野</u> ・ <u>千住</u> ・ <u>向島</u> ・ <u>深川</u> ・ <u>江戸川</u> ・ <u>三鷹</u> ・ <u>府中</u> ・ <u>小金井</u> ・ <u>清瀬</u> ・東久留米・ <u>八王子</u> ・町田各消防署	36
20	交通局	総務部、職員部、資産運用部、電車部、自動車部、車両電気部、建設工務部	7 研修所、巣鴨・日比谷各駅務管区、泉岳寺・高島平各乗務管理所、日暮里・舎人営業所、品川・渋谷・巣鴨・南千住・深川・有明各自動車営業所、馬込・志村・木場各車両検修場、浅草線・三田線各電気管理所、工務事務所、志村・大島各保線管理所	20
21	水道局	総務部、職員部、経理部、サービス推進部、浄水部、給水部、建設部、多摩水道改革推進本部調整部、多摩水道改革推進本部施設部	9 中央・東部第一・東部第二・西部・南部・北部各支所、千代田・江東・杉並・新宿・大田各営業所、立川・多摩各給水管理事務所、研修・開発センター、水運用センター、水質センター、水源管理事務所、小河内貯水池管理事務所、東村山・金町・朝霞各浄水管理事務所、小作・三郷各浄水場、東部・西部各建設事務所	25

（注1）各消防署等の監査については、下線の消防署等を会場として集合監査を実施した。

No.	局	本庁の部	事業所	
22	下水道局	総務部、職員部、経理部、計画調整部、施設管理部、建設部、流域下水道本部管理部、流域下水道本部技術部	8 中部下水道事務所（芝浦水再生センターを含む。）、北部下水道事務所（三河島水再生センターを含む。）、東部第一下水道事務所（砂町水再生センターを含む。）、東部第二下水道事務所（中川水再生センター、小菅水再生センター及び葛西水再生センターを含む。）、西部第一下水道事務所（落合水再生センターを含む。）、西部第二下水道事務所（みやぎ水再生センター、新河岸水再生センター及び浮間水再生センターを含む。）、南部下水道事務所、森ヶ崎水再生センター、第一基幹施設再構築事務所、第二基幹施設再構築事務所、北多摩一号・北多摩二号・多摩川上流・清瀬各水再生センター	24
23	教育庁（注2）	総務部、都立学校教育部、地域教育支援部、指導部、グローバル人材育成部、人事部、福利厚生部	7 多摩教育事務所、大島出張所、東部・中部・西部各学校経営支援センター、教職員研修センター、教育相談センター、中央図書館、大島・八丈・神津・淵江・小台橋・杉並工科・世田谷泉・八王子拓真・松が谷・足立新田・深沢・狛江・八王子桑志・翔陽・足立東・園芸・調布南・二橋・晴海総合・豊島・練馬工科・府中工科・両国・城東・鷺宮・中野工科・東久留米総合・久留米西・小松川・江戸川・稔ヶ丘・石神井・青梅総合・瑞穂農芸・本所・橘・光丘・田柄・五日市・多摩・篠崎・国分寺・東村山・東村山西・赤羽北桜各高等学校、両国高等学校附属中学校、小石川・桜修館・立川国際各中等教育学校・立川国際中等教育学校附属小学校・大塚ろう・葛飾盲各学校、水元・調布・田無・白鷺・臨海青海・品川・板橋・青山・港・村山・羽村各特別支援学校、志村・府中けやきの森・花畑・あきる野各学園	75
24	警視庁（注3）	総務部、警務部、交通部、警備部、地域部、公安部、刑事部、生活安全部、組織犯罪対策部	9 中央・久松・三田・麻布・大崎・大森・玉川・目黒・渋谷・野方・荻窪・大塚・池袋・西新井・竹の塚・城東・府中・田無・日野・南大沢・赤羽・志村・練馬・石神井・八丈島各警察署	25
25	選挙管理委員会事務局		1	
26	人事委員会事務局	任用公平部、試験部	2	
27	監査事務局		1	
28	労働委員会事務局		1	
29	収用委員会事務局		1	
30	議会局	管理部、議事部、調査部	3	

（注2）各学校の監査については、下線の学校を会場として集合監査を実施した。

（注3）各警察署の監査については、下線の警察署を会場として集合監査を実施した。

上記のほか、次の財政援助団体に対する実地監査を行った。

所管局	団体
生活文化スポーツ局	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会
交通局	株式会社ほとバス
水道局	東京水道株式会社
下水道局	東京都下水道サービス株式会社

(別表3) 局別指摘事項等一覧

局	No.	重点	区分	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	頁
総務局	1	○	契約 (その他)	廃棄物を分別した上で適正な区分で処理すべきもの	74
	2		契約 (その他)	排出する廃棄物の種類を適正に記載すべきもの	75
主税局	3		都税	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	77
	4		契約 (仕様・積算)	石綿分析調査に必要な資格について仕様書で受託者の要件を適正に定めるべきもの	78
都市整備局	5	○	その他	(建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について) 耐震ポータルサイトの情報更新を適時適切に行うべきもの	80
	6	○	その他	(建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について) 緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度に係る情報発信を適切に行うべきもの	81
	7	○	契約 (その他)	(建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について) ※ポータルサイトのホスティング業務委託について	84
	8		契約 (その他)	事業用地維持委託における発生材に係る処理の適正な執行を図るべきもの	85
	9		契約 (その他)	家屋事前調査委託に係る契約締結手続を適正に行うべきもの	87
環境局	10		契約 (その他)	消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直すべきもの	89
福祉局	11	○	契約 (その他)	(子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について) 業務の履行状況に応じた契約変更手続を行うべきもの	91
	12	○	契約 (その他)	(子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について) 協賛店拡大のための企画・運用に係る技術提案書の業務内容変更を適切に行うべきもの	92
	13	○	契約 (その他)	(子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について) 仕様書の定めに基づき受託者に業務の実績や事後検証結果を報告させるべきもの	93
	14		契約 (その他)	(委託契約における契約変更手続について) 児童発達支援事業所等利用支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの	94
	15		契約 (その他)	(委託契約における契約変更手続について) 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業に係る契約変更手続を行うべきもの	95
	16		契約 (その他)	(委託契約における契約変更手続について) 介護サービス事業所のBCP策定支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの	96
	17		契約 (その他)	東京都難聴児相談支援センターの開設に係る購入備品等の変更を適切に行うべきもの	97
	18		契約 (その他)	委託契約における再委託の取扱いを適正に行うべきもの	97
	19		契約 (仕様・積算)	福祉サービス第三者評価委託契約に係る仕様内容の見直しを行うべきもの	98

局	No.	重点	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
福祉局	20		会計処理（歳出）	資金前渡による支出手続を適正・適切に行うべきもの	99
保健医療局	21	○	債権管理	(看護師等修学資金について) 貸与者台帳に必要事項を記載すべきもの	101
	22	○	債権管理	(看護師等修学資金について) 看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを適切に更新すべきもの	101
	23	○	債権管理	(看護師等修学資金について) ※滞納金の回収に向けた取組の強化について	102
	24		会計処理（歳出）	支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求すべきもの	103
産業労働局	25		契約（仕様・積算）	消防設備定期点検保守委託の仕様書を適切に作成すべきもの	104
	26		財産管理	冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍冷蔵庫について適正な点検整備記録簿の作成及び記録を行うべきもの	106
中央卸売市場	27		歳入（その他）	使用許可の範囲を客観的に確認できるようにすべきもの	108
	28		契約（その他）	関連事業者の内装等に起因する消防設備の不良箇所について指導した記録を作成するとともに早急な改善に向けて指導すべきもの	109
	29		契約（その他）	(休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について) 休開市日の決定に伴い変更となった清掃業務の作業日数に基づき契約変更を行うべきもの	111
	30		契約（その他）	(休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について) 警備委託について必要な仕様を定めるとともに休開市日の変更に伴う契約変更を行うべきもの	112
	31		補助金等	木製パレット廃棄物処理事業負担金の算定に係る最大積載量の設定方法を定めるべきもの	114
建設局	32		契約（その他）	(建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について) (建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単価契約について) 施工に当たり必要な安全対策を講じるよう受注者を指導・監督すべきもの	116
	33		契約（仕様・積算）	(建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について) (建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単価契約について) 特殊製品組合せ費の使用に係る積算を適正に行うべきもの	117
	34		契約（仕様・積算）	(建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について) 公園緑地事務所における給排水衛生設備の維持管理に係る単価契約の積算を適正に行うべきもの	118
	35		契約（仕様・積算）	著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結すべきもの	119
	36		契約（その他）	契約保証金に係る事務について適切に指導し追加納付に係る事務処理を適正に行うべきもの	120
	37		その他	労働安全衛生規則に基づくフォークリフトの定期自主検査について確実な実施が確認できるよう適正に記録を保存すべきもの	121

局	No.	重点	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
港湾局	38		契約（仕様・積算）	消火器具等点検委託の仕様書を適切に作成し、履行確認を適切に行うべきもの	123
	39		契約（その他）	橋の鋼床版への防せい処理に係る使用材料及び施工方法について事前及び事後の確認を適切に行うべきもの	125
東京消防庁	40		契約（仕様・積算）	※物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて	126
交通局	41	○	契約（その他）	適正な消防用設備等点検結果報告書が作成されるよう確認を徹底するとともに各駅に点検結果を共有すべきもの	128
	42		契約（仕様・積算）	単価契約工事における特殊製品組合せ代価について使用方法を定めた上で内容を確認すべきもの	129
	43		契約（仕様・積算）	石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な仕様書を作成すべきもの	132
	44		契約（仕様・積算）	仕様において数量等を適正に定めるべきもの	133
	45		契約（その他）	支障物の移設工事を計画的かつ効率的に行うべきもの	134
	46		契約（その他）	非常用照明について維持管理を適正に行うべきもの	136
水道局	47		歳入（その他）	減額措置に係る事務処理が適正に行われるよう取り組むべきもの	138
	48		歳入（その他）	汚水排出量の算定を適正に行い下水道料金の請求を適正に行うべきもの	140
下水道局	49		債権管理	下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理を適正に行うべきもの	142
	50		契約（その他）	維持補修単価契約工事の安全対策について監督及び履行確認を適正に行うべきもの	143
	51		契約（その他）	下水管路施設の防臭装置を適切に購入すべきもの	145
	52		契約（その他）	灯油の供給単価契約に関する情報を適切に共有するとともに発注を適正に行うべきもの	146
	53		財産管理	時間計の在庫管理を効率的かつ経済的に行うべきもの	147
教育庁	54	○	その他	（学校危機管理計画について） 校内保護の原則を定めるとともに情報連絡手段について保護者へ周知すべきもの	150
	55	○	その他	（学校危機管理計画について） 電気等ライフラインの安全対策を発災時に速やかに行えるよう準備すべきもの	151
	56	○	その他	（学校危機管理計画について） 教職員の危機管理研修を適切に行うべきもの	151
	57	○	その他	（学校危機管理計画について） ※学校危機管理マニュアルについて	152

局	No.	重点	区分	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	頁
教育庁	58	○	その他	(災害用備蓄品について) 災害用備蓄品の管理を適切に行うべきもの	153
	59	○	その他	(災害用備蓄品について) 非常災害時に備蓄機器を確実に使用できるよう機器の点検及び燃料の更新等を適切に行うべきもの	154
	60	○	その他	(災害用備蓄品について) ※備蓄品について	154
	61	○	契約（その他）	(非構造部材点検について) 非構造部材委託点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの	155
	62	○	契約（その他）	(非構造部材点検について) 非構造部材目視点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの	156
	63		契約（履行確認）	防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出ないよう建築基準法第12条に基づく定期点検の履行確認及び検査を適正に行うべきもの	157

(別表4) 区分別指摘事項等一覧

【債権管理】

No.	重点	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	局	頁
21	○	(看護師等修学資金について) 貸与者台帳に必要事項を記載すべきもの	保健医療局	101
22	○	(看護師等修学資金について) 看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを適切に更新すべきもの	保健医療局	101
23	○	(看護師等修学資金について) ※滞納金の回収に向けた取組の強化について	保健医療局	102
49		下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理を適正に行うべきもの	下水道局	142

【都税】

No.	重点	指摘事項件名	局	頁
3		土地の用途の認定を適正に行うべきもの	主税局	77

【歳入(その他)】

No.	重点	指摘事項件名	局	頁
27		使用許可の範囲を客観的に確認できるようにすべきもの	中央卸売市場	108
47		減額措置に係る事務処理が適正に行われるよう取り組むべきもの	水道局	138
48		汚水排出量の算定を適正に行い下水道料金の請求を適正に行うべきもの	水道局	140

【契約(仕様・積算)】

No.	重点	指摘事項件名 (※は意見・要望事項)	局	頁
4		石綿分析調査に必要な資格について仕様書で受託者の要件を適正に定めるべきもの	主税局	78
19		福祉サービス第三者評価委託契約に係る仕様内容の見直しを行うべきもの	福祉局	98
25		消防設備定期点検保守委託の仕様書を適切に作成すべきもの	産業労働局	104
33		(建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について) (建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単価契約について) 特殊製品組合せ費の使用に係る積算を適正に行うべきもの	建設局	117
34		(建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について) 公園緑地事務所における給排水衛生設備の維持管理に係る単価契約の積算を適正に行うべきもの	建設局	118
35		著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結すべきもの	建設局	119

【契約（仕様・積算）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
38		消火器具等点検委託の仕様書を適切に作成し、履行確認を適切に行うべきもの	港湾局	123
40		※物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて	東京消防庁	126
42		単価契約工事における特殊製品組合せ代価について使用方法を定めた上で内容を確認すべきもの	交通局	129
43		石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な仕様書を作成すべきもの	交通局	132
44		仕様において数量等を適正に定めるべきもの	交通局	133

【契約（履行確認）】

No.	重点	指摘事項件名	局	頁
63		防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出ないよう建築基準法第12条に基づく定期点検の履行確認及び検査を適正に行うべきもの	教育庁	157

【契約（その他）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
1	○	廃棄物を分別した上で適正な区分で処理すべきもの	総務局	74
2		排出する廃棄物の種類を適正に記載すべきもの	総務局	75
7	○	（建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について） ※ポータルサイトのホスティング業務委託について	都市整備局	84
8		事業用地維持委託における発生材に係る処理の適正な執行を図るべきもの	都市整備局	85
9		家屋事前調査委託に係る契約締結手続を適正に行うべきもの	都市整備局	87
10		消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直すべきもの	環境局	89
11	○	（子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について） 業務の履行状況に応じた契約変更手続を行うべきもの	福祉局	91
12	○	（子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について） 協賛店拡大のための企画・運用に係る技術提案書の業務内容変更を適切に行うべきもの	福祉局	92
13	○	（子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について） 仕様書の定めに基づき受託者に業務の実績や事後検証結果を報告させるべきもの	福祉局	93
14		（委託契約における契約変更手続について） 児童発達支援事業所等利用支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの	福祉局	94
15		（委託契約における契約変更手続について） 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業に係る契約変更手続を行うべきもの	福祉局	95

【契約（その他）】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
16		（委託契約における契約変更手続について） 介護サービス事業所のBCP策定支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの	福祉局	96
17		東京都難聴児相談支援センターの開設に係る購入備品等の変更を適切に行うべきもの	福祉局	97
18		委託契約における再委託の取扱いを適正に行うべきもの	福祉局	97
28		関連事業者の内装等に起因する消防設備の不良箇所について指導した記録を作成するとともに早急な改善に向けて指導すべきもの	中央卸売市場	109
29		（休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について） 休開市日の決定に伴い変更となった清掃業務の作業日数に基づき契約変更を行うべきもの	中央卸売市場	111
30		（休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について） 警備委託について必要な仕様を定めるとともに休開市日の変更に伴う契約変更を行うべきもの	中央卸売市場	112
32		（建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について） （建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単価契約について） 施工に当たり必要な安全対策を講じるよう受注者を指導・監督すべきもの	建設局	116
36		契約保証金に係る事務について適切に指導し追加納付に係る事務処理を適正に行うべきもの	建設局	120
39		橋の鋼床版への防せい処理に係る使用材料及び施工方法について事前及び事後の確認を適切に行うべきもの	港湾局	125
41	○	適正な消防用設備等点検結果報告書が作成されるよう確認を徹底するとともに各駅に点検結果を共有すべきもの	交通局	128
45		支障物の移設工事を計画的かつ効率的に行うべきもの	交通局	134
46		非常用照明について維持管理を適正に行うべきもの	交通局	136
50		維持補修単価契約工事の安全対策について監督及び履行確認を適正に行うべきもの	下水道局	143
51		下水管路施設の防臭装置を適切に購入すべきもの	下水道局	145
52		灯油の供給単価契約に関する情報を適切に共有するとともに発注を適正に行うべきもの	下水道局	146
61	○	（非構造部材点検について） 非構造部材委託点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの	教育庁	155
62	○	（非構造部材点検について） 非構造部材目視点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの	教育庁	156

【会計処理（歳出）】

No.	重点	指摘事項件名	局	頁
20		資金前渡による支出手続を適正・適切に行うべきもの	福祉局	99
24		支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求すべきもの	保健医療局	103

【補助金等】

No.	重点	指摘事項件名	局	頁
31		木製パレット廃棄物処理事業負担金の算定に係る最大積載量の設定方法を定めるべきもの	中央卸売市場	114

【財産管理】

No.	重点	指摘事項件名	局	頁
26		冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍冷蔵庫について適正な点検整備記録簿の作成及び記録を行うべきもの	産業労働局	106
53		時間計の在庫管理を効率的かつ経済的に行うべきもの	下水道局	147

【その他】

No.	重点	指摘事項件名（※は意見・要望事項）	局	頁
5	○	（建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について） 耐震ポータルサイトの情報更新を適時適切に行うべきもの	都市整備局	80
6	○	（建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について） 緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度に係る情報発信を適切に行うべきもの	都市整備局	81
37		労働安全衛生規則に基づくフォークリフトの定期自主検査について確実な実施が確認できるよう適正に記録を保存すべきもの	建設局	121
54	○	（学校危機管理計画について） 校内保護の原則を定めるとともに情報連絡手段について保護者へ周知すべきもの	教育庁	150
55	○	（学校危機管理計画について） 電気等ライフラインの安全対策を発災時に速やかに行えるよう準備すべきもの	教育庁	151
56	○	（学校危機管理計画について） 教職員の危機管理研修を適切に行うべきもの	教育庁	151
57	○	（学校危機管理計画について） ※学校危機管理マニュアルについて	教育庁	152
58	○	（災害用備蓄品について） 災害用備蓄品の管理を適切に行うべきもの	教育庁	153
59	○	（災害用備蓄品について） 非常災害時に備蓄機器を確実に使用できるよう機器の点検及び燃料の更新等を適切に行うべきもの	教育庁	154
60	○	（災害用備蓄品について） ※備蓄品について	教育庁	154

東京都財務諸表等の監査

1 監査の目的

令和5年度の各会計の歳入歳出決算を補完する資料として作成される東京都財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書及び附属明細書）が、東京都会計基準に基づいているかを確認することを目的として実施した。

2 監査対象及び期間

東京都財務諸表（一般会計及び18特別会計）及びその基となる「局別会計別財務諸表」に対し、公営企業会計のみを所管する2局（交通局及び下水道局）を除く全28局において監査を実施した。

- ① 局別会計別財務諸表 令和6年8月1日及び2日
- ② 東京都財務諸表 令和6年8月21日

3 監査の方法

- (1) 財務諸表相互間の整合性の確認
- (2) 前期の財務諸表との継続性の確認
- (3) 歳入歳出決算との整合性の確認
- (4) 財産情報システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (5) 物品管理システムの残高と貸借対照表残高との整合性の確認
- (6) 貸借対照表の科目別残高の確認
 - ア 「財産に関する調書」との突合
 - イ 当期の増減について関係書類（購入原議等）との照合（抽出による）
 - ウ 減価償却計算に関する確認（抽出による）
- (7) 決算整理手続の確認
 - 不納欠損引当金、貸倒引当金、投資損失引当金、退職給与引当金及び賞与引当金等について、計上額や算定の根拠となる計数を確認
- (8) 特異科目の確認
 - 特に留意する必要がある科目及び科目名等からは内容が明確でない科目（その他行政費用など）について、計上した理由や妥当性を確認

4 監査の結果

監査の対象とした財務諸表については、前記の方法により監査した限り、重要な点において東京都会計基準に基づいて作成されているものと認められる。

なお、局別会計別財務諸表の監査日において、歳入歳出決算との整合性、財産情報システム及び物品管理システムと貸借対照表との整合性等について、表のとおり、監査対象とした28局中10局で問題点が認められた。収入未済等の計上誤りが3局で189億余円、仮勘定の計上誤りが3局で52億余円、公有財産の計上誤りが6局で28億余円、債権の計上誤りが4局で13億余円、物品の計上誤りが5局で2億余円となっていた。

(表) 監査日において認められた問題点

区分	金額 (百万円)	対象局
収入未済等	18,935	住宅政策本部、福祉局、産業労働局
仮勘定	5,261	デジタルサービス局、福祉局、建設局
公有財産	2,820	総務局、住宅政策本部、産業労働局、建設局、港湾局、東京消防庁
債権	1,397	デジタルサービス局、都市整備局、福祉局、保健医療局
物品	218	デジタルサービス局、福祉局、保健医療局、産業労働局、建設局

これらについては、東京都財務諸表において一部を除いて監査期間中に修正したことを確認したが、公有財産や物品の登載漏れ、過大登載等については、歳入歳出決算附属書類に誤りがあることが判明したことから、各会計歳入歳出決算審査意見書において指摘事項としている。

また、貸借対照表における固定資産のうち著作権に関して、第三者への譲渡又は利用許諾が見込まれなくなった著作権は公有財産から除外できるようになるなどの関係規定の見直しが行われ、令和6年4月から施行された。

関係局においては、著作権の取得価格の考え方の更なる周知を図り、各局の支援を行われたい。

各局においては、財務諸表をより正確に作成するため、適切な事務処理を徹底された。

第3 監査の結果（局別）

第3 監査の結果（局別）

【重点監査事項】

重点監査事項の選定理由、着眼点及び結果の概要は、以下のとおりである。

局名	政策企画局	テーマ	都政広報におけるMy TOKYOの活用について
<p>【選定理由】</p> <p>近年、デジタル技術の発達とともに、コロナ禍においてSNSでデマ等の偽情報が拡散する事態が生じている。総務省が行った調査によれば、この要因は、SNSにおいては一般利用者でも容易に情報を発信でき、偽情報等も拡散されやすいためであり、このような状況は、利用者が多様な情報を基に物事を正確に理解し、適切に判断することを困難にするおそれがあるとされている。</p> <p>したがって、偽情報の氾濫や拡散を防ぎ、都民に適切に判断してもらうためには、正確な情報を一般の利用者が入手しやすい媒体へ素早く発信し、社会に周知する仕組みを構築することが考えられる。</p> <p>ところで、局は「伝わる広報」を戦略的に展開することとして、都政を取り巻く諸情勢や各局の施策の動向を把握し、行政サービスの向上を目指すため、一人ひとりに合わせた情報をタイムリーに届けるポータルサイト（注）「My TOKYO」を、令和4年4月から公開している。</p> <p>このため、従来の東京都公式ホームページに加えての開設であることから、その位置付け、有用性、事業効果及び利用者目線の使いやすさとなっているかについて確認する必要がある。</p> <p>また、今後、各局ホームページとどのように連携等を行い、都の広報目的を達成していくのかを確認する必要がある。</p> <p>加えて、サイトの構築、運用に係る委託契約について、収集する個人情報について十分な管理を行っているかを含めて確認する。</p> <p>このため、下記の着眼点に基づき監査を行った。</p> <p>（注）インターネット上の様々なサービスや情報を集約して、簡単にアクセスできるようにまとめたウェブサイト</p>			
<p>【着眼点】</p> <ol style="list-style-type: none">① 事業実績は計画のとおりに進捗しているか② 事業効果の測定を行っているか③ 委託契約は適切に行われているか			

局名	政策企画局	テーマ	都政広報におけるMy TOKYOの活用について
----	-------	-----	-------------------------

【結果の概要】

局は、東京に関心のある内外の人々が都とデジタルで直接つながる新たなプラットフォーム「TOKYOデジタルプラットフォームZERO」を構築していくため、令和4年4月に、新しいサイト「My TOKYO」を簡易なシンプル版で一般公開した。さらに、当該サイトを運用しながら収集した利用者の意見等を反映させ、デザインも一新し、令和5年4月に、アップデート版を本格稼働させている（図）。

（図）「My TOKYO」トップページ



「My TOKYO」では、利用者との双方向コミュニケーションを実現するため個別の掲載記事への評価を収集しており、令和5年度はさらにコメント欄を増設し、その評価や意見を記事の作成者である各局へ提供していること及びLINEやメールによる新着記事のプッシュ配信など機能を拡充したことを確認した。

局は、事業効果の指標について、令和5年度は200万PV（ページビュー）（注1）と設定したが、令和5年度の実績は約118万PVであった。

そこで局は、本サイトの認知度を向上させるため、随時、ウェブ広告、公式SNSでの発信等を実施したほか、都公式LINEの「友だち」登録者約100万人全員を対象に令和5年7月に実施したアンケート等の結果を踏まえ、改修や機能の改善を行ったことを確認した。具体的には、「おすすめ記事を表示する機能が良い」という意見があった一方、「興味のある情報に出会えなかった」、「個人情報登録したくない」という意見もあったことを踏まえ、①トップページの「おすすめを見る」ボタンをわかりやすいものに改める、②ユーザー登録を行わなくても、閲覧者がcookieを有効化することにより表示している記事の件数を、6件から12件へ増やすといった改善を行った。

局名	政策企画局	テーマ	都政広報におけるMy TOKYOの活用について
<p>【結果の概要】</p> <p>プッシュ配信機能を備えているためメールアドレスを収集することから、委託仕様書においてサイトの開発及び運用支援業務の受託者に対し、東京都サイバーセキュリティ基本方針、東京都サイバーセキュリティ対策基準に基づく個人情報の適正な取扱いを求めている。受託者のサーバ管理状況については、第三者機関の認証（ISO 27017 及び ISO 27018）（注 2）を取得していることを確認した。</p> <p>以上のとおり、計画どおりの開発を進め、利用者意見等を反映した改善も実施されているが、局は、双方向性を重視した「伝わる広報」を展開するに当たってはサイトの認知度の向上が不可欠であることから、今後、東京都公式ホームページや各局ホームページ内での「My TOKYO」へのリンク設定や、ニュース配信アプリケーション等との連携配信など、更なる取組を検討する必要があるものと考えられる。</p> <p>（注 1）利用者がウェブサイトのページにアクセスした回数である。同じページを再度見ても計上される。</p> <p>（注 2）ISO は国際標準化機構の略称である。ISO 27017 は、クラウドセキュリティの認証であり、ISO 27018 は、クラウド上の個人情報に特化した認証である。</p>			

局名	子供政策連携室	テーマ	子供の健やかな成長を支援する事業の取組について
<p>【選定理由】</p> <p>室は、子供や子育て家庭が直面する複雑化・複合化した課題に対し、分野横断的視点から企画・調整機能を発揮するとともに、子供に関する実態調査や国内外の先進事例の調査・研究等により課題を抽出し、既存の枠組みに捉われない組織横断的な取組や政策分野の垣根を超えた先進的な取組を推進しており、政策分野の垣根を超えて関係局からなる推進チームを立ち上げたところである。</p> <p>組織横断推進チームによるリーディングプロジェクトのうち「乳幼児「子育て」応援プログラム推進事業」及び「ファミリー・アテンダント先進事例創出事業」は令和5年度から新規に実施した補助事業である。</p> <p>「乳幼児「子育て」応援プログラム推進事業」については、時代の変化はますます激しく、不確実性が増す中、自己肯定感や社会性といった、非認知能力をいかに育み、子供たちが自らの力で未来を切り拓く力を伸ばしていくかが一層重要になっており、幼稚園・保育所等のどちらに通っていても、乳幼児期から同年齢・異年齢の子供や、保護者以外の大人との関わりを通じて、様々な体験・経験ができる環境を整え、全ての子供の生涯発達における土台形成を支援するものである。</p> <p>また「ファミリー・アテンダント先進事例創出事業」については、核家族化やコミュニティの希薄化が進み、子育て家庭の感じる孤独や不安が増している中、子育て家庭を見守り、寄り添うアウトリーチ型の支援の充実を図るものである。</p> <p>以上を踏まえ、当該2事業については、室の中核的な取組として位置付けられていることから、重点的に監査を行った。</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 補助金等の支出は、予算どおりの適切な規模になっているか</p> <p>② 事業成果を踏まえ、効果検証が適切に行われているか</p> <p>③ 補助金等事業に係る事務手続は適正に行われているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>室が令和5年度から新規に実施する補助事業等のうち、「乳幼児「子育て」応援プログラム推進事業（都と国立大学法人東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター（以下「CEDEP」という。）との幼児教育・保育に関する協定を含む）」及び「ファミリー・アテンダント先進事例創出事業」について、監査を実施した。</p> <p>乳幼児「子育て」応援プログラム推進事業について、子供は日々の遊びの中で興味・関心の幅を広げながら、子供を取り巻く世界を「探究」し成長していることから、室は、探究活動（注）実践のための工夫や子供の好奇心・探究心を高めるための具体的な活動事例を定めた共通プログラムを策定するとともに、「光」・「植物」といったテーマに沿って乳幼児の興味・関心に応じた探究活動の実践を後</p>			

局名	子供政策連携室	テーマ	子供の健やかな成長を支援する事業の取組について
<p>【結果の概要】</p> <p>押しすることとしている。また、ファミリー・アテンダント先進事例創出事業については、子育て世帯への家庭訪問等を通じ、日常的な不安や悩みに寄り添うとともに、都内各地の展開へとつなげていくための先進事例を構築することにより、子育て世帯の孤独・孤立対策を強化していくことを目的としている。</p> <p>(注) 乳幼児期から同年齢・異年齢の子供や、保護者以外の大人との関わりの中で、様々な体験・経験ができる環境を整え、全ての子供の生涯発達における土台形成を支援する活動</p> <p>そこで、補助金等の支出の適切性について見たところ、事業初年度である令和5年度の執行状況は一部低いものの、目的であるプログラムの策定及び先進事例の構築は行われていることを確認した。</p> <p>また、事業成果を踏まえた効果検証の適切性について見たところ、乳幼児「子育て」応援プログラム推進事業については、プログラムの策定過程において、実践協力園が探究活動の実践によって把握した課題や実践協力園及び保護者へのアンケート結果を踏まえ、新たに「音」・「表現」・「色」など更なるテーマを反映させた完成版プログラムを策定したことを確認した。</p> <p>さらに、探究活動実践後の実践協力園や保護者へ実施したアンケート結果では、乳幼児への問いかけや声掛けの難しさに言及した意見、今後の幼児教育・保育の充実に役立つといった意見のほか、子供たちの変化として、自発的に行動するようになった、友達と積極的に関わるようになったなど、実践前と比べて発信、表現、意欲の増加が見受けられたといったプログラムを評価する意見があった。</p> <p>ファミリー・アテンダント先進事例創出事業については、子育て世帯から「本家庭訪問のように話せる場があると安心する」などの意見を得られたほか、継続的な訪問が必要な家庭の状況を把握するなど、子育て家庭を見守り・寄り添う、アウトリーチ型支援を展開していることを確認した。</p> <p>また、「乳幼児「子育て」応援プログラム推進事業協力金交付要綱」、「CEDEP との幼児教育・保育に関する協定」及び「ファミリー・アテンダント先進事例創出事業補助金交付要綱」に係る交付申請、実績報告等の関係書類等を確認し、事務手続に問題点は見受けられなかった。</p>			

局名	スタートアップ・国際 金融都市戦略室	テーマ	東京開業ワンストップセンターによる開業手 続の支援について
----	-----------------------	-----	----------------------------------

【選定理由】

室は、「世界一ビジネスのしやすい都市・東京」を実現するため、国際戦略総合特別区域（注1）の一つとして「アジアヘッドクォーター特区」の指定を国に申請し、平成23年12月に指定を受けている。また、平成24年10月に、東京へ進出を希望する外国企業のためのワンストップ相談窓口としてビジネスコンシェルジュ東京（注2）を開設し、平成27年4月には、国家戦略特区制度（注3）に基づき、都と内閣府が共同で東京開業ワンストップセンター（以下「センター」という。）を開設した。両事業は、東京進出を要望する外国企業へ支援策を提供するものであり、室は、東京進出に関心がある企業を捕捉するため、東京市場の魅力の発信や外国企業の誘致等を行う情報発信拠点である「Access to Tokyo」をロンドンほか4か所に設け、両事業の案内等を行っている。

ビジネスコンシェルジュ東京が、ビジネス面から生活面まで外国企業を総合的に支援し、ビジネスマッチングやコンサルティング等のサービスを提供するのに対し、センターは、外国企業だけでなく国内外を問わず、東京で拠点を設立しようとする時に必要となる各種手続を一元的に行えるようにするためのサービスの提供と、スタートアップ企業等が開業しようとする際の手続に係る相談にも対応する、ワンストップの窓口である。

センターでは、法人設立や事業開始時に必要な行政手続（定款認証、登記、税務、健康保険、厚生年金保険、入国管理、雇用保険、労働保険）を1か所で行うことができるよう、各省庁及び主税局から派遣された相談員が質問に対応し、申請書類の受付まで行っている。

センター運營業務の主な業務は、図のとおり総合受付であるが、センター運營業務については、室が一括して業務委託により実施している。センターは、このほかに、中小企業診断士等を配置して経営相談など開業に伴う相談に対応するとともに、定期的に東京開業支援セミナー等を開催している。

(図) フロアマップ



局名	スタートアップ・国際 金融都市戦略室	テーマ	東京開業ワンストップセンターによる開業手 続の支援について
<p>【選定理由】</p> <p>コロナ禍を経て、企業活動や訪日外国人数が回復基調にあることから、センターが、外国企業やスタートアップ企業等の開業のための行政手続をサポートするという当初の目的を果たしているか、サービスの見直しや利用者等の声に基づく改善が図られているかなど、東京開業ワンストップセンターによる開業手続の支援について、監査を行った。</p> <p>(注1) 総合特別区域法（平成23年法律第81号）を根拠に平成23年度に創設された特区制度で、国際戦略総合特別地域と地域活性化総合特別区域とがある。政策課題解決の実現可能性が高い区域における取組に対して、総合特区ごとに国と地方で協議会を設けて協働プログラムとして推進する。</p> <p>(注2) 東京で起業や事業展開を検討している外国企業向けに、ビジネス面から生活面までをトータルに支援する室が設置する総合窓口である。特に「アジアヘッドクォーター特区」に進出を計画している外国企業に対し、ビジネス交流支援や専門的なコンサルティングサービスを提供し、事業展開をバックアップするとしている。</p> <p>(注3) 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）を根拠に平成25年度に創設された特区制度で、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点を形成する目的で、国が指定する区域内で大胆な規制改革を実行する。</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 事業は適切に行われているか</p> <p>② サービスの見直しや改善が図られているか</p> <p>③ 委託契約は適切に行われているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、室は、都が実施する業務について委託しており、センターが適切に運営されるよう、受付や相談業務のため常時整備すべき体制等を明示し、日報、定期報告、四半期ごとの業務報告書の提出を求めており、これらの報告書等により、運営が仕様のとおり実施されていることを確認した。</p> <p>センターの利用者数については、コロナ禍において減少したものの増加傾向にあり、特にオンラインによる相談者数が増加しており、地理的・時間的要因から来所が難しい利用者のニーズにも対応していることを確認した。</p> <p>室は、利用者を開拓するため、開業支援セミナー・出張相談会の実施を、年間累計参加者数等の目標値を示して義務付けており、着実に達成していることを業務報告書により確認した。また、室はセンター利用者へのアンケートやセミナー参加者へのアンケートにより、利用者の意見等の把握</p>			

局名	スタートアップ・国際 金融都市戦略室	テーマ	東京開業ワンストップセンターによる開業手 続の支援について
<p>【結果の概要】</p> <p>に努めており、センターの利用者からは、ビザの相談から、会社設立までの相談と手続きが一括で行えてありがたい、メール相談でも返信が丁寧で早い等の意見があった。また、セミナー参加者からは、起業に関する一般的な情報を知ることができ良かった、特定の支援についてさらに詳細を知りたいので連絡したい等の評価する意見を得ていた。</p> <p>サービスについては、平成 28 年 12 月から全てのサービスについて受付が可能となったこと、平成 29 年 4 月から中小企業診断士等による専門家相談を開始したこと、さらに専門家相談については電話相談も開始したことにより、段階的にサービスを拡充したことを確認した。</p> <p>また、スタートアップ企業等の開業も支援対象としていることから、平成 29 年度に、サテライトセンターを 2 か所設置し、利用者の利便性の向上を図っている。</p> <p>室は、「世界一ビジネスのしやすい都市・東京」を実現するため、ロンドンほか 4 か所の情報発信拠点で、東京への進出に関心がある企業の発掘や、東京進出時の支援事業等の紹介を行っており、センターとビジネスコンシェルジュ東京とが連携して利用者にサービスを提供することも、この支援事業の一つである。センターは、申請又は相談内容によっては必要に応じ、利用者をセンター内に併設しているビジネスコンシェルジュ東京及び東京圏雇用労働相談センター（注）へ速やかに案内するなど、事業間の連携を行っている。</p> <p>こうした外国企業誘致に向けた取組の結果、令和 3 年度から令和 4 年度までにデータ関連企業等 20 社、金融系外国企業 25 社の誘致を確認した。</p> <p>なお、センターは、国家戦略特区制度に基づく取組として、令和 5 年度に、国家戦略特別区域会議において、「外国人を含めた開業促進に効果があったと見込まれる」ことから、当初の目標を達成しているという評価を受けている。</p> <p>また、センターは、国際戦略総合特別特区（アジアヘッドクォーター特区）の区域計画を推進する取組として、内閣府総合特別区域評価・調査検討会の令和 4 年度評価書において、「中小企業診断士が開業手続きに係る相談に対応し、円滑に行政手続きが行えるよう支援した」及び「東京での会社（拠点）の設立時に必要となる各種手続きに一元的に対応するサービスを提供した」との評価を受けている。</p> <p>委託契約については、契約書等を確認し、指摘すべき事項はなかった。</p> <p>（注）厚生労働省が設置する、グローバル企業等における労使トラブルの防止のため、弁護士等による無料相談を実施する窓口</p>			

局名	総務局	テーマ	防災に関する普及広報について
<p>【選定理由】</p> <p>局は、都民の防災意識の向上と防災知識の普及啓発を図るため、防災ブック「東京くらし防災」・「東京防災」の発行、「東京都防災アプリ」の提供などを行う事業を実施している。</p> <p>先般の令和6年能登半島地震をはじめ、各地で自然災害が頻発していること、令和5年は関東大震災から100年の節目にあったことから、都民からも防災への取組が注目されている。</p> <p>局は、これらを踏まえ、「自助」「共助」の更なる促進を図るため、令和5年度は、①「防災ブック『東京くらし防災』・『東京防災』」をリニューアルし、都内全世帯に配布するとともに、②「東京都防災アプリ」のアップデートを行うとしている。</p> <p>また、関東大震災100年を契機としたムーブメントの一環として、③「関東大震災100年イベント」、防災専門家を町会・自治会等に派遣する④「関東大震災100年出前講座」を実施している。</p> <p>そこで、これら4つの事業が効果的に実施されているか、事業の実施に係る手続が適切に行われているか等について監査を行った。</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 各事業は効果的に実施されているか</p> <p>② 誰もが使いやすい、参加しやすいものとなっているか</p> <p>③ 各事業の契約手続や履行確認は適切に行われているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、局は、関東大震災から100年という防災に注目が集まる機会を捉え、自分の身を自分で守るという「自助」の行動に繋がるよう都民の防災意識の向上や防災知識の普及啓発のための各事業に取り組んだことを確認した。防災ブック「東京くらし防災」・「東京防災」（以下「防災ブック」という。）については、災害を取り巻く最新の情報を盛り込むとともに、都における住民の居住形態に占めるマンションの割合の高さを踏まえ、マンション防災の記載を充実させている。また、防災ブックを手にした人が、日常備蓄や非常用持ち出し袋の準備など、いつもの暮らしの中でできる様々な防災行動を紹介するなど、手元において活用してもらえるよう工夫していることを確認した。</p> <p>高齢者や障害者、外国人等、防災や災害時の情報を入手困難な人への対応について、防災ブックでは、視覚障害者向けに音声で内容を確認できるよう音声コード（注）を付加し、外国人向けに多言語（英語・中国語簡体字・中国語繁体字・韓国語）の電子版をホームページに公開している。視覚障害者向けの点字版及び音声版や外国人向けの多言語版等は令和6年度に対応することとしている。また、東京都防災アプリでは、従来の一般モードに、ひらがなの多いキッズモード及び文字が大きいシニアモードを導入して簡単に切り替えることができる機能を追加し、これまでの日本語・英語・中国語簡体字・中国語繁体字・韓国語に「やさしい日本語」を追加したことなどを確認した。</p>			

局名	総務局	テーマ	防災に関する普及広報について
<p>【結果の概要】</p> <p>しかしながら、別項指摘事項のとおり、リニューアルに伴い旧版となる防災ブックに係る廃棄処理において、一部適正でない事務処理が認められたため、改善を求めた。</p> <p>(注) 文書をコード情報（音声コード）に変換して印刷した二次元コードで、活字文書読上げ装置やスマートフォン用アプリを使って音声化する。</p>			

局名	財務局	テーマ	普通財産(土地)の管理について
<p>【選定理由】</p> <p>令和5年3月末日現在の公有財産について、令和5年6月30日に公表された財政のあらましを見ると、地方公営企業の事業用財産を除く都の公有財産12兆余円のうち土地の価格は7兆余円(58.9%)を占め、土地は主要な財産として位置付けられる。この土地のうち普通財産の面積は約846万㎡、その中で財務局(財産運用部)が所管する土地は約464万㎡で都の過半を占めており、局は、貸付財産、管理不適正財産及び保有財産の3つに区分して管理している。</p> <p>貸付財産は、賃貸借契約や無償貸付契約等に基づき、都以外の者に建物所有を目的として貸し付けている財産である。管理不適正財産は、現に権原を有しない者によって占有されている財産であり、その大部分は、終戦直後の社会的混乱期に適正な手続がなされないまま使用開始されたなど、複雑な経緯を伴うものとなっている。保有財産は、貸付財産及び管理不適正財産以外をいい、用途廃止や未利用のため各局から引き継がれた土地及び先行取得した土地を、局で集中管理しているものの総称であり、各局が事務事業用地として利用するよう調整を行っている。</p> <p>また、局は、主に有償貸付財産及び未利用地を対象とし、巡回管理や境界確認、草刈、フェンスの設置等の維持保全業務を公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している。</p> <p>貸付財産について地所賃貸料に係る債権の未納額を見ると、令和4年度末は786万余円で、令和3年度末の622万余円より増加している状況が認められる。また、局は、保有財産について、利活用に向け、待機児童対策をはじめとする福祉インフラ整備など施策に連動した取組などを推進しているとしている。このため、局が所管する普通財産の土地の各区分の管理状況について、監査を行った。</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 貸付財産について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地所賃貸料の未収債権について適正に管理されているか ・地所賃貸料等が無償となっている場合などについて適正といえるか <p>② 保有財産等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利活用に向けた取組等は適切に行われているか <p>③ 貸付及び保有両財産に係る維持保全業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の対象の範囲が適切か。網羅的なものとなっているかなど仕様は適切か ・仕様のとおり履行されているか ・月次報告書の内容を確認し、適切に対応しているか 			
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、貸付財産の管理について、地所賃貸料の未収額はコロナ禍の影響もあり、選定理由に述べたとおり令和3年度より増加している。そのうち、未払状況が6か月以上継続している事案11件の全てをみたところ、局は事案別に債権管理台帳を作成し処理経過を記録するとともに、毎月債務者等に催告状を送付している。また、普通財産(土地)を無償で貸し付けている7件</p>			

局名	財務局	テーマ	普通財産(土地)の管理について
<p data-bbox="181 257 376 293">【結果の概要】</p> <p data-bbox="165 315 1410 400">の全てをみたところ、局は事案ごとに決定経緯・契約書・更新申請・承認等、処理経過等を記録しており、貸付先の選定や用途については、公共性や公益性等を考慮していることを確認した。</p> <p data-bbox="165 423 1426 947">保有財産等の利活用については、局は、平成 28 年には都有地活用推進本部を設置し、令和 4 年度までは区市町村の保育所等整備事業を、令和 5 年度から都と区市町村が連携して取り組む広域的行政課題、区市町村が抱える地域固有の行政課題にまで対象を拡大して、都有地活用の取組を進めている。「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」では、令和 5 年度末時点で 19 件 (18,580 m²) の保育所等整備が行われている。また、「施策運動型」の財産利活用として、令和 2 年度末時点で主に 10 事業において 101 件 (176,870 m²) の都有地活用が行われている。そして、局は、今後とも、財産利活用の実施方針として平成 28 年度に策定した「都有施設等総合管理方針」に基づき、計画的な維持更新に向けた用地の確保等、都政を取り巻く喫緊の課題に対応するための財産利活用、都有財産の適切かつ効率的な管理と情報公開の徹底といった視点により、引き続き都有財産の一層の利活用を図っていくことを確認した。</p> <p data-bbox="165 969 1410 1328">ところで、局は、維持・保全等の管理業務について、業務の効率化やコスト低減等を目的として、主に有償貸付財産及び未利用地を対象に、公益財団法人東京都道路整備保全公社に委託している。公社への委託業務は、巡回管理・樹木剪定、フェンス等の設置・補修、住民対応・苦情処理、分筆手続・測量登記、一時貸付・一時立入承認など、財産管理全般である。そして、局は公社から提出された月次の作業報告書、業務報告書等を確認し、フェンスが壊れていた場合や不法投棄があった場合など、必要に応じて指示を行うなど、維持保全業務委託の適切な履行をチェックしていることを確認した。</p> <p data-bbox="165 1350 1410 1435">局は、未だ活用に至っていない都有財産について、引き続き更なる利活用の促進に向けて、各局と連携して事業に取り組んでいくとともに、適切な財産管理を行っていく必要がある。</p>			

局名	デジタルサービス局	テーマ	いつでも通信できる環境の確保について
<p>【選定理由】</p> <p>都は、5Gを中心とした高速モバイルネットワークを「電波の道」TOKYO Data Highway として整備を推進するため、令和元年8月に「TOKYO Data Highway 基本戦略」を策定している。</p> <p>本戦略では、TOKYO Data Highway を21世紀の基幹的公共インフラと位置付け、東京の更なる成長と社会的な課題を解決して都民の生活の質の向上を目指すこととしている。</p> <p>通信インフラ整備にあたっては、高速かつ大容量の通信に必要となる高周波数帯の5Gサービスの整備が急務であり、また、災害や通信障害時の通信手段として誰もが無料で使うことができる公衆Wi-Fiなど複数の通信手段の多重化も不可欠となっている。さらに、訪日外国人の通信手段としても利便性が高く、整備を進めることが東京の魅力をより一層高めることにつながる。</p> <p>局では、令和5年度に、公衆Wi-Fiや衛星通信などの通信手段を加え、「つながる東京」展開方針を策定し、「つながる東京」が目指す全体像と、通信手段ごとの整備・活用に関する取組の方向性、2030年を目標としたロードマップ等を示した上で、新たな施策を展開している。ロードマップによれば、災害時の通信手段の多重化や訪日外国人の利便性向上のため、令和7年度末までに、OpenRoaming（注）に対応した公衆Wi-Fiの設置を約1,300の都有施設において整備し、区市町村及び民間施設に働きかけ等を行うこととしている。</p> <p>今回の監査では、都有施設に関するものについて行うこととし、新たに3か年で計画的に整備することから、計画の作成状況及び整備状況を確認することで、事業が適切に実施されているかについて監査を行った。</p> <p>（注）OpenRoaming</p> <p>高い安全性と利便性を特長とし、一度の設定で国内・国外のOpenRoaming対応のWi-Fiスポットに自動で接続することが出来る。</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 計画は適切に作成されているか</p> <p>② 計画的に整備されているか</p> <p>③ 関連契約の事務手続は適切に行われているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、局は、令和5年度に「つながる東京」展開方針を策定し、都内全域で、いつでも、誰でも、どこでも、何があっても「つながる東京」を実現するために2030年を目標としたロードマップに基づき、様々な施策を展開しているところである。その中で都は安全な通信で対応アクセスポイントに自動接続できる特徴を持つ国際規格であるOpenRoaming対応のWi-Fiを推奨している。官民が連携して整備していくため、旗振り役である都は、近年多発する豪雨災害など自然災害にも備え、災害時における通信の多重化や訪日外国人の利便性向上などを図るため、避難所等となる都立学校など都有施設への整備を積極的に推進するとともに、区市町村に対して避難所等へ</p>			

局名	デジタルサービス局	テーマ	いつでも通信できる環境の確保について												
<p>【結果の概要】</p> <p>の整備を技術的に支援し、民間施設には自主的な整備の働きかけを行うとしている。都有施設は令和7年度末までに約1,300か所の整備を計画している。対象となる施設や年度ごとの整備数等の計画について、都有施設等のうち都立学校や都税事務所などの主に都民が利用する施設を対象として、各局に対し、公衆Wi-Fi機器の設置について調査を行い、表のとおり、適時に整備計画が作成されていることを確認した。</p> <p>令和5年度の整備実績については、計画数646か所のところ638か所を整備していることから、概ね計画どおりに進捗していることを確認した。また、全区市町村に対して説明会を実施し「Open Roaming Wi-Fi」の技術や基盤について説明を行うとともに、基礎的なWi-Fi技術や区市町村施設に整備するOpenRoamingの設計等の相談に対応するなどの伴走型技術支援の取組などを進めていること、民間施設には働きかけを行っていることを確認した。</p> <p>また、当該事業に関する契約関係書類を抽出で確認したところ、事務手続については、問題点は見受けられなかった。</p> <p>(表) OpenRoaming 対応 Wi-Fi 整備に係る整備計画等 (単位：箇所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度 項目</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> <th>令和7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画数</td> <td>646</td> <td>239</td> <td>399</td> </tr> <tr> <td>実績数</td> <td>638</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				年度 項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	計画数	646	239	399	実績数	638	—	—
年度 項目	令和5年度	令和6年度	令和7年度												
計画数	646	239	399												
実績数	638	—	—												

局名	主税局	テーマ	徴収猶予適用案件の債権管理について
<p>【選定理由】</p> <p>局は、都税の納税が困難な場合における徴収の猶予を行っており、令和2年4月からは、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難となった場合にも対応すべく、特例的な猶予も行った。</p> <p>都税の徴収猶予の適用案件数は、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度及び令和3年度に著しく増加した（令和元年度末:約千件、令和2年度末:約3万件、令和3年度末:約2万件、令和4年度末:約3千件、令和5年9月末:約2千件（注））。また、当該感染症に対応した徴収猶予の特例制度に係る申請受付は終了しているものの、例年と比べると、未だに徴収猶予適用案件数は高水準で推移していることから、債権管理上のリスクは高まっていることが懸念される。</p> <p>このため、徴収猶予適用案件の債権管理が適切に行われているかについて、監査を行った。</p> <p>（注）実査時における直近（令和6年1月末）の件数:約600件</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 徴収猶予の要件審査や適用期間における分納の履行管理等は、適切に行われているか</p> <p>② 猶予期間終了後の初動対応（催告等）は、迅速に行われているか</p> <p>③ 初動後の滞納整理事務（納税交渉、財産調査、差押えなどの滞納処分等）は、適時適切かつ効果的に行われているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例が終了した後の、既存の猶予制度に基づく申請の審査案件について、局が、要件審査を適正に行った上で猶予を適用し、猶予期間における分納の履行管理については、分納が途切れた際には催告や猶予取消しの対応を適切に行っていることを確認した。</p> <p>また、過年度（令和2年度から令和4年度まで）に徴収猶予を適用し、監査日時点で猶予の期間が終了し、都税の未納が残っている案件について、局は、漏れなく迅速に督促状の送付や催告（書面・電話及び臨戸）等の初動対応をとっていた。それでも滞納となった案件については、適時適切に納税交渉、財産調査、差押えなどの滞納処分等を実施することで、効果的な滞納整理事務を行っていることを確認した。</p>			

局名	生活文化スポーツ局	テーマ	パラスポーツの振興について
<p>【選定理由】</p> <p>局は、「東京都スポーツ推進総合計画」（平成30年3月策定）及び「『未来の東京』戦略」（令和3年3月策定）に基づき、障害の有無・年齢にかかわらず、パラスポーツを楽しむための取組を推進している。</p> <p>「『未来の東京』戦略」では、「スポーツフィールド東京戦略」（以下「戦略」という。）が掲げられており、パラスポーツの振興は、重要な局所管事業の一つとして位置づけられている。局は、戦略に基づき、「場の確保」、「支える人材の育成」、「理解促進」、「競技力向上」の視点から、パラスポーツ振興に向けた施策を展開している。</p> <p>戦略において、局は、週1回以上スポーツをする障害のある都民（18歳以上）の割合を2030年までに50%とする目標を掲げている。しかし、令和4年度の「障害者のスポーツに関する意識調査」の結果は、東京2020パラリンピック開催2年前である令和元年度の37.0%と比べて1.8ポイント減少し、35.2%となっている状況であった。</p> <p>そこで、パラスポーツの理解促進・普及啓発に関わる事業が目的に沿って実施されているか、デジタル技術は安全かつ効果的に活用されているかなどパラスポーツ振興に資する取組について、2024年パリパラリンピック競技大会・東京2025デフリンピック開催前の機を捉え、監査を行った。</p> <p>あわせて、パラスポーツ事業の推進について、（公社）東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）と連携して適切に事業が行われているかについても、監査を行った。</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① パラスポーツへの理解促進・普及啓発事業は、目的に沿って実施されているか</p> <p>② パラスポーツの場・機会の充実及び実施者の裾野拡大に向けたデジタル技術活用事業は、安全かつ効果的に実施されているか</p> <p>③ 東京都と協会との共催事業は、適切に実施されているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、局は、パラスポーツの理解促進・普及啓発について、パラスポーツを通じて「ダイバーシティ」の実現を目指すパラスポーツ普及啓発プロジェクト「TEAM BEYOND」において、パラスポーツのファンを増やす活動を実施し、監査日（令和6年1月12日）現在、事業に参画する企業・団体の登録メンバーは875社で前年度に比し233社増加しており、パラスポーツの普及啓発・定着に向けた取組の実績は表のとおりとなっている。</p>			

局名	生活文化スポーツ局	テーマ	パラスポーツの振興について
【結果の概要】			
(表) 普及啓発事業の実績			
項目	目標値	令和6年1月12日現在	
イベントのオンライン視聴率	1万回	約1.8万回	
短編動画総再生数	180万回	約155万回	
LINE公式アカウント 新規友達登録数	3万人	約31.9万人	
<p>また、ホームページや動画等の多様なメディアを活用し、広報・PRに努めるほか、企業・団体によるパラスポーツ振興の取組の後押し、パラスポーツの体験会や観戦会、交流会などの多種多様なイベント等により、パラスポーツに対する認知度・関心の向上を図っていることを確認した。デジタル技術の活用については、遠隔操作可能な分身ロボット及び障害の程度にかかわらずオンラインでスポーツ対戦を楽しむことができるeパラスポーツ機器を使用した、スポーツイベント参加やオンライン交流会等を安全かつ効果的に行っていることを確認した。また、動画等の作成、参加した障害福祉サービス事業所及び参加者等へのアンケート実施による効果測定なども確認した。さらに、協会と連携して実施しているパラスポーツ事業を抽出し、都との共催事業に係る委託契約等について実施状況等が適切であることを確認した。</p>			

局名	都市整備局	テーマ	建築物の耐震化の促進について
----	-------	-----	----------------

【選定理由】

都では、令和4年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」（注）を策定し、災害に対する東京の強靱化に向けて、各局で実施している災害対策をレベルアップする必要があるとしている。

これを踏まえ、局は、令和5年3月に「東京都耐震改修促進計画」（以下「耐震改修促進計画」という。）を改定し、緊急輸送道路沿道建築物、戸建住宅等及びブロック塀等の耐震化に要する費用の助成や、耐震化の普及啓発を強化することとしている。

また、先般の令和6年能登半島地震をはじめ各地で自然災害が頻発しており、都民からも防災など安全・安心への取組が注目されていることから、一層の施策推進が求められている。

よって、これらの事業が、計画に基づき、適切に実施されているかについて監査を行った。

（注）令和5年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」が公表されている。

【着眼点】

- ① 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成制度は適切に実施されているか
- ② 区市町村が実施する戸建住宅等の耐震化のための助成制度を適切に支援しているか
- ③ ブロック塀等安全対策促進事業補助金が区市町村に適切に交付されているか
- ④ 耐震化に関する普及啓発は十分に行われているか

【結果の概要】

都では、都内の建築物の耐震改修促進事業について、都市整備局と住宅政策本部が一体的に取り組んでいる。都は、特定緊急輸送道路沿道建築物については、平成23年3月に「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を制定し、区市町村とも連携し、耐震化を推進してきた。また、緊急輸送道路沿道建築物以外の住宅（住宅政策本部が所管する分譲マンションを除く。）等についても、耐震改修促進計画に基づき、耐震改修促進事業を行っている。

耐震改修促進計画における建築物ごとの耐震化率と目標は、下表のとおりである。

（表）建築物ごとの耐震化率と目標

種類	耐震化率		目標	
	実施時期	耐震化率	達成時期	目標内容
特定緊急輸送道路沿道建築物	令和4年12月	87.7% (総合到達率92.6%)	令和7年度末	総合到達率99%、かつ、区間到達率95%未満の解消
一般緊急輸送道路沿道建築物	令和4年6月	84.3%	令和7年度末	耐震化率90%
住宅	令和2年3月	92.0%	令和7年度末	旧耐震基準の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
	令和2年3月 (2000年基準)	89.1%	令和17年度末	耐震性が不十分な全ての住宅をおおむね解消
組積造の塀			令和7年度末	耐震性が不十分なものをおおむね解消

特定緊急輸送道路沿道建築物については、令和元年度までは、耐震化率を指標として目標設定を行ってきたが、令和2年3月の耐震改修促進計画の改定において、特定緊急輸送道路の通行機能の確保を図るための指標として区間到達率及び総合到達率を用いて目標設定を行った。

局名	都市整備局	テーマ	建築物の耐震化の促進について
<p>【結果の概要】</p>			
<p>また、住宅に係る耐震基準については、現在、非木造住宅は昭和 56 年 6 月 1 日に導入された新耐震基準、木造住宅は平成 12 年（2000 年）6 月 1 日に導入された耐震基準（2000 年基準）に基づく耐震性をおおむね全ての住宅で確保することを目標としている。</p>			
<p>監査を行った結果、局は、耐震改修促進計画に基づき、建築物ごとの耐震化の目標達成を目指し、緊急輸送道路沿道建築物や、新耐震基準の木造住宅を含めた戸建住宅等の耐震化の促進について、耐震改修等に要する費用の助成や、相談体制及び情報提供の充実等による都民への普及啓発など、区市町村と連携して、次のとおり、取組を実施している。</p>			
<p><耐震改修等に要する費用の助成について></p>			
<p>① 緊急輸送道路沿道建築物について、局は、緊急輸送道路全体で通行機能を確保するため、耐震改修等に係る費用の最大 9 割が助成の対象となるよう、費用の補助を行う区市町村に対し補助金を交付（令和 3 年度 206 件、令和 4 年度 211 件、令和 5 年度 201 件）している。また、局は、耐震化未実施の建築物の所有者間の合意形成や占有者（テナント）の事業継続など、個々の事情や課題により、耐震化が停滞している事例が多い状況を踏まえ、令和 6 年 5 月から、特定緊急輸送道路沿道建築物で耐震化未実施の建築物全棟（2,129 件）の所有者への個別訪問を実施している。区間到達率の低い区間や、倒壊の危険性が高い建築物、災害時の応急対策の中核を担う施設等の立地などを総合的に勘案し、路線ごとに戦略をもって、効果的・効率的に耐震化を促進していくことが求められる。</p>			
<p>② 住宅について、局は、災害時の市街地火災による被害抑制の観点から住宅の耐震化を促進するため、戸建住宅等の耐震改修等に係る費用の補助を行う区市町村に対し補助金を交付（令和 3 年度 1,212 件、令和 4 年度 1,911 件、令和 5 年度 2,121 件）している。また、局は、令和 5 年度から、従来の旧耐震基準の戸建住宅等に対する耐震化支援に加え、新耐震基準を満たしていても 2000 年基準に満たない木造住宅の耐震化に対しても支援する取組を新たに開始（令和 5 年度の補助実績 2,121 件中 45 件が該当）していることを確認した。</p>			
<p>③ ブロック塀等について、局は、耐震性が不十分なブロック塀等の解消を目指し、除却等に係る費用の補助を行う区市町村に対し補助金を交付（令和 3 年度 412 件、令和 4 年度 354 件、令和 5 年度 397 件）している。人的被害のみならず倒壊による道路閉塞を防ぎ、道路の通行機能を確保するため、区市町村と連携して、緊急輸送道路沿道や通園・通学路、避難路沿いのブロック塀等の耐震化について、重点的かつ集中的に取り組むことが求められる。</p>			
<p><都民への普及啓発について></p>			
<p>耐震化の普及啓発に係る区市町村への財政的支援について、局は、建築物所有者への個別訪問や啓發文書等の配布等を行う区市町村に対し補助金を交付（令和 3 年度 33 自治体、令和 4 年度 37 自治体、令和 5 年度 37 自治体）している。地域の実情を熟知している区市町村が実施する普及啓発活動に対して、局が財政的支援を継続して行うことにより、区市町村の積極的な取組を促していることを</p>			

局名	都市整備局	テーマ	建築物の耐震化の促進について
<p data-bbox="181 255 376 291">【結果の概要】</p> <p data-bbox="165 315 292 347">確認した。</p> <p data-bbox="165 369 1430 674">都における普及啓発について、局は、耐震化総合相談窓口を通じた相談対応（令和3年度772件、令和4年度944件、令和5年度966件）、アドバイザーの派遣（令和3年度105件、令和4年度130件、令和5年度206件）等による相談体制の充実強化や、耐震キャンペーンの実施などによる耐震化への意識啓発に取り組んでいる。また、局は、令和5年度から、緊急輸送道路沿道建築物について、所有者と連携・協力して耐震化に取り組む民間事業者を専属アドバイザーとする制度を新たに創設し、派遣（令和5年度の派遣件数206件中31件が該当）していることを確認した。</p> <p data-bbox="165 696 1410 837">しかしながら、別項指摘事項及び意見・要望事項のとおり、ポータルサイトの情報更新や耐震改修等支援融資制度の情報発信、耐震化促進事業の普及啓発に係る契約方法について、改善及び改善の検討をするよう求めた。</p> <p data-bbox="165 860 1430 1001">局は、耐震化の取組について、住民に身近な区市町村との連携をこれまで以上に強化するとともに、地域の実情や建築物所有者及び占有者（テナント）の事情・課題を把握した上で、より効果的・効率的に建築物の耐震化を促進する必要がある。</p>			

局名	住宅政策本部	テーマ	マンション耐震改修促進事業について
<p>【選定理由】</p> <p>本部は、東京都耐震改修促進計画(令和5年3月改定)、東京マンション管理・再生促進計画(令和4年3月改定)に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第2条第1号で定義されている分譲マンションの耐震化を促進するため、管理組合等に対する普及啓発・合意形成の支援を行うとともに、耐震診断、改修等への助成を実施する区市町村に対する補助を行うことで、災害に強い東京の実現を図っている。(令和2年3月時点の耐震化率は94.4%)</p> <p>先般の令和6年能登半島地震をはじめ各地で自然災害が頻発しており、都民からも防災など安全・安心への取組が注目されていることから、一層の施策推進が求められている。</p> <p>これらを踏まえ、マンション耐震改修促進事業の活用状況を確認するとともに、必要な見直しが適切に行われているかなどについて監査を行った。</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 本事業について、実績の把握や効果検証は適切に行われているか</p> <p>② 耐震化促進に向けた普及啓発は効果的に行われているか</p> <p>③ 区市町村等への補助・支援は適切に行われているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>都では、都内の建築物の耐震改修促進事業について、都市整備局と住宅政策本部が一体的に取り組んでいる。このうち、緊急輸送道路沿道建築物、緊急輸送道路沿道建築物以外の戸建住宅及び共同住宅(住宅政策本部が所管する分譲マンションを除く。)については、都市整備局が耐震改修促進事業を行っている。住宅政策本部は、都内に所在する約60,000棟の分譲マンションの中で、把握する旧耐震基準の分譲マンション約8,000棟のうち、緊急輸送道路沿道建築物以外のものについて耐震改修促進事業を実施している。</p> <p>監査を行った結果、本部は、令和7年度末までに耐震性が不十分なマンションをおおむね解消することを目標として、耐震化の補助事業を実施している区市に対し、間接補助を行っている。</p> <p>また、旧耐震基準のマンションが完成後長期間経過し、区分所有者の高齢化及び非居住化が進むことでマンションの管理状況が悪化し、耐震化に必要な管理組合の合意形成が困難な状況となっていることから、本部は、マンションの耐震化や管理の状況把握を目的として、条例に基づき令和2年4月から管理状況届出制度を開始した。この制度によりマンションごとの管理状況を把握できるようになったため、耐震診断を実施したものの、その後の改修設計又は改修工事に至っていないマンションにターゲットを絞り、合意形成の軸となる役員等に変更があったマンションを優先して、本部自ら、管理組合からの申請を待つことなく、専門家を派遣できるように、新たにマンション耐震化推進サポート事業として、令和3年4月、運用を開始した。</p> <p>この取組における、ダイレクトメール、架電、訪問により、令和3年度294棟、令和4年度485棟、令和5年度452棟に働きかけ、それぞれ17件、15件、13件のマンションへの専門家派遣を行った結</p>			

局名	住宅政策本部	テーマ	マンション耐震改修促進事業について
<p>【結果の概要】</p> <p>果、改修設計の実施4件、改修工事の実施5件に結びついたことを確認した。また、修繕積立金不足といった資金面での課題を踏まえ、令和5年4月から耐震化に向けた資金計画作成等に対する助言も事業対象としたほか、過去に耐震診断等を行った専門家からの働きかけも追加し、令和5年度には5件実施するなど事業を見直していることを確認した。</p> <p>補助事業については、令和3年度119棟、令和4年度161棟、令和5年度164棟について耐震化補助が活用されており、東京都マンション耐震化促進事業制度要綱（平成20年4月1日付20都市住民第6号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところにより、要綱及び規則に基づいた手続がなされていることを確認した。</p> <p>本部は、災害に強い東京の実現を図ることを踏まえ、今後とも区市町村との連携を強化し、耐震化が必要なマンションの管理組合に対するアプローチを積極的に展開し、より効果的、効率的な普及啓発に取り組むとともに、更なる取組についても検討するなど、これまで以上にマンション耐震化を促進していく必要があるものと考えられる。</p>			

局名	環境局	テーマ	東京ゼロエミ住宅導入促進事業について
<p>【選定理由】</p> <p>局は、東京の地域特性を踏まえた省エネルギー性能の高い住宅を普及させるため、空調や給水の設備など都が定める「東京ゼロエミ住宅」基準を満たす新築住宅に対して水準に応じた補助を、令和元年度から実施している。</p> <p>令和3年3月に策定した「未来の東京」戦略では、2030年（令和12年）までに温室効果ガス排出量を2000年比（平成12年比）で50%削減するとしているが、都内のCO2排出量は、建物関連が7割を超えており、その半分近くを占める家庭部門だけが2000年比（平成12年比）で増加傾向（+32.9%）にある。</p> <p>そこで、削減目標を達成するために重要となる家庭部門への取組をどのように進めているか監査を行った。</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 目標達成のため、事業の進捗を把握して必要に応じた見直しに取り組んでいるか</p> <p>② 都民に対する事業PRや利用者への情報発信が効果的なものとなっているか</p> <p>③ 公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）との連携により、有効かつ効率的な事業執行となっているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、局は、東京ゼロエミ住宅の導入促進に向けて、事業の進捗を把握し、審査の効率化等を進めるための見直しや更なる環境性能の向上等を目的とした基準の見直しに取り組んでいる。また、視覚的な効果を狙ったロゴの活用や住宅展示場での普及啓発活動のほか、インターネット等を利用して、関連する事業者や興味を持つ都民にターゲットを絞った広報を行っていること、インターネットを活用した広告については、広告閲覧者の属性や、興味を引くキーワードの分析等を行っており、今後の広報活動に役立てる予定としていることなどを確認した。</p> <p>また、公社の持つ知見やノウハウ、利便性等を活用して、関連する温暖化防止対策事業と合わせた情報提供や柔軟で効率的な事業執行に取り組んでいることを確認した。</p> <p>局は、温室効果ガス排出量削減に資する省エネルギー性能の高い住宅の一層の普及に向けて、今後も公社と連携して、事業に取り組んでいく必要があるものと考えられる。</p>			

局名	福祉局	テーマ	出産・子育て応援事業等について
<p>【選定理由】</p> <p>少子化が深刻化する中、令和5年度の都予算は、施策展開の視点の一つとして「子供の笑顔があふれ、子供が輝く東京」を掲げ、子供が生まれる前から健やかに育つまでの切れ目のない支援を総合的かつ継続的に推進するとしており、局では、子供・子育てに関する各種事業を展開している。</p> <p>そこで、子供・子育てに関する主要事業の中から、令和5年度に支援内容を充実させるなどした以下の事業を選定し、これらの事業が目的に沿って効率的かつ効果的に実施されているか、監査を行った。</p> <p>(1) 妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対して育児用品や子育て支援サービス等を提供する「東京都出産・子育て応援事業」</p> <p>(2) 民間、区市町村等との連携・協力により社会全体で子育て支援の取組を推進する「子供・子育て応援とうきょう事業」の以下の取組</p> <p>ア 都内の子育て支援サービスについての情報提供や育児不安解消・子育てのヒントとなるような情報発信を行う「子育て情報共有サイト・アプリ」</p> <p>イ 子育て世帯や妊娠中の方がいる世帯が、協賛店として登録している企業・店舗等で様々なサービス提供が受けられる「子育て応援とうきょうパスポート事業」</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 各事業における子育て支援、サービス提供等は当初の目的どおりに実施されているか</p> <p>② 過去の事業実績や事業の動向等を踏まえた必要な見直し等が行われているか</p> <p>③ 各事業の周知、情報発信等は必要な情報を漏れなく適時適切な内容で行われているか</p> <p>④ 事業制度や契約等は経済性を踏まえたものとなっているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>(1) 東京都出産・子育て応援事業</p> <p>監査を行った結果、局は、国の令和4年度第2次補正予算で成立した「出産・子育て応援交付金」を活用した事業体制を構築し、本事業で行う経済的支援と区市町村が行う伴走型相談支援を一体的に実施している。区市町村が行う妊婦面接・乳児家庭全戸訪問等（以下「妊婦面接等」という。）を受けた方へ経済的支援を実施することにより、子育てに関する悩み、ニーズ等の把握や必要な支援につなげ、妊婦や子育て家庭への切れ目のない支援を充実させていることを確認した。</p> <p>また、本事業の経済的支援の流れは、以下のとおりである。</p> <p>① 区市町村の窓口で妊娠届・出生届を提出した対象者は、保健師等による妊婦面接等を受けた際に本事業の案内を受け、申請を行う。</p> <p>② 区市町村は、申請に基づきギフトカードを対象者に配付する。</p>			

局名	福祉局	テーマ	出産・子育て応援事業等について
【結果の概要】			
<p>③ 対象者がギフトカードを専用サイトに登録すると、支援金額（令和5年度は妊娠時5万円、出産後10万円の計15万円）相当分のポイントが付与される。対象者は専用サイトの商品カタログ（育児用品や子育て支援サービス等の商品を約1,000点掲載）の中から希望する商品を選択し、ポイント分の商品の提供を受ける。</p>			
<p>本事業において、局は区市町村と広域連携協定等を締結し、対象者との窓口業務は区市町村が行っている。また、対象者が商品の提供を受けるための専用サイトの運営等は公益財団法人東京都福祉保健財団（以下「財団」という。）との契約を通じて実施している。局は、区市町村から事務の実施状況について報告を受け、財団からは事業実績や育児用品等の提供状況について週次・月次で定期的に報告を受け、事業の実施状況を把握している。</p>			
<p>また、局は、対象者への経済的支援を確実に届けるため、ギフトカードを受領したものの専用サイトへの登録を行っていない対象者への登録勧奨や、ポイントの残余がある対象者への定期的な通知を行っている。これらのことにより、令和3年度及び令和4年度の対象者（出産後10万円の経済的支援）のギフトカード登録率及びポイント利用率はともに99%を超えるなど、広く支援が行き渡っていることを確認した。</p>			
<p>さらに、局は専用サイトを通じたアンケート調査や子育て支援等に関する情報発信を行うなど、本事業を子育て世帯等のニーズ把握や情報発信、子育て支援事業の更なる拡充のための施策検討に有効に活用していることを確認した。</p>			
<p>（2）子供・子育て応援とうきょう事業</p>			
<p>ア 子育て情報共有サイト・アプリ</p>			
<p>局は、都内の様々な子育て支援サービスに関する情報発信を関係機関と連携して行っており、サイトユーザー数は令和5年度末現在約29万人と多くの子育て世帯等が利用している。また、令和5年度は、都内在住の子育て世帯等からの声を基に育児不安の解消につながるような新たなコンテンツ（タイアップ広報、動画、記事）を開発し、情報発信を行っていることを確認した。</p>			
<p>しかしながら、別項指摘事項のとおり、業務委託により実施した新規コンテンツ開発等を目的としたアンケート調査について、業務の履行状況に応じた契約変更を行っていなかったこと、制作した動画の周知のための広報活動について、仕様書の定めに基づき広報効果の報告等が行われていなかったことが認められたため、改善を求めた。</p>			
<p>イ 子育て応援とうきょうパスポート事業</p>			
<p>局は、子育て世帯や妊娠中の方がいる世帯が、協賛店として登録している企業・店舗等で子育て応援とうきょうパスポート（以下「パスポート」という。）を提示することで様々なサービス提供が受けられる事業を実施しており、協賛店数は令和6年4月1日現在8,901店と前年比で2,713店増加するなど、事業が子育て世帯等の利便性向上や子育て応援の機運醸成につながっていることを</p>			

局名	福祉局	テーマ	出産・子育て応援事業等について
<p>【結果の概要】</p> <p>確認した。また、パスポートは、紙又は上記アのサイト・アプリで提示が可能となっており、令和5年度のサイト・アプリの利用登録者数は約38万人、パスポート表示件数は約94万件である。</p> <p>しかしながら、別項指摘事項のとおり、業務委託により実施した協賛店拡大に向けた取組について、技術提案書で定めた業務内容の変更を口頭協議により行っていたこと、仕様書の定めに基づき事後検証の報告が行われていなかったことが認められたため、改善を求めた。</p>			

局名	保健医療局	テーマ	東京都看護人材確保対策事業（看護師等修学資金）について
----	-------	-----	-----------------------------

【選定理由】

厚生労働省が公表している衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況によれば、都道府県別の人口10万人に対する看護職員数において、都は全国平均の1,332人を大きく下回り、1,038人とワースト4位（令和4年末時点）となっている。

看護職員については、離職者の復職支援等を行っているものの、令和元年度に公表された東京都看護職員需給推計によれば、令和7年には図1のとおり2万から3万4千人程度の看護職員不足が予測されており、看護職員不足への対策は喫緊の課題となっている。

看護師等修学資金は、令和4年4月に制度改正が行われ、申込資格等が拡大された。具体的には、最大、月額7万5,000円までは、一定の条件を満たした場合、返還免除となり、支援金額の拡充が図られた。

また、債権管理の観点から、被貸与者に対する滞納整理等にも引き続き対応する必要があるため、事業を適切に運用できているか検証する必要がある。

そこで、本事業の運用における問題や課題等がないか重点的に監査を行った。

(図) 東京都看護職員需給推計（抜粋）



※ 不足数の幅は、ワークライフバランスの充実に前提に看護職員の労働環境の変化に対応した3つのシナリオを設けて推計

【着眼点】

- ① 改正された制度設計は有効かつ効率的なものとなっているか
- ② 修学資金貸与事務システムによる運用は有効かつ効率的に行われているか
- ③ 返還金、延滞金における収入管理及び滞納整理は適切に行われているか

【結果の概要】

看護師等修学資金制度は、看護師等養成施設等に在学し、将来都内で看護業務に従事する意思がある者に資金を貸与することにより修学を容易にし、都内の看護職員の確保等を図ることを目的としている。令和4年4月には、東京都看護師等修学資金貸与条例及び東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則が改正され、申込資格及び返還免除要件の拡大等、更なる利用促進のための制度改正が行われたところである。

監査を行った結果、表1のとおり、令和3年度以前は500から600件程度だった看護師等修学資金の新規貸与申込件数が、制度改正があった令和4年度以後、1,000件以上となっていることを確

局名	保健医療局	テーマ	東京都看護人材確保対策事業（看護師等修学資金）について
----	-------	-----	-----------------------------

【結果の概要】

認した。その結果、令和5年度の貸与者数は2,479名と、令和3年度以前と比べ1,000件以上増加しており、制度がこれまで以上に活用されていることを確認した。さらに、局は令和7年度に再度制度改正を行い、返還免除額の拡大及び返還免除条件の緩和を図ることとなっており、制度を一層充実させていくとしている。

局は、看護師等修学資金事務システムにより各貸与者の貸与・返還等の状況を把握し、年間1,100件を超える返還・返還猶予・免除等の処理についても、システムへ入力することで、対象者の抽出や通知作成を自動化していることを確認した。さらに、局は、貸与者の利便性及び職員の業務効率を高めるため、令和8年4月からの稼働を目指してシステム改修を行うとしている。具体的には、現在、紙ベースで行っている申請及び審査を、システム上で行うことを可能とする計画であることを確認した。

また、局は、債権回収に当たっては、業務委託を活用することで、債権回収を効果的に行うとともに、債権管理の適正化を図るとしている。しかしながら、別項指摘事項のとおり、貸与者台帳（債権管理台帳）への必要事項の記載が適切に行われていないなど、一部適正でない事務処理が認められたため、改善を求めた。さらに、別項意見・要望事項のとおり、滞納金の回収に向けた取組の強化について検討するよう求めた。

厚生労働省が隔年で公表している衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況によれば、平成30年末時点と比べ、令和4年末時点における都の看護職員数は、表2のとおり130,101人から145,776人（112.0%）と増加している。しかしながら、東京都看護職員需給推計によれば、令和7年には181,147人から194,544人程度の看護職員が必要と見込まれていることから、局は看護師等修学資金制度をはじめ、看護人材確保対策を一層強化していくことが求められる。

（表1）看護師等修学資金の新規貸与申込件数及び貸与者数の推移

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規貸与申込件数	461件	615件	586件	1,025件	1,220件
貸与者数	1,321名	1,410名	1,475名	1,894名	2,479名

（表2）都における看護職員数の推移

項目	平成30年末	令和2年末	令和4年末
看護職員数	130,101人	140,898人	145,776人

局名	産業労働局	テーマ	水素エネルギーの推進について
<p>【選定理由】</p> <p>水素は、利用の段階で二酸化炭素を排出しないこと、大規模かつ長期間の貯蔵が可能といった特性を持ち、脱炭素化やエネルギー調達先の多様化に資するとともに、運輸・発電・熱利用などの産業の幅広い分野での活用が期待されている。</p> <p>令和4年に策定された「東京都環境基本計画」（以下「計画」という。）において、2050年（令和32年）の脱炭素社会では、あらゆる分野で、再生可能エネルギー由来のグリーン水素が本格活用されることにより、運輸や様々な分野の脱炭素化への貢献が期待されている。これに向け、都は、将来のグリーン水素の本格活用に向けた基盤づくりを2030年（令和12年）目途に進めていくため、様々な事業を早期に着手するとしている。</p> <p>こうした中、令和4年7月に、産業部門におけるエネルギー関連事業が環境局から産業労働局へ移管され、令和5年度は、移管後初めて通年で事業を実施しており、産業部門を対象とした関連事業の実施状況を中心に水素エネルギーの推進状況を確認する必要があるため、監査を行った。</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 目標達成のため、事業の進捗を把握して必要に応じた見直し等に取り組んでいるか</p> <p>② 水素エネルギーを活用した事業の普及啓発、情報発信が適切に行われているか</p> <p>③ 出えん契約に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）の実施する補助事業の執行が適正に行われているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>都は、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までに、2000年比で都内の温室効果ガスの排出量を50%削減させる「カーボンハーフ」を目標に掲げている。</p> <p>監査を行った結果、計画で定めるカーボンハーフに向けた主な目標として、①水素ステーションの設置：150か所、②ゼロエミッションバスの導入：300台以上、③業務・産業用燃料電池の普及：3万kWと定め、取組を実施している。その取組の一つとして、水素ステーションの整備等に対する補助事業を実施している。</p> <p>しかし、主な目標に対する現時点での実績について、表のとおり、②ゼロエミッションバスの導入は、令和4年度末時点で132台と多少なりとも伸びている一方、①水素ステーションの設置は、民間事業者が運営するトレーラー等の移動式水素ステーションの一部が閉鎖したことに伴い、令和5年度末時点で、前年度比3か所減の20か所、③業務・産業用燃料電池の普及は、導入及び運営に係るコストが、非常用発電など他のエネルギー設備に比べて高額である背景もあり、令和4年度末時点で目標の1割に満たない約2,700kWに留まっており、進捗に差がある。</p>			

局名	産業労働局	テーマ	水素エネルギーの推進について
----	-------	-----	----------------

【結果の概要】

(表) 産業部門における水素エネルギーの普及に関する主な目標及び実績

項目	目標	実績(累計)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 水素ステーションの設置	150 か所	23 か所	23 か所	20 か所
② ゼロエミッションバスの導入	300 台以上	115 台	132 台	-(注)
③ 業務・産業用燃料電池の普及	3 万 kW	約 2,500kW	約 2,700kW	-(注)

(注) 関係団体等が保有する情報を今後取得するため。

こうした状況を踏まえ、水素ステーションについて、局は、都内における整備用地の確保が困難であることから、都用地を水素ステーション用地として活用する取組を行っている。

次に、計画で定める 2050 年のグリーン水素の活用に向けた基盤づくりや社会実装化に向けた取組として、グリーン水素の製造・輸送・利用の各方面を拡大するため、グリーン水素製造設備の導入、先進的な取組を行う海外都市等との意見交換や連携、グリーン水素の利用への奨励金を支給する制度設計などを行っていることを確認した。

局は、水素エネルギーの需要を拡大させるためには、事業者はもとより広く都民にも水素を利用する意義や安全性などの理解を深めてもらうことが重要であるとして、水素エネルギーを活用した事業の普及啓発、情報発信に取り組んでいる。具体的には、令和5年6月に「Tokyo 水素ナビ」を公開し、水素エネルギーについての説明、都内の水素エネルギーの普及状況、水素エネルギーに関する補助事業などの支援策の掲載や、「H₂&FC EXPO 水素・燃料電池展」をはじめとした都内開催イベントにおける関連ブースの出展・パネルの展示を行っている。

事業者に向けた普及啓発として、局は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）と協定を締結し、NEDO が実証を行っている福島県内の水素製造施設について、連携して情報を発信している。また、水素ステーションの整備に関心のある中小事業者には、水素ステーションの整備や運営に必要な知識等を習得するための講習会及び運営に必要な高圧ガス製造保安責任者の資格取得に向けた勉強会を開催している。令和元年度に、受講した事業者が水素ステーションを1か所設置していることを確認した。

なお、出えん契約に基づき、公社が実施する補助事業について、出えん契約の規定に基づき、交付要綱が制定されていること、月ごとの実施状況が公社から局へ提出され、局が状況を把握していることを確認した。

今後、水素エネルギーの普及に当たり、様々な課題があることから、局は、国への要望、他自治体、事業者等との連携、都民への理解促進等、課題解決に向けた取組を進めていくことが必要である。

局名	建設局	テーマ	水害への備えとしての河川施設の整備について
<p>【選定理由】</p> <p>都では、令和4年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」(注1)を策定し、災害に対する東京の強靱化に向けて、各局で実施している災害対策をレベルアップする必要があるとしていること、令和5年1月に公表した「『未来の東京』戦略 version up 2023」(注2)において、新たな調節池の事業化スケジュールの前倒しを図ることを掲げていることから、都民の命と暮らしを守るための対策の必要性や重要性は高い。</p> <p>局は、近年、激甚化・頻繁化する台風や集中豪雨から都民の命と暮らしを守るため、調節池をはじめとする河川施設の整備や、水害への備えとして、水位や雨量、洪水浸水想定区域図等の都民への情報提供を行っている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、水害の備えとしての河川施設の整備について、主に調節池の整備や、水害への備えに関する情報提供の取組等について監査を行った。</p> <p>(注1) 令和5年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」が公表されている。</p> <p>(注2) 令和6年1月に「『未来の東京』戦略 version up 2024」が公表されている。</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 計画進捗のPDCAサイクルが適切に機能しているか</p> <p>② 整備事業(主に調節池整備)は方針や計画に沿って適切に行われているか</p> <p>③ 水害に係る情報提供は適切に行われているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、局は整備対象となる施設の位置や必要な貯留量等を河川整備計画で定め、当該計画に基づき事業を実施していること、令和5年12月に「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定、「東京都豪雨対策基本方針」を改定し、これに基づき、今後、河川整備計画へ反映させていく方針であることを確認した。</p> <p>令和5年度末時点において、9か所の調節池・1か所の分水路について整備中、5か所の調節池を新たに事業化しており、整備に当たっては、計画検討時に最も効率的かつ効果的な立地及び調節池形式を決定していること、今後、対象区域における調節池の更なる事業化に向けた調査や検討を進めていること、既存の施設を有効活用して整備を進めていることを確認した。</p> <p>また、河川水位や雨量、河川監視カメラの映像等の情報提供を行う水防災情報総合システムにおいて、河川監視カメラの公開数を拡大させるなどして、情報発信の強化を図っていること、水防法の改正を踏まえ、洪水浸水想定区域図について新たに区域を指定し、公表したこと、区市町村が作成・公表している「洪水ハザードマップ」の作成に当たり連携して事業を進めていることを確認した。</p> <p>局は、気候変動を踏まえた水害への備えとしての河川施設の整備に向けて、今後も、より効果的、効率的な整備手法を活用するとともに、区市町村とも連携して水害への備えに取り組んでいく必要があるものと考えられる。</p>			

局名	港湾局	テーマ	東京港における風水害対策について
<p>【選定理由】</p> <p>都では、令和4年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」(注1)を策定し、災害に対する東京の強靱化に向けて、各局で実施している災害対策をレベルアップする必要があるとしていること、また、令和5年1月に公表した『『未来の東京』戦略 version up 2023』(注2)において、2030年に向けた政策目標として、気候変動に伴う海面上昇に対応した防潮堤の整備を掲げていることから、都民の命と暮らしを守るための対策の必要性や重要性は高い。</p> <p>局は、風水害から都民の命と暮らしを守るため、伊勢湾台風級の台風による高潮に対応できる防潮堤等の整備や、水門設備などの海岸保全施設が常に機能するよう高潮対策センターによる維持管理を行うとともに、水位や海面の状況、高潮リスク等の都民への情報提供を行っている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、東京港における風水害対策について、主に防潮堤の整備・水門等の維持管理や、風水害対策に関する情報提供の取組等について監査を行った。</p> <p>(注1) 令和5年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade I」が公表されている。</p> <p>(注2) 令和6年1月に『『未来の東京』戦略 version up 2024』が公表されている。</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 海岸保全施設の機能強化が適切かつ迅速に行われているか</p> <p>② 海岸保全施設の運用が適切に行われているか</p> <p>③ デジタル技術の活用による都民への情報提供が効果的に行われているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>東京港は、都市の産業活動や都民の生活に必要な物資の流通を担う都市型総合港湾であり、臨海部には、物流・産業・生活機能が集積しており、国際海上コンテナ輸送網の拠点である国際戦略港湾として、災害時においても物流機能を維持できる強靱な港の構築に向けた取組が求められている。</p> <p>監査を行った結果、局は、伊勢湾台風級の台風による高潮や、首都直下地震など想定される最大級の地震が発生した場合においても、東京港の臨海部を浸水被害から守るため、東京港海岸保全施設整備計画(平成24年12月、令和5年3月)に基づき、防潮堤、内部護岸、水門等の海岸保全施設の整備を実施しており、今後、気候変動による影響を考慮した防潮堤のかさ上げ等にも取り組んでいくとしている。</p> <p>防潮堤については、平成23年度から令和5年度にかけて、整備率が83.5%から96.2%へ、耐震化率は81.9%から94.9%まで進捗している。</p> <p>局は、防潮堤の未整備箇所における主な課題として、既存の橋りょうにより防潮堤のかさ上げ等の整備が進まない箇所があることを認識しており、国道、首都高等の橋りょうと交差する箇所では、複数の管理者との調整を行いつつ、測量や設計など、整備に向けた準備を進めている。</p>			

局名	港湾局	テーマ	東京港における風水害対策について
----	-----	-----	------------------

【結果の概要】

さらに、海面上昇により 2030 年代までに防潮堤のかさ上げを要する区間約 24 kmのうち、約 6km について、測量及び設計に着手している。

(表 1) 防潮堤の整備状況及び耐震化状況 (単位：km、%)

	海岸保全 区域延長	施設整備		耐震対策	
		整備済延長	整備率	対策済延長	耐震化率
平成 23 年度	62.0	51.8	83.5	50.8	81.9
令和 5 年度	60.4	58.1	96.2	57.3	94.9

一方、内部護岸については、平成 23 年度から令和 5 年度にかけて、整備率が 69.3%から 82.9%へ、耐震化率は 63.8%から 74.1%まで進捗している。

内部護岸の整備及び耐震化に当たっては、築造当時の未耐震の護岸を利用する多くの事業者との調整の一環として、局は、予備設計段階から事業者と協同して整備案の策定に取り組み始めている。引き続き、事業者との調整等を速やかに進め、未着手延長については、早期の事業着手が求められる。

(表 2) 内部護岸の整備状況及び耐震化状況 (単位：km、%)

	海岸保全 区域延長	施設整備		耐震対策	
		整備済延長	整備率	対策済延長	耐震化率
平成 23 年度	47.2	32.7	69.3	30.1	63.8
令和 5 年度	47.9	39.7	82.9	35.5	74.1

また、局は、運河などにより防潮堤を整備できない箇所 15 か所に水門を設けているが、その運用に当たり、都内 2 か所に高潮対策センターを設置し、いずれのセンターからも全水門の操作ができるよう、設備を二重化し、常時、緊急時に対応する体制を整備していること、高潮発生時に的確に水門操作ができるよう、AI を活用した水位予測を行っていることを確認した。

今後、AI を使った水位予測システムにおいては、過去の台風等の気象データの蓄積が潮位の予測精度の向上に欠かせない。局は、引き続き気象データの蓄積を行うとともに、今後追加される機能との連携を図って、水門等の操作支援に係る更なる潮位の予測精度の向上を図ることが求められる。

さらに、局は、高潮に関する防災情報の発信に取り組むに当たり、潮位や水門の開閉状況、海面のカメラ映像等の情報をインターネット上で即時に提供する高潮防災総合情報システムを整備し、海面ライブカメラの公開数を拡大させ、提供する情報を充実させるとともに、区のホームページとのリンクや東京都防災アプリとの連携を図るなど、情報発信を強化していること、また、高潮浸水想定区域図上の浸水区域を地図や住所から簡単に検索できるサービスを提供するなど、東京港の臨海部に位置する区や都民に対する情報提供に取り組んでいることを確認した。

局名	港湾局	テーマ	東京港における風水害対策について
<p>【結果の概要】</p> <p>局は、気候変動による影響を考慮した海岸保全対策として、今後も、着実に耐震化を含めた防潮堤等の整備を進めていくとともに、AIなど先端技術を活用した海岸保全施設の運用に取り組み、都民の防災行動につながる真に実効性のある情報発信となるよう、取組を強化していく必要があるものと考えられる。</p>			

局名	東京消防庁	テーマ	消防活動及び大規模災害活動をサポートする装備工場の取組について
<p>【選定理由】</p> <p>庁が保有する消防車両等は、令和5年4月1日現在、2,013台（ポンプ車673台、救急車376台、はしご車83台、その他881台）であり、令和4年は、火災出場件数7,283件（1件当たり平均約9台出場）、救助活動出場件数27,158件（1件当たり平均約3台出場）、救急活動出場件数872,075件となっている。</p> <p>装備工場では、これらの活動をサポートするため、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 消防部隊が使用する車両、器具等を常に最良の状態に保つための点検整備 ② 消防職員の点検整備に係る技術向上講習や、消防学校における専門技術の実技指導、消防署等からの相談対応などの技術指導 ③ 災害現場等において消防車両等にトラブルが発生した場合の現場での緊急整備 ④ 大規模災害現場等における整備活動 <p>を実施している。</p> <p>こうした消防活動に対するサポートや、大規模災害現場等での整備活動等について、消防活動に精通した職員で対応していることから、点検整備等の事業が効率的・効果的に推進されているか検証する必要がある。</p>			
<p>【着眼点】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 点検整備に係る調達や業務委託は、適切に行われているか ② 技術指導に係る対応は、適時適切に行われているか ③ 災害現場や大規模災害現場等における整備活動等の備えは、適切に行われているか 			
<p>【結果の概要】</p> <p>装備工場は、第一工場（大型自動車整備場、板金整備場、車検場、塗装場）、第二工場（普通・小型自動車整備場、ポンプ試験場、ポンプ整備室）から成り、工場長以下、資材係、工務係、整備係、特殊整備係で組織され、計106名体制で事業を実施している。令和5年の実績は、計画整備として、車両整備（車検、法定点検）2,143件、器具整備8,576件、計画整備以外では、故障整備等8,111件、緊急整備86件、相談受付テレホンサービス対応整備1,961件となっている。</p> <p>監査を行った結果、消防車両等の点検整備については、装備工場での実施を基本とし、必要な部品の調達を行っており、性能保証等の安全性や業務の効率性等の観点から、必要に応じて委託による対応も行っていることを確認した。</p> <p>技術指導については、365日24時間体制での相談受付テレホンサービスのほか、点検整備に係る動画教材の提供、整備不良事案の周知・類似事案の防止に係る情報発信、各種研修、様々な機会を捉えた装備部装備課との連携した取組などを効果的に推進することで、人材育成を通じた消防車両や資機材の整備に関するサポート体制の全庁的な充実強化に取り組んでいることを確認した。</p>			

局名	東京消防庁	テーマ	消防活動及び大規模災害活動をサポートする整備工場の取組について
<p>【結果の概要】</p> <p>また、整備工作車の計画的な更新や増強の取組のほか、大規模災害現場等における継続的な消防活動支援を円滑に行うための体制整備や、災害時及び大雪時における臨時整備拠点の開設、新たな車両安全運転支援装置に対応する整備体制の強化など、激甚化、複合化する災害に対する消防活動のサポートを行っていることを確認した。</p>			

局名	交通局	テーマ	地下鉄駅の防災設備の維持管理について
<p>【選定理由】</p> <p>近年、各地で自然災害が頻発していることにより、都民から防災への取組が注目されている。</p> <p>都においては、「TOKYO強靱化プロジェクト」を策定し、各局で実施している対策をレベルアップする必要があるとしており、交通局の地下鉄事業においては、同プロジェクトで激甚化する風水害に対応するため、地下鉄の浸水対策を強化し、出入口の止水板などの設置を更に推進することとしている。</p> <p>一方、同事業については、過去の定例監査において、地下鉄駅に設置されている火災対策設備等の防災設備の修繕が速やかに行われていない事例を指摘している。</p> <p>不特定多数の乗客等が利用する地下鉄駅において、これらの防災設備に異常が起これば災害発生時に重大な事故につながる恐れがあることから、地下鉄駅の防災設備について、点検が適切に行われ、修繕等の対応が速やかに行われているかについて確認する必要がある。</p> <p>このため、下記の着眼点に基づき、地下鉄駅の防災設備の維持管理について監査を行った。</p> <p>地下鉄の駅数：106 駅（浅草線 20 駅、三田線 27 駅、新宿線 21 駅、大江戸線 38 駅）</p> <p>地下鉄駅の主な防災設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○消火設備（スプリンクラー設備、屋内消火栓設備等） ○警報設備（自動火災報知設備等） ○通報設備（通信設備、放送設備等） ○避難設備（誘導灯、誘導標識等） ○排煙設備 ○防火戸、防火シャッター等 ○非常電源設備 ○浸水防止設備（止水板、防水扉、浸水防止機等） 			
<p>【着眼点】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 防災設備の整備計画は適切に作成されているか ② 防災設備の点検や修繕等の対応が適切に行われているか ③ 防災設備の保守・点検委託の契約事務は適切に行われているか 			
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、局は、地下鉄駅の防災設備について、消防法をはじめとした関係法令の設置基準に基づいて整備し、維持管理の中で既存の設備の更新等を行っている。一方、浸水対策については、令和5年2月に「東京都交通局浸水対策施設整備計画」を策定し、近年の集中豪雨等の異常気象に伴う浸水想定拡大に対応するための浸水対策設備について、都市型水害（注1）については2030年代半ばの対策完了、大規模水害（注2）については2040年代半ばの対策完了を目指して整備を進めることとしている。その際、大規模な整備箇所については事前調査や他路線との調整を進めつつ、小規模な対策（駅出入口への流入を防ぐ止水板の設置等）で効果が発揮される箇所を先行して整備することで浸水被害の軽減を図っていくとしている。また、大深度かつ浸水範囲内に他路線との接続の多い駅がある大江戸線を先行して整備するなど、乗降者が多く、被災した際の影響が大きくなる恐れがある箇所を優先することにより地下鉄全体への浸水被害の軽減を図るスケジュールとしており、対策による効果が発揮されるよう留意して計画が作成されていることを確認した。さらに、近年の集中豪雨等の異常気象に伴い</p>			

局名	交通局	テーマ	地下鉄駅の防災設備の維持管理について
<p data-bbox="181 255 376 293">【結果の概要】</p> <p data-bbox="165 315 1461 456">交通局危機管理対策計画（風水害編）を改定するなど、発災時の対応方法をより明確化するとともに、防災設備の取扱訓練や利用者の避難誘導訓練等を定期的実施するなど職員の災害対応力の向上も図っていることを確認した。</p> <p data-bbox="165 479 1461 786">これらの地下鉄駅の防災設備について、各種点検基準や委託契約の仕様書等に基づいた点検が適切に行われていることを確認したほか、点検報告書で修繕を要すると報告された箇所の修繕状況について、進捗管理表や処理伝票等を確認し、機能上の問題のある箇所を最優先にしながら、速やかに修繕を進めている状況を確認した。また、過去の定例監査において指摘した火災対策設備等の防災設備についても、防災設備担当者会議の設置等により、点検結果に対応する事業所と大規模な工事に対応する本庁との間で連携した進行管理が行われており、合理的な理由なく修繕が遅れている案件はなかった。</p> <p data-bbox="165 808 1461 949">保守・点検委託の契約事務は適切に行われているかについては、積算内訳書、見積経過調書、点検結果報告書等の提出書類、支払関係書類等により、契約事務手続を確認したが、指摘すべき事項はなかった。</p> <p data-bbox="165 972 1461 1055">しかしながら、指摘事項のとおり、消防用設備等点検結果報告書の作成及び関係する各駅との点検結果の共有において、一部適正でない点が認められたため、改善を求めた。</p> <p data-bbox="181 1077 1461 1167">（注1）河川や下水道に大量の水が一気に流れ込むことから生じる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなどによる水害</p> <p data-bbox="181 1189 1038 1227">（注2）広域的に人的・物的被害等を発生させる洪水氾濫や高潮浸水</p>			

局名	水道局	テーマ	浄水場におけるコンクリート構造物の予防保全型管理について
<p>【選定理由】</p> <p>浄水場は、河川や貯水池から取水した原水を浄水処理し、各給水所へ送水する重要な施設だが、高度経済成長期に集中的に整備され、築年数が経過している。そのため局は、コンクリート構造物の予防保全型管理に取り組み、施設の長寿命化を図ることを計画している。</p> <p>局が策定した「東京水道経営プラン 2021」では、コンクリート構造物の予防保全型管理に取り組むため、原則令和 4 年度までに浄水場の初期点検を実施し、初期点検の結果を踏まえ、令和 5 年度から順次補修を行う予定としている。</p> <p>そこで、初期点検が計画に沿って適切に実施されているか、点検結果を踏まえた修繕計画等が検討されているかなどについて確認する必要があることから、監査を行った。</p> <p>また併せて、浄水場における機械設備等についても、点検が各種規程等に基づき適切に行われ、必要な機能や安全性が確保されているか、監査を行った。</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 「東京水道経営プラン 2021」で計画しているコンクリート構造物の初期点検は、計画に沿って適切に実施されているか</p> <p>② 機械設備等の点検は、各種規程等に基づき適切に行われているか</p> <p>③ コンクリート構造物の点検結果を踏まえて、修繕実施に向けた検討等が実施されているか</p> <p>④ 各種点検や修繕が適切に行われ、必要な機能や安全性が確保されているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、局は、初期点検の対象となる、浄水場におけるコンクリート構造物 1,274 施設のうち、一部施設を除く 1,172 施設については、令和 4 年度までに点検を完了しており、計画どおりに進捗していることを確認した。また、令和 5 年度末時点では 1,216 施設の点検を完了していることを確認した。</p> <p>コンクリート構造物の補修に向けては、令和 5 年 3 月に「水道施設補修要領」を策定し、施設補修の要否に関する判断基準や、施設補修が必要となった場合の内容、工法等について整理を行うとともに、金町浄水場（2 施設）、三郷浄水場（1 施設）の合計 3 施設において、補修実施に向けた詳細調査を実施していることを確認した。</p> <p>機械設備等については、各種指針等に基づいて点検等が行われており、異常が認められた場合には、補修等の対応が行われていることを確認した。</p>			

局名	下水道局	テーマ	下水道事業における震災対策について
<p>【選定理由】</p> <p>局は、下水道管の耐震化等を行うとともに、水再生センターやポンプ所の施設の耐震化、非常用発電設備の整備等下水道施設の震災対策を推進している。また、ハード対策とともに、住民への情報発信の充実等にも取り組んでいる。さらに、局が策定した「経営計画 2021」では、従来の震災対策に加え、災害拠点連携病院や一時滞在施設を対象に追加し、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を実施するなど、対象施設を拡大させている。</p> <p>令和 5 年は関東大震災から 100 年の節目にあったこと、各地で自然災害が頻発していることから、都民からも防災への取組が注目されている。都においても、令和 4 年 12 月に「TOKYO 強靱化プロジェクト」を策定して、災害に対する東京の強靱化に向けて、各局で実施している震災対策をレベルアップする必要があるとしている。また、震災時にも安心してトイレを使用できる機能を確保することは、避難所や災害復旧拠点が正常に機能するために必須であり、被災地域の衛生環境悪化を防止し、避難民を健康被害から守るためにも重要である。</p> <p>これらのことから、下水道管の耐震化、マンホールの浮上抑制対策の整備等を計画どおりに実施しているか、また、災害に備えた住民への情報発信や発災時の応急復旧体制の整備が適切に行われているか等を検証する必要がある。</p>			
<p>【着眼点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 震災対策対象箇所が適切に選定されているか ② 事業は計画どおりに実施されているか ③ 住民への情報発信は適切に行われているか ④ 応急復旧体制を適切に整備しているか 			
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、局は、震災対策対象施設としている避難所、一時滞在施設等の現況を把握し、下水道管の耐震化、マンホールの浮上抑制対策の整備計画に反映させていた。下水道管の耐震化等の事業実施状況については、下水道管の耐震化事業は目標 1,200 か所に対し 685 か所となっていること、計画対象の下水道管耐震化工事等の 8 割程度は実施設計に着手済みであること、水再生センター等の震災対策工事も 1 施設を除き工事又は実施設計に着手済みであることから、計画最終年である令和 7 年度末の実施目標の達成に向け着実に取り組んでいることを確認した。</p> <p>また、防災フェアや区主催の防災訓練等の機会に局の震災対策事業の情報発信を行うとともに、震災発生後の排水設備点検方法や相談窓口を掲載したパンフレットの区役所等への配布や局ホームページへの掲載等の情報発信を行っていること、震災発生時に下水道管や水再生センター等の下水道機能の被災状況確認及び補修作業を行うため、協力団体や政策連携団体と災害対策協定を締結していること、平時にも訓練を実施していること等、応急復旧体制を整備していることを確認した。</p>			

局名	教育庁	テーマ	都立学校における危機管理対策について
<p>【選定理由】</p> <p>先般の令和6年能登半島地震をはじめ、各地で自然災害が頻発している。自然災害における児童生徒の安全は重要な課題であり、都立学校は、大規模災害等に備え、生徒の生命及び身体の安全確保に万全を期す必要がある。</p> <p>また、多くの都立学校が、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、大規模災害の発生時に、鉄道等の復旧の見通しが立たない場合の帰宅困難者対策として一時滞在施設（注1）及び災害時帰宅支援ステーション（注2）に指定されている。</p> <p>さらに、区市町村が運営する指定避難所（注3）等として指定を受けている都立学校もあり、災害時における都立学校の防災拠点としての役割は大きい。</p> <p>そのため、総務部は、指導部及び都立学校教育部と連携して「学校危機管理マニュアル（平成25年3月改訂東京都教育委員会。以下「マニュアル」という。）」を作成し、各学校はマニュアルに基づき、地域の実情や学校の特性を踏まえ、大震災時に備えた自校の「学校危機管理計画（以下「危機管理計画」という。）」を作成し、災害時等の備えを行うこととしている。</p> <p>マニュアルや危機管理計画に基づき、生徒の安全を確保し、被害を最小限とするため、震災等に備えた事前準備や生徒への防災教育等が適切に行われているか、確認する必要があることから、都立学校における危機管理対策について監査を行った。</p> <p>（注1）大規模災害時に、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を概ね3日間程度、一時的に受け入れる施設</p> <p>（注2）災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に徒歩帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、道路情報等を提供する施設</p> <p>（注3）災害の危険性があり避難した住民や、災害により家に戻れなくなった住民等を滞在させるための施設</p>			
<p>【着眼点】</p> <p>① 学校危機管理計画は適切に作成されているか</p> <p>② 備蓄、日常点検等事前の準備は適切に行われているか</p> <p>③ 生徒への防災教育及び教職員への危機管理研修は適切に実施されているか</p>			
<p>【結果の概要】</p> <p>庁が定めたマニュアルに基づく各学校の危機管理対策について、地域防災計画において被害想定のある地区（浸水、液状化、木造家屋密集地域等）や学校種別（全日制、定時制、特別支援学校等）等を網羅するよう、重点監査対象校として（表1）の16校を抽出し、確認を行った。</p>			

局名	教育庁	テーマ	都立学校における危機管理対策について
----	-----	-----	--------------------

【結果の概要】

(表1) 重点監査対象校

重点監査対象校	大島高等学校、八丈高等学校、淵江高等学校、小石川中等教育学校、水元特別支援学校、一橋高等学校、豊島高等学校、両国高等学校、青梅総合高等学校、本所高等学校、白鷺特別支援学校、臨海青海特別支援学校、大塚ろう学校、府中けやきの森学園、葛飾盲学校、花畑学園
---------	--

その結果、各学校は、災害等危機に対する学校の基本方針、教職員の役割や危機管理研修等の事前対策、児童・生徒の避難誘導や保護体制等災害発生時の対応等を定めた危機管理計画を作成していることを確認した。

また、各学校は、発災に備えた事前準備として、(表2)の備蓄品等の管理を備蓄一覧表により行っており、さらに、地震の際に落下等重大事故につながりうる天井や照明器具等学校施設の非構造部材(注1)に係る点検を行っている。

(表2) 都立学校が管理している備蓄品

用途	配布基準	配布元	備蓄品目の例
児童生徒・教職員用	全都立学校	都立学校教育部	食糧(アルファ米等)、保存水、毛布等
災害時帰宅支援ステーション	島しょを除く全都立学校	都立学校教育部	クラッカー、保存水、使い捨て簡易トイレ等
一時滞在施設	指定された学校 (令和6年1月1日現在125校)	総務局総合防災部	食糧、保存水、毛布、使い捨て簡易トイレ等

指導部は、災害発生時に、生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき行動できるよう、防災デジタル教材「防災ノート」(注2)を活用した防災教育を推進している。また、生徒及び教員を対象とした「防災士(注3)養成講座」の受講を通じた地域の防災リーダーとしての人材育成を図り、地域と連携した防災訓練等を全ての全日制課程の都立高等学校等が実施するよう指導している。これを受け、各学校が、自然災害から身を守り、被災しても乗り切る能力や、他者や地域の安全を支える能力を身に付けることを目的とした防災教育を行っていることを、各学校の実施計画書や報告書等により確認した。

さらに、東京都教職員研修センター及び各学校は、教職員の危機管理意識と使命感、危機管理対応能力などを高めるため、危機管理に関する研修を実施している。

東京都教職員研修センターは、初任者・中堅教諭等経験に応じた研修(受講率は平均91%)や校長・副校長等職層ごとに悉皆研修(受講率は100%)を実施しており、それらのことを研修計画や報告書等により確認した。

各学校は、指導部の指導に基づき、校長が、校内研修計画に危機管理に関する研修を定めて実施している。

局名	教育庁	テーマ	都立学校における危機管理対策について
<p>【結果の概要】</p> <p>しかしながら、別項指摘事項のとおり、各学校が作成した危機管理計画について、その内容や、備蓄品等の管理状況、各種点検結果への対応、校内研修の実施状況等について、一部適切でない状況が認められたため、改善及び検討を求めた。</p> <p>(注1) 非構造部材とは、柱、梁などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材のことであり、設備機器や家具等を含めることもある。地震等の際には構造体に被害が及ばない場合でも非構造部材には被害が生じる可能性がある。</p> <p>(注2) 防災教育の一層の充実を図るため、東京都教育委員会の「防災教育ポータルサイト」のウェブサイト上に令和4年6月から配信されているデジタル教材</p> <p>(注3) 自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者</p>			

局名	警視庁	テーマ	新たな運転者管理システムの導入について
<p>【選定理由】</p> <p>運転者管理システムは、各都道府県警察が道路交通法に基づき各都道府県公安委員会が交付する運転免許証に関する情報を蓄積及び管理し、運転免許証の即日交付、不正取得の防止及び点数制度に基づく行政処分の的確な運用を実施する汎用電子計算機を利用したシステムである。</p> <p>警察庁では新たなシステムを令和5年1月に運用開始し、警視庁は令和6年1月に新システムへ移行した。</p> <p>庁が新たに導入する運転者管理システムは、先端技術を活用したスマートサービスの充実などにより、都政のQOS（Quality of Service）（注）の飛躍的な向上につなげるものである。</p> <p>新システムへの移行に伴い、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請自動受付装置の導入により、免許更新の申請者の記載手続等の負担が軽減される。 ・ 免許更新等の受講手続のWeb予約により無駄な待ち時間が無くなり、時間帯による申請者の集中が回避される。 ・ 運転免許の学科試験をタブレット端末で行うことにより、ランダムな問題出題による不正防止と多言語化によるグローバル対応が可能になる。 <p>など、都民の利便性の向上に大きく寄与する重要な事業であることから、事業が適切に実施されているか確認する必要があるため、新システムの運用状況について監査を行った。</p> <p>（注）クオリティ・オブ・サービス、サービスの質</p>			
<p>【着眼点】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新システムへの移行は適切に行われているか ② 免許更新に係る申請自動受付装置の導入は適切に行われているか ③ 免許更新等の受講手続のWeb予約の導入は適切に行われているか ④ タブレット端末の導入は適切に行われているか 			
<p>【結果の概要】</p> <p>監査を行った結果、庁は、計画どおりに令和6年1月に新システムに移行し、申請自動受付装置の導入（令和6年1月開始）、更新等手続のWeb予約及びタブレットによる学科試験（令和6年2月開始）を実施していることを確認した。免許更新者数及び学科試験受験者数の推移は下表のとおりである。</p> <p>申請自動受付装置については、免許更新を行っている運転免許試験場、運転免許更新センター等に配置されており、案内人による利用者へのフォローなども実施し、誰もが利用しやすい運用に努めている。また、実機の動作において、申請書作成手続の負担軽減が図られていることを確認した。</p>			

局名	警視庁	テーマ	新たな運転者管理システムの導入について		
【結果の概要】					
<p>Web 予約の導入については、免許更新はがきでお知らせするほか、チラシ、ポスター、広報紙等で周知を行っており、免許更新に係る来場者のうち、予約がある方の割合は、92.6%（令和6年2月）、94.5%（令和6年3月）であり、予約がない方にも対応できていることを確認した。</p> <p>タブレット端末については、全運転免許試験場に配備されており、実機の動作において、ランダム出題、外国語（英語、中国語）対応ができており、操作もスムーズに行えることを確認した。また、端末の管理・運用について要綱を定め、規定どおりに適正な管理が行われていることを確認した。</p>					
<p>（表）都における免許更新者数及び学科試験受験者数の推移 （単位：人）</p>					
項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
免許更新者	1,747,432	1,741,437	1,742,268	1,739,421	1,711,932
学科試験受験者	172,617	157,307	164,494	147,079	146,261

【局別指摘事項等】

総 務 局

1 指摘事項

(重点監査事項) (歳出)

(1) 廃棄物を分別した上で適正な区分で処理すべきもの

総合防災部は、都民の災害への備えを促すため、防災ブック「東京防災」、「東京くらし防災」を作成・配布しており、関東大震災から100年を契機とした自助・共助の更なる促進を図ることを目的に、令和5年度にリニューアルを行った。リニューアル後の防災ブックについて順次印刷と配布が進められることに伴い、倉庫で保管していた旧版等について、表1の契約により廃棄処理を委託している。廃棄の対象物は、通常版の「東京防災」、「東京くらし防災」、「東京都防災ガイドブック」(以下「紙の冊子」という。)のほか、「東京防災」の音声版のカセットテープ等(以下「カセットテープ等」という。)、旧版を保管するための木製パレットである。

仕様書では、紙の冊子を紙くず、カセットテープ等を廃プラスチック類、木製パレットを木くずとしてそれぞれの想定量を記載した上で、全てを産業廃棄物としている。

そこで、本件廃棄物の処理に係るマニフェストを見たところ、廃プラスチック類及び木くずとともに、全ての紙くずを産業廃棄物として処理したことが認められた。

しかしながら、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条では、産業廃棄物について20種類が限定列挙されており、表2のとおり、官公庁から排出される紙くずは該当しない。よって、本件の紙くずは全て一般廃棄物である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められており、一般廃棄物を産業廃棄物として処理したことは適正でない。

また、産業廃棄物の処分費は一般廃棄物と比較して割高となるのが通例であり、産業廃棄物の最終処分場は全国的にひっ迫していることもあり、一般廃棄物を産業廃棄物として処理したことは適切でない。

部は、カセットテープ等や、保管用の木製パレットは産業廃棄物に該当するため、全体を産業廃棄物として処理したとしているが、前述のとおり、仕様書では、紙の冊子、カセットテープ等、木製パレットを区分して想定数量が記載されていることから、紙くずを一般廃棄物として別に処理することは可能であった。

部は、廃棄物を分別した上で適正な区分で処理されたい。

(総務局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額
産業廃棄物(「東京防災」等)の収集運搬・処分委託 (単価契約)	令和 6. 2. 16～令和 6. 3. 29	935, 000

(表2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定された産業廃棄物に該当する紙くず

種類	内容
紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。

(歳出)

(2) 排出する廃棄物の種類を適正に記載すべきもの

総合防災部は、新型コロナウイルス対策として143か所の一時滞在施設(注)に配備した手指消毒用消毒剤及び消毒シートのうち、配備から3年を経過して使用期限切れとなる未使用分について、表3の契約により廃棄処理を委託している。

この契約の仕様書では、排出される廃棄物の種類として廃プラスチックのみを記載している。

しかしながら、消毒剤の容器は廃プラスチックに該当するが、重量の大半を占める内容物の主成分はエタノールである。エタノールは溶剤であり、溶剤のうち有害性のあるものは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条の4第5号に定める特別管理産業廃棄物に該当するが、エタノールはこれに該当しないため、産業廃棄物の廃油に分類される。したがって、仕様書の廃棄物の種類には産業廃棄物として廃プラスチックに加えて廃油も記載して、適正に処理する必要がある。

そこで、当該処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)を見たところ、廃プラスチックの処理のみが記載されており、内容物(エタノール)がどのように処理されたのかは確認できない。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第5項では、事業者はその産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者に、それぞれ委託しなければならないと定められている。しかしながら、受託者は産業廃棄物(廃油)の収集運搬に係る許可は保有しているものの、処分の許可は保有していない。産業廃棄物処分業(廃油)の許可を保有しない者に産業廃棄物(廃油)の処分を委託したことは適正でない。

これは、部が、仕様書に廃棄物の種類として廃プラスチックのみを記載し、廃油については記載していなかったことによるものである。

部は、適正な処理を確保するために、排出する廃棄物の種類を適正に記載されたい。

(総務局)

(注) 東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）第12条に基づき、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れるために、都が所有し、又は管理する施設の中から、指定されている施設

(表3) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額
産業廃棄物(消毒剤ほか1点)の収集運搬・処分委託(単価契約)	令和5.8.2~令和6.2.29	2,649,460

主 税 局

1 指摘事項

(歳入)

(1) 土地の用途の認定を適正に行うべきもの

土地に対する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の課税において、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第349条の3の2の規定等によれば、住宅用家屋の敷地、その敷地と一体となっている庭や自家用駐車場等は、「住宅用地」として認定され、業務用家屋の敷地、外部貸駐車場（コインパーキング、カーシェアリングの用地等）、資材置場、空地等は「非住宅用地」と認定される。

そして、住宅用地のうち、小規模住宅用地は、課税額の基礎となる課税標準額が、固定資産税では6分の1、都市計画税では3分の1に軽減される（法第349条の3の2第2項及び法第702条の3第2項）。

このように、土地の利用状況により税額に差異が生じることから、一筆の土地に複数の利用状況が混在している場合には、利用状況ごとの面積に応じた認定を行うこととなる。

ところで、渋谷都税事務所における土地の認定を確認したところ、次の図の居住用部分と業務用部分を併せ持つ住宅及び駐車場6台分の敷地全体について、規定に基づき、家屋面積に占める居住部分の割合に応じた一定の率により求める面積相当分を、「小規模住宅用地」として認定し、税の負担を軽減している。

しかしながら、駐車場のうち1台分は、令和4年9月1日からカーシェアリング用駐車場として利用されていることから、令和5年度分の固定資産税等の課税（基準日は令和5年1月1日）において、当該敷地については、「小規模住宅用地」として認定する対象面積に含めるべきではなく、適正でない。

この結果、表1のとおり、固定資産税等が1万4,310円の課税不足となっている。

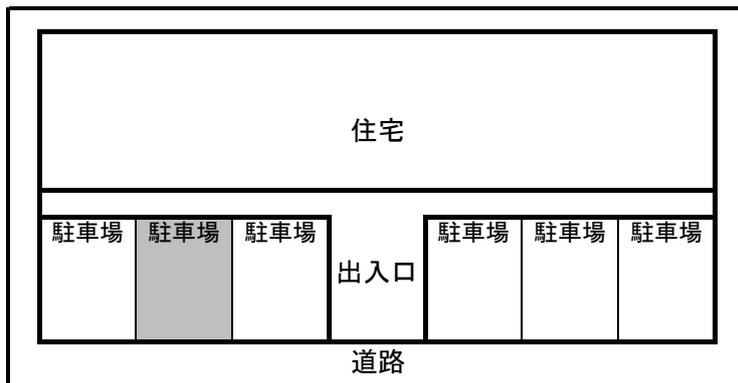
所は、土地の用途の認定を適正に行われたい。

(主税局)

(表1) 土地の用途の認定状況

区 分	正		誤		課税不足額
	面 積	税 額	面 積	税 額	
小規模住宅用地	147.80㎡	270,648円	151.80㎡	277,973円	14,310円
非住宅用地	155.80㎡	842,729円	151.80㎡	821,094円	
合 計	303.60㎡	1,113,377円	303.60㎡	1,099,067円	

(図) 土地の現況



(注) 網掛け部分がカーシェアリング用駐車場

(歳出)

(2) 石綿分析調査に必要な資格について仕様書で受託者の要件を適正に定めるべきもの

石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「規則」という。）では、第3条第1項において「事業者は、建築物等の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物等について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。」と定められており、同条第5項では、設計図書等により石綿等の有無が明らかとならなかったときは、分析調査を行わなければならない、としている。

規則第3条第6項では、分析調査は、「適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「分析調査の有資格者」という。）に行わせなければならない。」と定めており、規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）において、講習を受講し、修了考査に合格した者などを限定列挙している。

当該規定は、令和2年の規則改正によって追加され、令和5年10月1日に施行されたものであるため、施行日以降の契約において分析調査を実施する者は、分析調査の有資格者である必要がある。

ところで、総務部は、新宿都税事務所（昭和46年竣工）の建替えに伴い、表2のとおり、石綿の有無について調査する業務を委託している。建替えに係る基本計画作成時の調査結果から、多くの建材に石綿含有が疑われたため、当該委託では設計図書の確認等のみならず石綿の分析調査まで行うこととした。

そこで、受託者に求める資格について見たところ、表3のとおり、仕様書で受託者の要件を定めているが、これらの資格は石綿の有無の設計図書等による調査に関する資格、あるいは調査箇所を試料採取に関する資格であり、分析調査の有資格者に係る要件が示されていないことから、石綿分析調査を含む業務委託の仕様書として適正でない。

これは、部が規則改正を認識していなかったことによるものである。なお、契約締結後の打合

せにおいて受託者から資格に関する説明があり、分析調査の有資格者であることを示す書面が提出されている。

部は、石綿分析調査に必要な資格について、仕様書で受託者の要件を適正に定められたい。

(主税局)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
東京都新宿都税事務所石綿含有調査委託	令和 5. 12. 19～令和 6. 3. 29	3, 177, 900

(表3) 仕様書に記載された受託者の要件

1 計量証明事業登録があり、環境計量士（濃度関係）を有すること
2 作業環境測定機関登録があり、第1種作業環境測定士登録のある技術者を有すること
3 建築物石綿含有建材調査者又はアスベスト診断士を有すること
4 石綿作業主任者を有すること

都 市 整 備 局

1 指摘事項及び意見・要望事項

(重点監査事項)

(1) 建築物の耐震化促進に係る普及啓発事業について

市街地建築部は、「東京都耐震改修促進計画（改定）」（令和5年3月）に基づき、相談体制の強化や情報提供の充実をはじめ、建物所有者が安心して耐震診断や耐震改修等に取り組むための環境を整備するなどの耐震化促進に係る普及啓発事業を実施している。

そこで、この事業について見たところ、次のとおり、改善及び改善に向けた検討を要する点が認められた。

(指摘事項) (その他)

ア 耐震ポータルサイトの情報更新を適時適切に行うべきもの

部は、都民が耐震化を身近な問題として捉え、関心を高めてもらうためには、耐震化に関する様々な情報を容易かつ速やかに入手できる環境を整えていくことが重要であるとしている。このため、耐震化の必要性をはじめ、普及啓発イベントの実施や助成制度の内容、改修工法の種類や特徴などについて、分かりやすく紹介するためのホームページ「東京都耐震ポータルサイト」を開設し運営している。部は、「東京都耐震ポータルサイト」の情報更新・維持管理について、表1の契約により委託している。

本ポータルサイトについて見たところ、監査日（令和6年4月23日）現在、掲載内容について、次のとおり、適切でない状況が認められた。

(ア)「耐震化インフォメーション」の「パンフレット等」のページに掲載されているリーフレット「緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度」は、平成31年頃に作成したとするもので、表2のとおり、記載内容の一部が当該融資制度の現状と合致しない古い情報である。

(イ)「耐震キャンペーン2023」は、既に終了しているが、終了した旨の表示がないまま、本ポータルサイトのトップページを含む各ページに掲載されている。また、当該キャンペーンの基調講演については、掲載期間が令和6年3月31日までとの表示となっているが、監査日現在も閲覧できる状況である。さらに、「耐震化インフォメーション」に「耐震キャンペーンアーカイブ」のページがあり、過去の耐震キャンペーンを掲載しているが、「耐震キャンペーン2023」が掲載されていない。

(ウ)「耐震化インフォメーション」の「耐震動画」の「意識啓発編」ページ脇に表示された「耐震DVD」9件のうち4件については、既に閲覧終了したものであるが、表示されている。

こうした状況は、部が、情報を更新すべき内容を精査し、委託業者に更新の指示をすべきところ、これが適時適切に行われていないことによるものである。

ポータルサイトの開設の目的に照らし、常に掲載情報を適時適切に更新し、有益な情報を発信し続けるなど、提供情報の充実を図ることにより、ポータルサイトを活用したデジタルトランスフォーメーションを推進し、より一層の普及啓発を図る必要がある。

部は、耐震ポータルサイトの情報更新を適時適切に行われたい。

(都市整備局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方
令和5年度耐震に関するホームページ情報提供作業委託	令和 5. 4. 1～令和 6. 3. 31	660,000	A

(表2) リーフレット「緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度」の掲載情報の状況

掲載情報	リーフレットの掲載情報	監査日現在における実際の状況
融資実施金融機関 (抜粋)	株式会社B銀行 株式会社C銀行 株式会社D銀行	いずれも、現在は融資実施金融機関ではない。 (株式会社B銀行及び株式会社C銀行は令和2年度まで、株式会社D銀行は平成30年度まで融資実施金融機関であった。)
問合せ先	耐震に関するご相談は沿道耐震化相談窓口へ！ 03-5466-2064	【窓口での相談】 〒160-8353 東京都新宿区西新宿7-7-30 小田急西新宿0-PLACE 2F 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課 【電話での相談】 TEL:03-5989-1470 【電子メールでの相談】 taishin@tokyo-machidukuri.jp

(指摘事項) (その他)

イ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度に係る情報発信を適切に行うべきもの

部は、緊急輸送道路沿道の建物所有者の耐震改修費用の負担を軽減するため、耐震改修等支援融資制度を設けている。本制度は、緊急輸送道路沿道の建物所有者が、耐震診断、耐震改修、建替え又は除却に要する費用について、取扱金融機関が定める通常利率より低い利率(注)で、3億円までの融資を受けることができるものである。本制度の概要及び実績は、表3及び表4のとおりであり、平成30年度以降、融資実績がない状況である。また、直近5年間の本制度に係る都の予算額及び執行額は、表5のとおりである。

そこで、部における本制度に係る情報発信について見たところ、監査日（令和6年4月23日）現在、次のとおり、適切でない状況が認められた。

- （ア）本制度のリーフレット、パンフレット、ポスター等の印刷物は、近年作成していない。また、リーフレットの最新版は、平成31年頃に作成したもので、記載内容の一部が当該融資制度の現状と合致しない古い情報である。
- （イ）部が運営する「東京都耐震ポータルサイト」により、本制度を案内しているが、本制度の利用の手順を分かりやすく示したフロー等を掲載していない。
- （ウ）緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等について連携して支援している区市町村に対しては、年3回程度実施される「耐震改修促進行政連絡協議会」において、予算申請状況等の説明の中で、本制度に係る都の予算額を説明する程度にとどまっており、区市町村のホームページへの「東京都耐震ポータルサイト」のリンク貼付依頼などを行っていない。
- （エ）「緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資要綱」（平成21年8月10日付21都市建企第138号）において、本制度の融資を実施する金融機関（以下「実施金融機関」という。）が本融資に関して行う役割として、都が行う本制度の周知活動に対する協力などが定められている。しかしながら、部から実施金融機関に対して、実施金融機関のホームページへの「東京都耐震ポータルサイト」のリンク貼付依頼などの本制度の周知活動に対する協力依頼を行っていない。また、部は、毎年度の実施金融機関選定において、各金融機関には、普及啓発に関する取組を申請書に記載させており、この取組がなされているとしているが、一部（7金融機関中3金融機関）の取組が確認できるのみである。

本制度は、建物所有者が耐震改修等の費用について金融機関から低利で融資が受けられるよう、都が金融機関に対して貸付原資の一部を預託することにより、耐震改修等に係る資金の借入を支援するものである。また、本制度は、低金利や民間制度が充実している社会経済情勢にあっても、市場金利より低利での融資を受けられること、融資の上限額が3億円と大規模な工事にも対応が可能であることなどのメリットがある。

このため、このメリットや制度の利用手順など、本制度について、様々な手法を活用し発信すべきところ、これが十分に行われていない。

緊急輸送道路沿道建築物の所有者の耐震改修等費用の負担を軽減し、耐震化の更なる促進に向け、本制度について、様々な手法を活用し的確に発信する必要がある。

部は、緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修等支援融資制度に係る情報発信を適切に行われたい。

（都市整備局）

（注）都が預託する預託金を貸付原資の一部とすることにより、融資利率を低減するもの。

例：平成29年度融資実績では、融資利率1.475%（通常金利3.750%）となっている。

(表3) 本制度の概要

対象費用	耐震診断費用	耐震改修等工事費用
対象建築物	特定緊急輸送道路沿道建築物 敷地が特定緊急輸送道路に接すること 昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前 に建築されたもの 道路幅員のおおむね1/2以上の高さ	全ての緊急輸送道路沿道建築物 敷地が緊急輸送道路に接すること 昭和56年6月1日施行の耐震基準改正前 に建築されたもの 道路幅員のおおむね1/2以上の高さ 延べ面積10,000m ² 以下
融資対象者	上記建築物の所有者	上記建築物を所有する 個人 中小企業者
融資限度額	3億円以内	
融資期間	10年以内	
融資利率	取扱金融機関の通常利率より低減した利率	

(表4) 本制度の実績

(単位：件、円)

年度	区分	件数	金融機関の融資額	都の預託額 (注)
平成25年度	診断	2	5,744,000	1,723,200
	改修	1	30,000,000	9,000,000
平成26年度	診断	4	19,691,000	5,907,300
	改修	1	30,000,000	9,000,000
平成27年度	改修	2	145,000,000	43,500,000
平成28年度	診断	2	1,700,000	510,000
	改修	5	214,000,000	64,200,000
平成29年度	改修	2	112,000,000	33,600,000
平成30年度	実績なし			
令和元年度	実績なし			
令和2年度	実績なし			
令和3年度	実績なし			
令和4年度	実績なし			
令和5年度	実績なし			

(注) 都が、金利低減の原資として、融資実績額の3割相当額を金融機関に預託するもの。

(表5) 本制度に係る都の予算額及び執行額

(単位：円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算額	28,889,000	21,027,000	17,685,000	16,299,000	16,207,000
執行額	0	0	0	0	—

(意見・要望事項) (歳出)

ウ ポータルサイトのホスティング業務委託について

部は、「東京都耐震ポータルサイト」の運営に当たって、当該Webサーバのホスティング業務について委託している。また、部は、液状化に関する情報公開のため、「建物における液状化対策ポータルサイト」を運営しており、このホスティング業務も委託している。これらの委託状況は、表6のとおりであり、いずれの契約も随意契約である。

そこで、表6の契約を合わせて1件の契約とすることの可否について確認したところ、部は、業務の効率化の側面から、現行のポータルサイトの所管課ごとに契約することが望ましいとしており、効率化に繋がる具体的な内容としては、所管課ごとの契約の方が緊急時の対応がしやすいことを想定しているとのことであった。

しかしながら、この理由であれば、緊急連絡体制、緊急時の業務マニュアルや業務フローを課ごとに定めることにより問題は生じないものであるから、表6の契約を合わせて1件の契約とすることは可能である。

また、表6の契約を合わせて1件の契約とする場合、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第34条の2の規定による随意契約によることができる予定価格の額（100万円）を超えるため、入札により契約手続を行うこととなり、競争性の向上及び事務処理の効率化を図ることも可能となる。

こうした状況においては、表6の契約を合わせて1件の契約とすることの可否について、所管課を超えて、経済性・効率性の側面から検討することが望ましい。

部は、ポータルサイトのホスティング業務委託について、契約をまとめるなどの見直しを検討することが望まれる。

(都市整備局)

(表6) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	契約相手方	所管課
1	令和5年度耐震に関するホームページ用ホスティングサービスの提供委託	令和5.4.1～ 令和6.3.31	620,400	E	建築企画課
2	令和5年度建物における液状化対策ポータルサイトホスティング業務委託	令和5.4.1～ 令和6.3.31	646,800	F	建築指導課

(指摘事項) (歳出)

(2) 事業用地維持委託における発生材に係る処理の適正な執行を図るべきもの

第一市街地整備事務所は、臨海部開発土地区画整理事業(注1)を実施している。この事業用地維持については、委託により実施している。

この委託は、区画整理事業の特性として、施行区域に工事箇所や居住用の建物が混在しているため、事業用地の維持管理において、地域の安全性や生活機能に支障を来す異常を発見した場合には速やかにその原因を取り除く必要があることなどから、設計・起工から契約まで一定程度の期間を要する総価契約では対応が困難な即時性があり、かつ小規模な事案について、「事業用地等維持管理(単価契約)実施要領」(以下「要領」という。)及び「事業用地等維持管理(単価契約)運用の手引き」(以下「手引」という。)に基づく単価契約により実施している。

この単価契約は、維持管理に必要な工種をあらかじめ定め、工種ごとに単価を契約しておき、維持管理が必要となった場合に、受託者に施行を指示し、その出来高に応じて対価を支払うものである。要領及び手引において、指示は、指示書をもって作業内容を示して実施させ、受託者は、指示された作業が完了したときには直ちに完了届を提出し検査を受けることとしており、これを各契約の特記仕様書にも明記している。

そこで、所が締結している表7の契約の執行状況について見たところ、次のような状況が認められた。

本委託の街路樹剪定や除草作業において発生する草・枝葉等の廃棄物(以下「発生材」という。)については、特記仕様書において、清掃工場に搬出(以下「処理」という。)することとされており、この発生材は、事業系一般廃棄物(注2)であることから、これを清掃工場へ持ち込む場合には、一般廃棄物管理票(マニフェスト)の作成が区の条例(注3)により義務付けられている。そのため、本委託では、発生材の処理が完了した際には、完了届に添えて清掃工場から交付された一般廃棄物管理票を受託者が所に提出している。

しかしながら、表8に記載の3件の指示について、当該指示の完了届に添付された作業報告書、草・枝葉等計量書、施行写真、一般廃棄物管理票等(以下「関係書類」という。)を見たところ、表9のとおり、各指示の作業最終日分の発生材については、施行写真で運搬車への積込までが確認できるものの、処理されたことが、作業報告書及び一般廃棄物管理票等により確認できない状況となっている。

このことについて、所は、当該指示の発生材が指示書に計上した処理数量を超過したこと、作業最終日分の作業が清掃工場の受入時間を超過したため指示期限内での処分が困難となったことから、当該指示の処理数量を増加するなどの指示変更の手続を行わず、別の指示で合わせて処理することとし、一般廃棄物管理票も別の指示のものと合わせて作成・提出されているとしているが、別の指示書及び一般廃棄物管理票等の関係書類では、これらが確認できない状況である。

こうした状況は、要領及び手引に基づき、指示ごとに施行・報告・検査を行うべきであり、また、指示内容に変更があった場合には指示変更の手続を行うべきところ、これらが適時適切に行われて

いないことによるものであり、適正でない。

よって、発生材について、当該条例に基づき、一般廃棄物管理票を用いた適正な処理を確保することはもとより、事業の特性に合わせた運用を行っている単価契約については、要領及び手引に基づき、事業の特性を踏まえた適正な執行を図る必要がある。

所は、事業用地維持委託における発生材に係る処理について、受託者に適正な履行を求めるとともに、指示及び履行状況の確認を適時適切に行うことにより、適正な執行を図られたい。

(都市整備局)

(注1) 都心部と臨海副都心との連携強化や東京全体の交通ネットワークの形成、地域交通の円滑化を図るため、大街区方式の土地区画整理事業により、広域幹線道路の整備などを行っている。(実施地区：晴海四・五丁目地区、豊洲地区、有明北地区)

(注2) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(注3) 東京23区の各区の廃棄物の処理及び再利用に関する条例において、一般廃棄物管理票の交付義務について区ごとに同様の内容を定めており、1日当たり100kg以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者、臨時的に事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、一般廃棄物管理票の交付が義務付けられている。

(表7) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	発注限度額
臨海部事業用地維持委託(単価契約)	令和5.4.1～令和6.3.31	9,880,000

(表8) 指示内容(指示書の主な工種を抜粋したもの)

(単位：円)

指示番号	工種	単価	数量	指示日 指示期限
豊-1	人力除草・集草・積込運搬	500	1,458m ²	令和5.5.22 令和5.7.14
	機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬	400	365m ²	
	草処理費	15	1,857kg	
有-1	街路樹剪定	400	1,538m ²	令和5.6.6 令和5.6.26
	剪定枝処理費	15	920kg	
	人力除草・集草・積込運搬	500	1,361m ²	
	草処理費	15	2,000kg	
有-2	街路樹剪定	400	179m ²	令和5.6.12 令和5.7.4
	人力除草・集草・積込運搬	500	1,711m ²	
	機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬	400	383m ²	
	草処理費	15	2,370kg	

(表9) 完了届及び関係書類の記載内容等

指示番号	完了届、作業報告書、草・枝葉等計量書	施行写真	一般廃棄物管理票
豊-1	作業日 令和 5. 7. 5～令和 5. 7. 14 草処理 令和 5. 7. 5 787 kg 令和 5. 7. 13 1, 070 kg 合計 1, 857 kg	令和 5. 7. 14 作業分の発生材は、運搬車への積込までの写真はあるが、清掃工場への持ち込み処理に係る写真がない。	令和 5. 7. 13 作業分までの発生材 1, 857 kgの管理票はあるが、令和 5. 7. 14 作業分の発生材の管理票がない。
有-1	作業日 令和 5. 6. 22～令和 5. 6. 24 剪定枝処理 令和 5. 6. 22 920 kg 草処理 令和 5. 6. 23 2, 000 kg	令和 5. 6. 24 作業分の発生材は、運搬車への積込までの写真はあるが、清掃工場への持ち込み処理に係る写真がない。	令和 5. 6. 23 作業分までの発生材 2, 920 kgの管理票はあるが、令和 5. 6. 24 作業分の発生材の管理票がない。
有-2	作業日 令和 5. 6. 24～令和 5. 7. 4 草処理 令和 5. 6. 24 510 kg 令和 5. 7. 3 1, 860 kg 合計 2, 370 kg	令和 5. 7. 4 作業分の発生材は、運搬車への積込までの写真はあるが、清掃工場への持ち込み処理に係る写真がない。	令和 5. 7. 3 作業分までの発生材 2, 370 kgの管理票はあるが、令和 5. 7. 4 作業分の発生材の管理票がない。

(指摘事項) (歳出)

(3) 家屋事前調査委託に係る契約締結手続を適正に行うべきもの

第一市街地整備事務所は、区画整理事業における土地の引継ぎを行うに当たり、整地・清掃・仮囲い撤去等の整備を行っているが、整備工事に先立って土壌汚染が確認された場合などは、必要に応じて土壌処理工事を実施している。この土壌処理工事を予定している箇所に近接する家屋の既存の状態を把握し、工事により損傷等が発生した場合の補償費用を算定するに当たっての基礎資料を作成する必要が生じたことから、所は、表10の委託契約を締結している。

そこで、本契約について、契約関係書類及び受託者から提出された建築物調査書を見たところ、所の事業執行課は令和6年2月26日に契約担当部署へ契約締結の依頼を行い、同年3月5日に契約を締結しているが、契約締結前の同年2月26日及び同月28日に家屋事前調査を受託者に行わせていたことが認められた。

ところで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項において、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとし、同条第5項においては、契約につき契約書を作成する場合、契約書に記名押印が行われなければ当該契約は確定しないとしている。

しかしながら、所は、こうした契約締結手続を経ずに、契約確定前に受託者に家屋事前調査を実施させ、実際に調査を実施した日とは異なる時期に調査を実施するとして事後に契約締結手続を行っており、適正でない。

所は、家屋事前調査委託に係る契約締結手続を適正に行われたい。

(都市整備局)

(表 10) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和 5 年度工事に伴う家屋事前調査委託 (六町地区) (その 1)	令和 6. 3. 6～令和 6. 3. 22	401, 500

環 境 局

1 指摘事項

(歳 出)

(1) 消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直すべきもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条では、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとしている。また、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。）第34条の2では、表1のとおり、随意契約によることができる場合の予定価格の額を規定している。

廃棄物埋立管理事務所（以下「所」という。）は、管理する施設の消防用設備等の点検について、表2のとおり、2件の随意契約により委託契約を締結している。両契約の業務内容は、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づく点検であり、項番1の契約では機器点検、項番2の契約では機器点検及び総合点検を各々実施し、報告書を作成することとなっていた。

ところで、消防用設備等の点検の周期は、平成16年消防庁告示第9号により、機器点検は6か月ごと、総合点検は年1回と決められていることから、所が両契約を2件の随意契約に分ける必要性はなく、表2の契約を合わせて1件の契約とすること等の対応が可能である。

この結果、規則で定める随意契約によることができる予定価格の額（100万円）を超えるため、入札により契約手続を行うこととなり、競争性の向上及び事務処理の効率化を図ることができる。

所によれば、施設の老朽化で点検対象機器にも不具合が出ており、年に2回行う点検の間に事故や故障が生じた際は、直近の状況に合わせて仕様内容を変更することが想定されるなど、安全の確保のために契約を分ける必要があるとしている。

しかしながら、消防用設備点検は、消防用設備ごとに点検の期間、方法、結果報告書様式並びに基準が消防庁告示等で定められており、法定点検の仕様変更を想定して両契約を2件の随意契約に分けるとい事情は確認できなかった。

所は、消防用設備機器点検委託に係る契約手続を見直されたい。

(環境局)

(表1) 随意契約によることができる場合の予定価格の額

項番	内 容
1	工事又は製造の請負 250 万円
2	財産の買入れ 160 万円
3	物件の借入れ 80 万円
4	財産の売払い 50 万円
5	物件の貸付け 30 万円
6	前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円（委託等）

(表2) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約日	履行期限	契約金額
1	中防各施設・15号地の消防用設備機器点検委託	令和5.5.30	令和5.7.31	818,400
2	中防各施設・15号地の消防用設備機器及び総合点検委託	令和5.11.15	令和6.1.31	984,500

1 指摘事項

(重点監査事項) (歳出)

(1) 子育て応援とうきょう事業に係る委託契約について

子供・子育て支援部は、社会全体で子育てを支援する取組を推進し、子供と子育て家庭を応援する機運の醸成を図る「子育て応援とうきょう事業」を実施している。部は、本事業において、①子育てに役立つ情報を発信する「とうきょう子育てスイッチ」サイト・アプリ（以下「サイト等」という。）の運営、②サイト等の新規コンテンツ開発、③「子育て応援とうきょうパスポート」（以下「パスポート」という。）の協賛店拡大のための企画・運用、④ティーンズ・アクションに係る運営等について業務を委託することとし、総合評価方式により落札者を決定し、表1のとおり契約している。

本契約における履行状況を確認したところ、以下のような状況が認められた。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
子供・子育てを応援する機運醸成に係る情報発信・協働促進等企画運営業務委託	令和5.4.1～令和6.3.31	91,300,000

ア 業務の履行状況に応じた契約変更手続を行うべきもの

都における委託契約では、標準契約書において、契約内容の変更やこれに伴う契約金額の変更について、委託者と受託者の書面による協議の上行うことができるとされている。なお、契約変更については、仕様書の内容を変更することは入札条件の変更となるため原則として認められないものの、契約締結後の事情変更などやむを得ない理由により仕様内容の変更を余儀なくされた場合は、東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和39年東京都規則第130号）に基づき事務手続を行うとされている。

そこで、本契約で実施したサイト等利用者へのアンケート調査の履行状況を見たところ、仕様書においておおむね3か月から4か月に1回（年3回から4回程度）調査を実施することとし、契約金額内訳書において3回分の調査費用を計上していたが、調査の実施回数は2回となっていたことが認められた。このことについて、部は、十分な回答数を得られたため調査を2回で終了したとしている。

しかしながら、仕様書で定めた調査回数を下回ることとなった時点で、受託者と仕様書の内容変更やこれに伴う契約金額の変更の有無に係る協議を行っておらず、結果として契約変更手続を行っていないことは適正でない。

部は、業務の履行状況に応じた契約変更手続を行われたい。

(福祉局)

イ 協賛店拡大のための企画・運用に係る技術提案書の業務内容変更を適切に行うべきもの

本契約の仕様書では、協賛店拡大のため、都内の子育て家庭等にとって魅力のある企業・店舗等に対して協賛店登録を促す有効な働きかけを行うことを求めている。また、技術提案書において、受託者は表2のとおりウェブ媒体を活用した取組や商店街の店舗等に向けたアプローチ等により協賛店登録を促す業務を実施するとしており、表3の契約書の費用内訳において、ツール制作費及びデジタル対応費が計上されている。

これらの業務の履行状況について、受託者から委託完了後に提出された実施報告書を確認したところ、受託者は既存の協賛店へのインタビュー記事を制作していたものの、それ以外の業務の実施状況が確認できなかった。これについて、部は、技術提案書に記載の一部の業務について、受託者との口頭協議により実施を中止し、表2のとおりサイト等への協賛店情報の掲載等別の業務を実施させたとしている。

ところで、「業務委託等における「総合評価方式」活用の手引及び「企画提案方式」活用の手引（平成30年11月財務局）」によると、総合評価方式による契約では、落札者が提出した技術提案書を契約書の付属書類とする等の方法により、履行内容を明確にするとともに、履行確認を適切に行うことが必要であるとしている。総合評価方式は、技術提案書と入札価格に対する評価によって落札者を決定するため、原則として契約後に提案内容を変更することはできないが、やむを得ず変更の必要が生じた場合は、履行確認を適切に行うため受託者との協議内容を文書化し、変更内容を明確にしておく必要がある。

しかしながら、部は、技術提案書の業務内容の変更協議を口頭で行っており、協議内容の決定過程が文書により明確になっておらず適切でない。また、その結果、業務内容の変更に応じて契約金額を変更しないことが妥当かどうか確認できない状況となっており、適切でない。

部は、協賛店拡大のための企画・運用に係る技術提案書の業務内容変更を適切に行われたい。

(福祉局)

(表2) 技術提案書の内容と受託者が実施した業務内容について

区分	技術提案書の内容	受託者が実施した業務内容
協賛店獲得目標／実績	500件以上	2,826件
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ウェブ媒体で当月内の新規加盟店を取り上げ、加盟促進を図る。 受託者の持つネットワークを活用し、商店街の店舗等へ効果的なアプローチを行う。 協賛店獲得用に広報チラシの改訂を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> サイト等に掲載しているコンテンツ「おでかけ！モデルコース」（年4回更新）に協賛店情報を掲載し、協賛店登録のインセンティブとする。 サイト等のトップページで協賛店の新規登録件数について発信する（月1回）。 既存の協賛店へのインタビュー記事の制作

(表3) 契約書の費用内訳 (抜粋)

(単位:円)

委託内容	契約金額
協賛店募集のためのツール制作費	1,700,000
協賛店拡大のためのデジタル対応費	1,700,000
合計 (税抜)	3,400,000
消費税及び地方消費税 (10%)	340,000
合計 (税込)	3,740,000

ウ 仕様書の定めに基づき受託者に業務の実績や事後検証結果を報告させるべきもの

本契約における一部の業務については、表4のとおり仕様書において広報の実績や業務の事後検証について実施報告書または業務報告書（以下「実施報告書等」という。）に記載することを求めている。しかしながら、受託者から委託完了後に提出された実施報告書等を確認したところ、仕様書で求める実績や事後検証についての記載が確認できなかった。

部が、仕様書で定めた報告を行わせないまま完了検査を合格とし、契約金額を支出していることは適正でない。

部は、仕様書の定めに基づき受託者に業務の実績や事後検証結果を報告させられたい。

(福祉局)

(表4) 仕様書の定め (抜粋)

サイト等のコンテンツ（著名人による対談動画）の開発	<p>イ 著名人による広報 著名人2名について、それぞれ下記のとおり SNS 等を通じた対談動画の広報に取組んでもらうこと。（中略）</p> <p>(オ) 発信に当たっては、リーチ数、リンククリック数、エンゲージメント数（注）等の目標値の設定を行う。</p> <p>(カ) 広報実施終了後、広報実施を証明できる資料及び実績（著名人 SNS によるリーチ数、その他、例えばフォロワーからのコメント等、著名人の広報協力により得られた効果が客観的に分かるデータ等）について実施報告書に記載する。</p>
協賛拡大のための企画・運用	<p>(5) 業務報告書作成業務</p> <p>ア 事後検証 (ア) 協賛店拡大の目標値に対する結果を踏まえた分析・検証により内容を理解しやすく工夫してまとめること。 (イ) どのような手法がどの程度の効果を上げたか、数値に基づく比較検証が可能となるよう明記すること。 (ウ) 今後事業運営に活用できるよう、働きかけを実施した対象店舗等の情報を協賛に至らなかった理由等も含めて、加工が可能な様式で提供すること。 (エ) 事後検証に当たっては、都と協議の上、内容を決定すること。</p> <p>イ 業務報告書作成 事後検証を盛り込んだ業務報告書を提出すること。業務報告書は、パスポート事業に関する全ての事項について、正確かつ漏れなく必要な事項を工夫して取りまとめること。また、実施方法、使用媒体の列举に留まらず、協賛店拡大について、方法、使用媒体ごとの効果、評価、改善点及び今後の実施に向けた提案についても触れること。</p>

(注) リーチ数：広告を表示したユーザー数

リンククリック数：広告に表示されたURLがクリックされた数

エンゲージメント数：ユーザーが広告を見て積極的な行動を起こした回数

(歳出)

(2) 委託契約における契約変更手続について

都における委託契約では、標準契約書において、契約内容の変更やこれに伴う契約金額の変更について、委託者と受託者の書面による協議の上行うことができるとされている。なお、契約変更については、仕様書の内容を変更することは入札条件の変更となるため原則として認められないものの、契約締結後の事情変更などやむを得ない理由により仕様内容の変更を余儀なくされた場合は、東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和39年東京都規則第130号）に基づき事務手続を行うとされている。

そこで、局の事業に係る委託契約について、仕様書等に定めた業務は適正に履行されているか、仕様書等の内容に変更が生じる場合は契約変更手続を適切に行っているかなどについて見たところ、次のような問題点が認められた。

ア 児童発達支援事業所等利用支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの

障害者施策推進部は、児童発達支援事業所等多子負担軽減給付金の支給業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、表5のとおり、業務を委託している。

本契約の業務内容には、給付金支給決定通知書等の送付業務があり、その数量は仕様書及び契約金額内訳書（以下「仕様書等」という。）で定められている。そこで、各送付業務の実績を見たところ、表6のとおり、チラシを除き仕様書等で定めた数量を下回っていたことが認められた。このことについて、部は、給付金支給決定通知書及び請求案内については、申請者数が想定を下回ったことから送付量が減少したとしている。また、事業周知のため保護者へ直接行うこととしていた個別案内については、区市町村からの依頼がなく、予定していた個別案内の送付を行うことがなかったとしている。

しかしながら、部は、仕様書等で定めた数量を下回ることとなった時点で、受託者と仕様書等の内容変更やこれに伴う契約金額の変更の有無に係る協議を行っておらず、結果として契約変更手続を行っていないことは適正でない。

部は、児童発達支援事業所等利用支援事業に係る契約変更手続を行われたい。

(福祉局)

(表5) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
児童発達支援事業所等利用支援事業実施業務委託	令和5.8.30～令和6.3.31	5,795,900

(表6) 各種送付業務の実績

(単位：件)

項目	仕様書等で定めた数量	実績
給付金支給決定通知書の送付	1,500	656
請求案内の送付	1,500	562
個別案内の送付	1,500	0
チラシの封入・梱包作業	800	818
チラシの送付	800	818

イ 医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業に係る契約変更手続を行うべきもの

障害者施策推進部は、訪問看護ステーションの職員に対する研修を実施し、医療的ケア児の対応が出来る訪問看護ステーションを拡充することを目的として、表7のとおり、業務を委託している。

本契約の主な業務内容は、都内に所在する訪問看護ステーションの看護職を対象に研修の開催及び運営を行うことであり、研修の実施回数及び人数は仕様書で定められている。

そこで、研修の実施状況について見たところ、表8のとおり、訪問看護研修の回数が仕様書で定めた回数を下回っていたことが認められた。このことについて、部は、研修受講希望者が想定を下回り、追加募集を行ったものの最終的な受講者が集まらなかったとしている。

しかしながら、部は、仕様書で定めた研修の実施回数の確保が困難になった時点で、受託者と仕様書の内容変更やこれに伴う契約金額の変更の有無に係る協議を行っておらず、結果として契約変更手続を行っていないことは適正でない。

部は、医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業に係る契約変更手続を行われたい。

(福祉局)

(表7) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和5年度医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業実施委託	令和5.6.8～令和6.3.31	2,213,453

(表8) 研修の実施回数及び人数

研修種別	仕様書の定め	実績
訪問看護研修	10回以上(受講生10名)行うこと	3回(受講生1名)

ウ 介護サービス事業所のBCP策定支援事業に係る契約変更手続を行うべきもの

高齢者施策推進部は、令和3年度の介護報酬改定（令和3年厚生労働省令第9号）において、令和5年度中の介護サービス事業所のBCP（業務継続計画）（注）策定等が義務化されたことに伴い、都内各事業所におけるBCP策定等の支援のため、表9のとおり、業務を委託している。

本契約の業務内容には、希望する事業所へBCP策定についての個別相談を行う業務があり、仕様書において表10のとおり定められている。

そこで、個別相談の実施状況について見たところ、部は、事業所からの申込みが仕様書で想定していた規模ほど集まらなかったことを受け、受託者とのメールの授受等により協議を行い、対象とする事業所規模や実施時期について表10のとおり仕様書の内容を変更していた。

しかしながら、部は、仕様書の内容変更やこれに伴う契約金額の変更の有無に係る協議を受託者と書面で行っておらず、結果として契約変更手続を行っていないことは適正でない。

部は、介護サービス事業所のBCP策定支援事業に係る契約変更手続を行われたい。

（福祉局）

（注）大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のことを事業継続計画（Business Continuity Plan、BCP）と呼ぶ。（出典：内閣府作成「事業継続ガイドライン」）

（表9）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	契約金額
介護サービス事業所のBCP策定支援事業実施委託	令和5.4.1～令和6.3.31	10,450,000

（表10）「個別相談」による支援業務の仕様内容変更の概要

項目	仕様書の内容	協議にて変更した内容
対象	「BCP策定支援研修会」を受講した都内事業所のうち、小規模事業者の運営する約175事業所	当初の仕様から、事業者規模による制限を設けない形に変更
実施時期	令和5年12月末までに終了	令和6年1月末まで申込を受け付け、同年2月以降も「個別相談」を実施

(歳出)

(3) 東京都難聴児相談支援センターの開設に係る購入備品等の変更を適切に行うべきもの

障害者施策推進部は、難聴児の療育等に関して総合的な相談ができる専門機関を立ち上げるため、東京都難聴児相談支援センターの開設及び運營業務を委託することとし、企画提案方式により採用者を決定し、表11のとおり契約している。

本契約の報告書類等について見たところ、受託者が企画提案書に記載していた72点の備品等について、購入を行っていないもの（応接机外44点）や、企画提案書とは異なる品や数量で納入されているもの（聴力検査機器外20点）が認められた。これについて、部は、受託者との打合せの中で、購入予定の聴力検査機器について、より検査能力の高い機種へ変更することとし、その金額が高額となったことから、委託業務に支障のない範囲で他の備品等を見直し、一部の購入を取り止めるなどして総額を調整する変更を口頭で協議したとしている。

ところで、「業務委託等における「総合評価方式」活用の手引及び「企画提案方式」活用の手引（平成30年11月財務局）」によると、企画提案方式による契約では、採用者が提出した企画提案書を契約書の付属書類とする等の方法により、履行内容を明確にするとともに、履行確認を適切に行うことが必要であるとしている。企画提案方式は、企画提案書に対する評価によって採用者を決定するため、原則として契約後に提案内容を変更することはできないが、やむを得ず変更の必要が生じた場合は、履行確認を適切に行うため受託者との協議内容を文書化し、変更内容を明確にしておく必要がある。

しかしながら、部は、購入備品等の変更協議を口頭により行っており、協議内容の決定過程が文書により明確になっておらず適切でない。

部は、東京都難聴児相談支援センターの開設に係る購入備品等の変更を適切に行われたい。

(福祉局)

(表 11) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
東京都難聴児相談支援センター開設及び運營業務委託	令和 5. 11. 29～令和 6. 3. 31	19,800,000

(歳出)

(4) 委託契約における再委託の取扱いを適正に行うべきもの

都における委託契約では、標準契約書（以下「約款」という。）において、「一括再委託の禁止」として「委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。」と定め、原則として再委託に制限をかけている。さらに、約款において、「契約書に定める申出、協議、承諾は、書面により行わなければならない。」としている。

ところで、総務部では、表12の契約により、廃棄文書の溶解処理及び処理施設までの運搬をAに委託し、約款とともに、仕様書においても、約款に記された文言と同趣旨を示していた。

本契約における履行状況を確認したところ、主要な部分である溶解処理について、再委託の事実が見られたが、書面による協議等の事実が認められず、再委託の承諾手続が行われていなかった。さらに、承諾手続が行われていない再委託先の第三者（B）から都宛てに提出された証明書を根拠として、検査を合格とし、契約金額を支払っていたことが認められた。

部は、委託契約において、約款及び仕様書に基づく再委託の取扱いを適正に行われたい。

また、局においては、同様の指摘を令和4年定例監査において受けているにもかかわらず、改善が見られない。

局全体として、改善を図り、再発防止に努められたい。

(福祉局)

(表12) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額	受託者	溶解証明書 発行者 (承諾なし)
文書溶解処理委託（単価契約）	令和5.4.1～令和6.3.31	229,020	A	B

(歳出)

(5) 福祉サービス第三者評価委託契約に係る仕様内容の見直しを行うべきもの

北療育医療センターは、福祉サービスの向上及び情報提供の充実に目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第78条第1項に基づき、福祉サービス第三者評価を表13の委託契約により行っている。

本契約の業務内容は、利用者調査及び事業評価とその結果分析、事業者へのフィードバック等である。このうち利用者調査については、仕様書において「利用者全数の保護者に対して調査票及び案内文書（以下「調査票等」という。）を郵送により配布及び回収する。」と定められている。

そこで、利用者調査の履行状況について見たところ、保護者に対する調査票等の配布については、センターが自ら行っており、受託者に行わせていないことが認められた。このことについて、センターは、契約締結後に受託者と口頭で協議を行い、当該作業が個人情報扱うことからセンター自ら行うこととし、毎年同じ手順で行っていたとしている。

しかしながら、センターは、仕様書の内容を実際の業務内容に合わせて見直すことなく毎年契約を締結しており、適切でない。

センターは、福祉サービス第三者評価委託契約に係る仕様内容の見直しを行われたい。

(福祉局)

(表 13) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和 5 年度北療育医療センターにおける福祉サービス第三者評価委託	令和 5. 8. 2～令和 6. 3. 15	1, 485, 000

(歳出)

(6) 資金前渡による支出手続を適正・適切に行うべきもの

東京都会計事務規則（昭和 3 9 年東京都規則第 8 8 号。以下「規則」という。）第 7 6 条第 1 項第 2 8 号では、即時支払をしなければ物件の購入等が困難なものに要する経費について、必要な資金を前渡（以下「資金前渡」という。）することができる」とされている。この資金前渡に係る経費については、「東京都会計事務規則第 7 6 条関係の解釈・運用等について（通知）（令和 4 年 3 月 3 1 日付 3 会管会第 9 0 5 号）」により、経費の支出方法が資金前渡以外にはないと判断される経費であることが必要とされており、要件は表 1 4 のとおりである。

また、同経費については、資金前渡を受けた者に対する契約事務の委任に関する規則（昭和 3 9 年東京都規則第 1 3 9 号）において、資金前渡を受けた職員は、その交付を受けた資金の範囲内において、売買、貸借、請負その他の契約に関する事務を委任される旨が定められており、資金交付後に契約その他の手続が可能となるものである。さらに、資金前渡に係る経費は、規則第 7 9 条第 1 項により、用件終了後 5 日以内に精算手続を行わなければならないとされている。

そこで、江東児童相談所において、規則第 7 6 条第 1 項第 2 8 号に基づく資金前渡により修繕や作業等のための経費を支出した表 1 5 の案件について見たところ、項番 1 から項番 4 について、いずれも事案の発生や見積りの取得から少なくとも 1 か月以上経過した後に支払を行っているもので、一般的な契約手続によることが可能であると考えられることから、経費の支出方法が資金前渡以外にはないとした事情は認められなかった。したがって、これらの経費を資金前渡により支出したことは規則に反し適正でない。さらに、資金前渡による契約については、「請書等の徴取を要しない契約の指定について（昭和 4 0 年 9 月 1 7 日付 4 0 財経庶発第 8 0 4 号財務局長通知）」により請書等の徴取を要しないとされていることから、これらの案件を資金前渡による支出とすることで修繕・作業等の箇所・方法・実施日等の仕様詳細やその実施結果が書面により確認できない状態を生じさせており、適切でない。

また、表 1 5 の項番 5 及び項番 6 については、資金前渡による支出についての一定の合理性は認められるものの、作業等の実施日が不明となっており、前渡金の交付を受けた後に作業を実施しているか、用件の終了後 5 日以内に精算手続が行われたかどうかを確認できない状態となっており、適切でない。

所は、資金前渡による支出手続を適正・適切に行われたい。

(福祉局)

(表 14) 規則第 76 条第 1 項第 28 号に該当する経費の要件について

ア 規則第 76 条第 1 項第 1 号から第 27 号に該当しない経費であること。
イ おおむね次の理由によって、即時支払わなければならない経費であること。 (ア) 社会取引の通念上又は慣行等 例：鉄道会社に支払う運賃、郵便切手に要する経費、寺社拝観料、入場料、振込手数料 (イ) その他、事務事業の性質、経費の内容等からやむを得ないと判断されること。 例：突発的事務事業のため必要な物件の調達等に要する経費、契約手続に応じるものがない場合における物件の調達等に要する経費 (ウ) タクシークーポン券使用時の不足額に係る経費

(表 15) 所で行われた修繕や作業

項番	件名	金額 (円)	事案発生日 ・見積取得日	前渡金交付日	実施日	支払日	精算日
1	面接室カメラモニター移設及び 1 階事務室配線工事	478,500	令和 5.4.18 見積取得	令和 5.6.21 (435,000 円) 令和 5.7.5 (43,500 円)	令和 5.6.21	令和 5.7.7	
2	無線 LAN アクセスポイントの設置	264,000	令和 5.8.22 見積取得	令和 5.8.24	不明	令和 6.1.30	令和 6.1.31
3	保護所等修繕	299,200	令和 6.1.10 見積取得	令和 6.2.1	不明	令和 6.2.28	
4	保護所非常用照明設備交換	486,750	令和 5.8.30 定期点検	令和 6.1.9	不明	令和 6.1.23	
5	エレベーター無停電電源装置交換	429,000	令和 6.1.25 見積取得	令和 6.2.1	不明	令和 6.2.2	
6	保護所スピーカーシステム購入	277,800	令和 5.8.19 見積取得	令和 5.8.24	不明	令和 5.8.31	

保 健 医 療 局

1 指摘事項及び意見・要望事項

(重点監査事項) (歳入)

(1) 看護師等修学資金について

医療政策部は、看護需要に対応した養成を促進する取組の中核として、看護師等修学資金制度を設けている。本制度は、看護師等養成施設等に在学し、将来都内で看護業務に従事する意思がある者に対し、修学資金を貸与することにより、修学を容易にし、都内の看護職員の確保等を図ることを目的としている。

ところで、修学資金に係る債権管理の状況について確認したところ、以下の指摘事項及び意見・要望事項が認められた。

(指摘事項)

ア 貸与者台帳に必要事項を記載すべきもの

東京都債権管理マニュアル（令和5年4月改訂）では、債権を適正に管理するため、台帳・帳票の整備について規定しており、債権発生日、(最終)納付日、当初償還(返還)期限、時効起算日、所在調査の結果、交渉経緯などを債権管理台帳に記載することとしている。部では、看護師等修学資金の貸与者に係る債権管理台帳として、貸与者台帳を整備し、債権管理を行っている。

そこで、貸与者台帳について確認したところ、以下の問題点が認められた。

(ア) 貸与者台帳に記載欄が設けられていないため、時効起算日が記載されていない。

(イ) 所在不明となった債務者の所在調査を行ったとしている案件について、貸与者台帳にその状況についての記載が全くないものが2件認められた。

東京都債権管理マニュアルで記載が求められている事項について、貸与者台帳への記載が漏れていたことは債権管理上適正でない。

部は、貸与者台帳に必要事項を記載されたい。

(保健医療局)

イ 看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを適切に更新すべきもの

東京都債権管理マニュアルによれば、各所管部署において、各債権の管理に係る様々な状況を十分に考慮した独自のマニュアルを作成することが求められている。

そこで、部が作成した看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを確認したところ、時効起算日や所在調査の結果等を貸与者台帳に記載することについての定めがないことが認められた。さらに、本マニュアルは平成21年4月1日から更新されていないため、東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和37年東京都条例第121号）等、関係規定の改正が反映されておらず、実態に即した内容となっていなかった。

看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルに時効起算日や所在調査の結果等を貸与者台帳に記載することについての定めがないことや、平成21年4月1日から更新されておらず、実態に即した内容となっていないことは適切でない。

部は、看護師等修学資金の債権管理に係るマニュアルを適切に更新されたい。

(保健医療局)

(意見・要望事項)

ウ 滞納金の回収に向けた取組の強化について

東京都看護師等修学資金貸与条例（昭和37年東京都条例第121号。以下「条例」という。）第5条において、修学資金の貸与金は、無利子とすることが定められている。一方、条例第14条において、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならないと定められている。

そこで、令和5年度末時点における元金及び延滞利子の滞納者数について、部に確認したところ、3か月以上元金の返還がない者は245名となっていた。一方、元金の返還は完了しているものの、3か月以上延滞利子の支払いがない者は435名となっていた。（注）

これらの滞納者に対する催告等の実施状況を確認したところ、元金については、平成20年度から、法務大臣の許可を得た専門業者である債権回収会社や弁護士事務所への業務委託を行っていた。また、受託者は、原則として四半期に1回の文書及び電話による催告に加え、対象者を精査した上で、現地訪問を行っていた。

その結果、表1のとおり、各年度で受託者への支払額以上の債権を回収していた。

一方、延滞利子については、業務委託の対象に含めておらず、部の担当者が、原則として年1回の文書による催告を行っているのみであった。

修学資金は都税等を原資としており、修学資金を適正に返還している貸与者をはじめ、都民が不公平感を覚えることがないよう、滞納金の回収に取り組む必要がある。また、看護師等修学資金の貸与申込件数は、令和3年度以前は年間500から600件程度であったが、令和4年度の制度改正により申込資格を拡大した結果、令和4年度及び令和5年度とも1千件を超えており、今後はより一層滞納整理を効率的に行っていくことが求められている。

部は、滞納金の発生防止に努めるとともに、延滞利子についても業務委託の対象に含めるなど、滞納金の回収に向けた取組を強化していくことが望まれる。

(保健医療局)

(注) 累計約4万8,800名の貸与者情報をシステムで管理している（令和5年度末時点）。

(表1) 回収実績

(単位：円)

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収金額	9,275,800	10,696,000	7,803,595
受託者への支払金額	3,537,138	2,601,839	1,943,822
差額	5,738,662	8,094,161	5,859,773

2 指摘事項

(歳出)

(2) 支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求すべきもの

感染症対策部は、都内の新型コロナウイルスに感染した患者を適切な治療につなげていくため、治療対象者等の搬送体制を整備することを目的として、表2の単価契約を締結している。

本契約において受託者は、搬送に必要な車両を配備し、搬送の必要が生じた場合、部が作成した搬送計画に基づき、搬送対象者を医療機関等へ、指定された受け入れ時間までに搬送することとなっている。また、部が受託者に対し、2週間前までに運行の停止を依頼した場合、運転手を配置しない車両は休車とすることとなっている。

本契約の搬送実績報告書と支払手続について見たところ、受託者から提出された搬送実績報告書では、令和5年4月分の稼働車両総数は282台、休車台数は318台となっているが、支払手続に添付されている請求書では、稼働車両総数は318台、休車台数は282台となっていることが認められた。

このことについて、部で確認したところ、部が受託者に対して運行の停止を依頼した際の指示書の件数と搬送実績報告書に記載されている休車件数が合致することから、搬送実績報告書の件数が正しいとのことであった。

これは、支払手続を行う際に部内での確認が不十分であったため、請求書の誤りに気付かないまま支払を行ったことによるものである。この結果、監査日(令和6年5月28日)現在、47万5,200円が過払いになっている。

部は、支払手続を適正に行うとともに、受託者に対して過払いとなっている金額の返還を請求されたい。

(保健医療局)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額
多摩地域における新型コロナウイルス感染症治療薬対象者等の搬送業務委託(単価契約)	令和5.4.1～令和5.5.7	41,160,194

産 業 労 働 局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 消防設備定期点検保守委託の仕様書を適切に作成すべきもの

城南職業能力開発センターは、センター内に設置されている消火器（注）72本（加圧式消火器29本、蓄圧式消火器43本）等の消防用設備（防災設備）について、消防法（昭和23年法律第186号）で定められている定期点検等の実施及び保守を行うため、表1のとおり、契約を締結している。

ところで、消防用設備等の点検の基準は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号。以下「点検基準」という。）等により、表2のとおり定められている。

そこで、本契約について見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。

ア 消火器の機器点検の際に実施する内部及び機能に関する点検（以下「機能点検」という。）については、表2②から④のとおり、器種、加圧方式、製造年からの経過年数により分類し、点検本数を算定する。しかしながら、仕様書では、全消火器本数の20%に当たる本数で算定していることから、表3のとおり、機能点検本数を9本過大に記載している。

イ 消火器の放射能力に関する点検（以下「放射点検」という。）については、表2⑤のとおり、機能点検本数のうち、50%以上に対して行う。しかしながら、アのとおり、機能点検本数を過大に記載している結果、表4のとおり、放射点検本数も3本過大に記載している。

センターは、消防設備定期点検保守委託の仕様書を適切に作成されたい。

(産業労働局)

(注) 内部に加圧式ガス容器を内蔵している加圧式消火器と、あらかじめ内部にガスが充填された蓄圧式消火器がある。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
消防設備定期点検保守委託	令和5.4.1～令和6.3.31	264,000

(表2) 消火器の点検基準 (抜粋)

① 消防器具の機器点検(設置状況、表示、外形の点検等)は6月に1回実施する。
② 消火器の内部及び機能に関する点検は、製造年から3年(蓄圧式の消火器は製造年から5年)を経過したものに実施する。この場合、外形点検において異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器については抜取り方式により点検を行うことができる。
③ ②の抜取り方式による確認試料の作り方は、器種、種別、加圧方式の同一のものを1ロットとすること。ただし、製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は別ロットとする。
④ ②の確認試料の抜取り方は、 ア 製造年から3年を超え8年以下の加圧式の粉末消火器及び製造年から5年を超え10年以下の蓄圧式の消火器は5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。 イ 製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は2.5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。
⑤ 放射能力の点検は、粉末消火器及び蓄圧式の強化液消火器については、機能点検対象本数のうち50%以上に対して行う。

(表3) 機能点検本数算定の考え方・点検基準と仕様書記載数との差

(単位:本)

		誤:仕様書	正:点検基準	差(誤-正)
機能点検本数算定の考え方		消火器(全本数)の20% (1回10%×2回)	製造年から3年経過後の加圧式消火器及び製造年から5年経過後の蓄圧式消火器に対し、5年以内に対象消火器の点検が終了するよう毎点検10% (5年で10回の点検×10%=100%)	
実施・計上	粉末加圧消火器	7	3	4
	粉末蓄圧消火器	3	2	1
	強化液蓄圧消火器	7	3	4
計		17	8	9

(表4) 放射点検本数算定の考え方・点検基準と仕様書記載数との差

(単位:本)

		誤:仕様書	正:点検基準	差(誤-正)
放射点検本数算定の考え方		機能点検本数のうち50%以上	機能点検本数のうち50%以上 ※蓄圧式は機能点検本数全数	
実施・計上	粉末加圧消火器	4	2	2
	粉末蓄圧消火器	2	2	0
	強化液蓄圧消火器	4	3	1
計		10	7	3

(財産)

(2) 冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍冷蔵庫について適正な点検整備記録簿の作成及び記録を行うべきもの

中央・城北職業能力開発センター高年齢者校は、ホテル・レストランサービス科に1台業務用冷凍冷蔵庫を設置しており、この業務用冷凍冷蔵庫には、冷媒としてフロン類が充填されていた。

ところで、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）及び法に基づく第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成26年経済産業省・環境省告示第13号。以下「管理基準」という。）によると、冷媒としてフロン類が充填されている業務用の機器（第一種特定製品）の管理者は、表5の簡易点検を3か月に1回以上行い、その点検の内容及び結果を点検整備記録簿に記録しなければならないとされている。

しかしながら、校は、この業務用冷凍冷蔵庫について、簡易点検を実施し、その点検の内容及び結果を点検整備記録簿に記録したとしているが、表5の管理基準に定める検査事項を満たす簡易点検が行われたことを確認できるものはなかった。また、表6の管理基準に定める記載項目を充足する点検整備記録簿の作成及び記録も行われていなかったことから、適正でない。

校は、冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍冷蔵庫について、適正な点検整備記録簿の作成及び記録を行われたい。

(産業労働局)

(表5) 管理基準に定める簡易点検の検査事項

第一種特定製品の種類	検査事項
冷蔵機器及び冷凍機器	<ul style="list-style-type: none">第一種特定製品からの異常音並びに第一種特定製品の外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無第一種特定製品により冷蔵又は冷凍の用に供されている倉庫、陳列棚その他の設備における貯蔵又は陳列する場所の温度

(表6) 管理基準に定める点検整備記録簿の記載項目

項番	記載項目
1	第一種特定製品の管理者の氏名又は名称
2	第一種特定製品の所在及び当該第一種特定製品を特定するための情報
3	第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の種類及び量
4	第一種特定製品の点検の実施年月日、当該点検を行った者の氏名並びに当該点検の内容及びその結果
5	第一種特定製品の修理の実施年月日、当該修理を行った者の氏名並びに当該修理の内容及びその結果
6	漏えい又は故障等が確認された場合における速やかな修理が困難である理由及び修理の予定時期
7	第一種特定製品の整備が行われる場合において第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填した年月日、当該充填に係る第一種フロン類充填回収業者の氏名並びに充填したフロン類の種類及び量
8	第一種特定製品の整備が行われる場合においてフロン類を回収した年月日、回収した第一種フロン類充填回収業者の氏名並びに回収したフロン類の種類及び量
9	第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において、フロン類の引取り又はフロン類が充填されていないことの確認を行った年月日及び当該フロン類の引取り又はフロン類が充填されていないことの確認を行った第一種フロン類充填回収業者の氏名

中央卸売市場

1 指摘事項

(収入)

(1) 使用許可の範囲を客観的に確認できるようにすべきもの

多摩ニュータウン市場では、卸売場について、表1のとおり使用許可している。一方、場は、使用許可以外の部分については、表2の契約により、路面清掃を実施している。

場は、図面等により場所を特定して使用許可を行い、事業者はその部分を使用させ、面積に応じた使用料を徴収しており、使用許可に応じて使用されているかなど、場内の管理には、場及び使用者の双方が、許可範囲を確認できるようにしておくことが必要である。

しかしながら、卸売場の現況を見ると、昭和58年5月の開場当初に設置した区画線が消え、使用許可の範囲が確認できない状況となっており、適正でない。

この結果、監査日（令和6年1月9日）現在、管理図面上、使用許可を出していない部分が事業者の荷置き場として使用されている。

また、清掃委託契約においては、仕様書では長さ等の表示がない簡易な図面と合計面積のみで清掃範囲を指定していることから、卸売場の現況を見ても使用許可の範囲が確認できない状態では清掃範囲が明確でない。

場は、区画線を設置するなどして、使用許可の範囲を客観的に確認できるようにされたい。

（中央卸売市場）

（表1）卸売場の使用状況

（単位：㎡）

区分	使用者	合計か所	合計面積	備考
使用許可	卸売業者	12か所	2,728.7	1社
使用許可	仲卸業者	13か所	5,507.5	2社
共用部・未許可部分等	—	—	1,971.6	清掃委託契約の対象
卸売場面積			10,207.8	

（表2）契約の概要

（単位：円）

契約件名	契約期間	推定総金額	委託内容
多摩ニュータウン市場屋外清掃委託 （単価契約）	令和5.4.1～ 令和6.3.31	9,520,577	①場内路面等の清掃 ②緑地帯の清掃 ③公衆便所の清掃

(支出)

(2) 関連事業者の内装等に起因する消防設備の不良箇所について指導した記録を作成するとともに早急な改善に向けて指導すべきもの

大田市場は、表3のとおり、毎年度、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づき、場内の消防設備について消防設備点検を行い、不良箇所がある場合には報告させ、別途補修工事を実施して改修している。

ところで、場は、流通補完業務、物販・飲食業務、加工サービス業務等を行う者（以下「関連事業者」という。）77者に対し、場内の関連棟の使用を許可している。使用に当たり、場は関連事業者の使用場所をスケルトン（内装や造作がない躯体だけの状態）で貸し出し、事業に必要な内装や造作は関連事業者が整備している。

このため、関連棟において関連事業者が使用している場所の消防設備のうち、内装や造作により不良となっている場合には、関連事業者が補修を行うこととなる。

令和4年度及び令和5年度消防用設備等点検結果報告書によると、表4のとおり、関連事業者の内装や造作により法令の水準を満たしておらず十分に機能しないスプリンクラー設備があるとされている。場は、不良とされたスプリンクラー設備について令和5年3月末までに改修をする旨の計画書を消防署に提出していたにもかかわらず、監査日（令和6年1月17日）現在、改修されていない。

このことについて、場は、不良とされたスプリンクラー設備を機能させるため内装等を改修するよう指導を行っているものの、改修されないとしている。

しかしながら、場は、関連事業者に対する指導について、指導の日時、相手先、内容等を記録しておらず、文書による指導も行っていないことから、関連事業者の意思、指導にかかわらず改修しないことを客観的に証することができない状態にある。

場は、関連事業者の内装等に起因する消防設備の不良箇所について、指導記録を作成するとともに、早急な改善に向けて指導されたい。

(中央卸売市場)

(表3) 契約の概要

(単位：円)

年度	契約件名	契約期間	契約金額
令和4年度	大田市場消防設備定期点検保守委託	令和4.4.1～令和5.3.31	2,611,400
令和5年度	大田市場消防設備定期点検保守委託	令和5.4.1～令和6.3.31	3,465,000

(表4) 消防用設備等点検結果報告書による不良内容

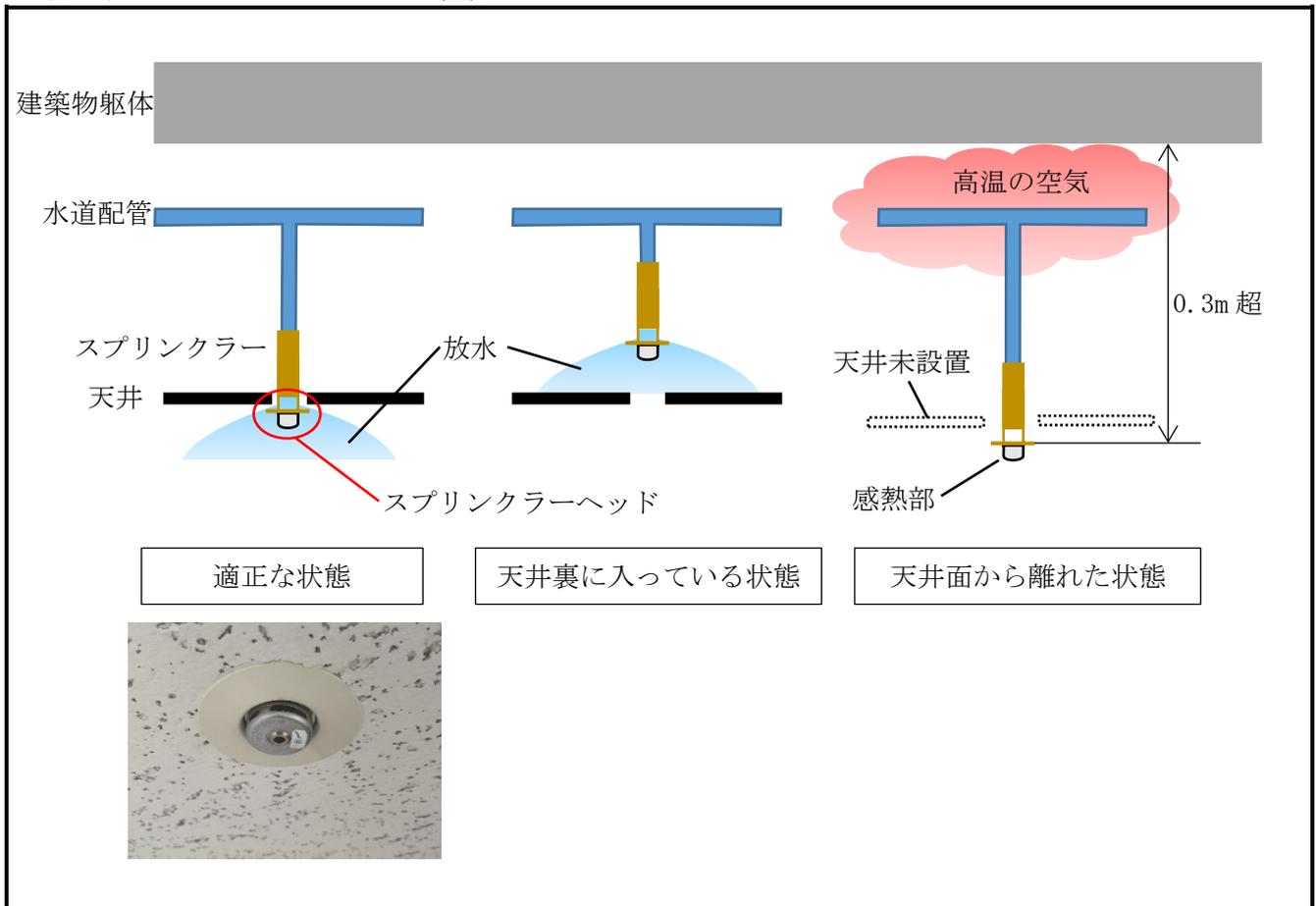
場所	消防用設備種別	消防法施行規則	不良内容
関連棟	B-9	(第13条の4第3項第2号) スプリンクラーヘッドは、放水区域の床面積一平方メートルにつき5リットル毎分で計算した水量が放水されるように設けること。(注1)	スプリンクラーヘッドが天井面の内側に入っているため、効果的な散水が行えない状態である。
	D-14		
	D-8	(第13条の2第4項第1号ハ) スプリンクラーヘッドのデフレクター(注2)と当該ヘッドの取付け面との距離は、0.3メートル以下であること。(注1)	スプリンクラーヘッドが天井面と0.3メートルを超えて離れているため、火災発生の感知が遅れる状態である。
	D-13		

(注1) 火災の熱によりスプリンクラーヘッドの周囲温度が上昇すると、ヘッドの感熱体が破壊・変形することで栓が外れて加圧された水が放出され、デフレクターに当たって散水される。

このため、スプリンクラーヘッドが天井裏に入っている状態では散水が不十分となり、天井面から離れすぎると感熱体の破壊等が遅れるため、初期消火を行うスプリンクラーの目的が果たせなくなる。(図1)

(注2) デフレクターとはスプリンクラーから吐出される水を広範囲に拡散させるための円盤状の部品

(図1) スプリンクラーヘッドの位置



(支出)

(3) 休市日及び開市日の決定に伴う契約変更について

事業部は、毎年9月頃に翌年の休市日及び開市日(以下「休開市日」という。)を決定している。

このため、豊洲市場は、毎年度4月に、4月から12月までは休開市日の決定に基づき、1月から3月までについては開市日を想定して、各種委託の作業日数を算出している。

部が令和5年9月に令和6年の休開市日を決定したところ、表5及び表6の委託業務について、表7のとおり、場が想定していた開市日より3日間減少することとなった。

このことについて、次のとおり適正でない点が見受けられた。

(表5) 清掃に係る契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額(年額)
豊洲市場業務施設清掃委託	令和3.4.1～令和6.3.31	192,595,830

(表6) 警備に係る契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
豊洲市場警備委託	令和5.4.1～令和6.3.31	1,140,775,426

(表7) 令和6年休市日決定による開市日数の減

(単位：日)

月	令和5年4月当初の 予測開市日数	令和6年休市日決定により開市 日が休市日に変更となった日	令和6年休市日決定 後の開市日数	開市日の 減少日数
1月	20	1月10日	19	△1
2月	23	2月12日、21日	21	△2
3月	22	—	22	0
合計	65		62	△3

ア 休開市日の決定に伴い変更となった清掃業務の作業日数に基づき契約変更を行うべきもの

場は、開市日における場内道路、青果棟・水産仲卸売場棟・水産卸売場棟内の通路などの清掃業務を表5の契約により委託している。

この契約について、場は、令和6年の休開市日の決定に伴って契約変更を行い、清掃作業日数の減とそれに応じた契約金額の減額をすべきところ、場はこれをしておらず、適正でない。

また、このことについて、場は、令和5年10月12日付指示書により、契約上作業を行うこととなっていた開市日が休市日となった3日間の作業を行わない代わりに、開市日のうちの6日間を選んで、清掃強化日として設定し、清掃機械を使わず、人力により清掃することを契約の相手方に指示することで、契約金額に対応した作業量となっているとしている。

しかしながら、仕様書では清掃機械によって行うこととしている作業を、人力により行うべき事情があることが確認できない。

この結果、監査日(令和6年1月12日)現在における契約の状況及び指示書によると、表8のとおり、219万5,124円の不経済支出が発生することとなる。

場は、休開市日の決定に伴い変更となった清掃業務の作業日数に基づき契約変更を行われたい。

(中央卸売市場)

(表 8) 不経済支出額 (監査事務局試算)

(単位: 円、日)

区分		一日当たり契約金額 (A)	減日数 (B)	不経済支出額 (C=A×B)
場内清掃及び 場外清掃	スクラバー (注 1) 清掃	39,476	3	118,428
	スローパー (注 2) 清掃	49,739	3	149,217
	青果部掃き清掃	164,796	3	494,388
	水産部掃き清掃	380,583	3	1,141,749
	棧橋掃き清掃	15,988	1	15,988
手洗い場及び人靴 用消毒マット清掃	消耗品石鹼水・消毒液	6,237	3	18,711
	人靴用消毒マット清掃作業	19,029	3	57,087
小計				1,995,568
消費税相当額				199,556
合計				2,195,124

(注 1) 清水等を散布してブラシ等で床を洗浄し、汚水を回収する機械

(注 2) ブラシ等でゴミを捕集する機械

イ 警備委託について必要な仕様を定めるとともに休開市日の変更に伴う契約変更を行うべきもの

豊洲市場は、場内における秩序等を保持し、火災や盗難を予防するため、表 6 のとおり、警備委託契約を締結し、防災センター業務、巡回業務、各街区正門の管理等を毎日、その他門の管理、市場利用者の動線整理、見学者対応等を開市日のみ行っている。

この契約について、場は、令和 6 年の休開市日の決定に伴って契約変更を行い、警備業務日数の減とそれに応じた契約金額の減額をすべきところ、場はこれをしておらず、適正でない。

また、このことについて、場は、令和 5 年 1 月 1 日付指示書により、休市日である 1 月 17 日、20 日及び 24 日に開市日と同様の警備員を配置しており、契約金額は業務量に対応したものとなっているとしている。

そこで、年末の休市日の警備について見たところ、年末は繁忙期であり多くの事業者が業務を行っていること、令和 4 年度においても同様の配置をしていることなどから、開市日と同様の警備員の配置が必要でないとは言えない状況であった。

しかしながら、休市日に本来行わない業務を契約変更によらず行わせ、委託料を支払うことは、契約によらず支出していることとなり、適正でない。

この結果、監査日 (令和 6 年 1 月 12 日) 現在の契約及び指示の状況によると、場は、表 9 のとおり、仕様書の変更によらず 6 万 3 千 1 百 8 千 7 百 7 6 円に相当する休市日の増加分 (3 日間) の業務を行わせないとともに、年末の休市日警備分として契約に基づかず 4 万 2 千 1 百 2 千 8 百 1 3 円を支出していることとなる。また、年末の休市日警備では見学者対応は必要ないことから、見学者対応分 2 万 1 千 0 百 5 千 9 百 6 2 円が不経済支出となる。

場は、繁忙期における休市日の警備内容を仕様に定め契約に基づいて行うよう改めるとともに、
休開市日の変更に伴う警備委託の業務日数の変更について契約変更を行われたい。

(中央卸売市場)

(表9) 指示及び休市日変更に係る金額 (監査事務局試算)

(単位：日、円)

区分	業務の概要	休市日増加分		年末警備分		見学者対応分	
		日数	金額	日数	金額	日数	金額
5 街区	各門詰所業務 ・動線整理等	3	1,083,123.99	3	1,083,123.99		
	見学者対応等	3	226,613.34			3	226,613.34
6 街区	各門詰所業務 ・動線整理等	3	862,028.54	3	862,028.54		
	見学者対応等	3	558,819.99			3	558,819.99
7 街区	各門詰所業務 ・動線整理等	3	967,266.98	3	967,266.98		
	見学者対応等	3	121,506.42			3	121,506.42
管理施設棟	見学者対応等	3	548,962.46			3	548,962.46
小計			4,368,321		2,912,419		1,455,902
諸経費	31.5%		1,376,021		917,411		458,609
計			5,744,342		3,829,830		1,914,511
消費税			574,434		382,983		191,451
合計			6,318,776		4,212,813		2,105,962

(支出)

(4) 木製パレット廃棄物処理事業負担金の算定に係る最大積載量の設定方法を定めるべきもの

北足立市場及び世田谷市場では、市場の環境衛生を確保するため、表10の協定及び「東京都中央卸売市場木製パレット廃棄物処理事業に対する負担金の交付要綱」(平成20年2月28日)に基づいて、市場内で発生する木製パレット(図2)の廃棄物の処理経費のうち共用部分で発生するものの経費として、処理に要した経費の15%に相当する額を負担している。

各場の事業者等が構成する団体(以下「団体」という。)が、それぞれ廃棄物処理業者と契約をし、廃棄物の処理に要した経費について、月ごとに各場を通じて管理部に申請を行い、部が申請内容の確認及び交付決定を行った上で、表11のとおり、各場が負担金を支出している。

部は、「木製パレット廃棄物の処理に対する負担金の交付基準」(平成20年2月28日)の制定に伴って負担金交付申請様式を定め、これに基づき、団体が木製パレットの廃棄物処理でトラック1台当たりの単価によって契約している場合、表12のとおり、トラック1台当たりの単価を重量当たりに換算し処分重量を乗じた額を負担金の対象としている。

そこで、負担額の算定状況を確認したところ、表13のとおり、1台当たり最大積載量の考え方が場や団体によって異なっており、適正でない。

重量換算での算定をするに当たって、木製パレットの1台当たり最大積載量をどのように設定するかは、負担額の算定に当たり大きな影響を及ぼすことから、木製パレットの最大積載量の設定方法を定めるべきである。

部は、木製パレット廃棄物処理事業負担金の算定に係る最大積載量の設定方法を定められたい。
(中央卸売市場)

(表10) 協定の概要

協定名	締結日
東京都中央卸売市場北足立市場で発生する木製パレット廃棄物処理に関する協定	平成20.3.31
東京都中央卸売市場世田谷市場で発生する木製パレット廃棄物処理に関する協定	平成20.3.31

(図2) 木製パレットのイメージ



(表11) 負担金の交付状況

(単位：kg、円)

区分	処理量 (A)	団体支出額 (B)	重量換算した処理 に要する経費 (C)	都負担額 (D=C×15%)	
北足立市場 受託者A分	3月	3,930	60,500	47,553	7,132
	4月	3,910	60,500	47,311	7,096
	5月	3,920	60,500	47,432	7,114
	6月	3,910	60,500	47,311	7,096
	7月	3,930	60,500	47,553	7,132
	8月	7,820	121,000	94,622	14,193
	9月	19,710	302,500	238,491	35,773
	10月	31,250	484,000	378,125	56,718
	11月	27,400	423,500	331,540	49,731
	小計	105,780	1,633,500	1,279,938	191,985
北足立市場 受託者B分	3月	21,320	297,000	211,068	31,660
	4月	19,590	247,500	193,941	29,091
	5月	13,060	198,000	129,294	19,394
	6月	24,900	346,500	246,510	36,976
	7月	17,170	247,500	169,983	25,497
	8月	22,860	346,500	226,314	33,947
	小計	118,900	1,683,000	1,177,110	176,565
世田谷市場	10月	6,160	181,500	93,139	13,970
	11月	2,210	60,500	33,415	5,012
	小計	8,370	242,000	126,554	18,982
合計	233,050	3,558,500	2,583,602	387,532	

(表12) 重量換算の方法 (北足立市場受託者A・3月分の例)

契約金額 (円/台) ÷ 1台あたり最大積載量(kg/台) = 重量あたり算出単価 (円/kg)
60,500 ÷ 5,000 = 12.1
重量あたり算出単価 (円/kg) × 処理量 (kg) = 重量換算した処理に要する経費(円)
12.1 × 3,930 = 47,553

(表13) 重量換算に係る1台あたり最大積載量について

区分	重量換算に係る1台あたり最大積載量の設定根拠
北足立市場 受託者A分	自動車検査証における積載量が12,100kgであるところ、木製パレットは空間部分があるため検査証の積載量=木製パレットの最大積載量ではない(重量的にはまだ積めるが荷台に載せきれない)として、過去に口頭で聞き取った5,000kgを最大積載量としている。
北足立市場 受託者B分	車両の積載量を確認できる書類はないが、北足立市場受託者A分と同程度の車両が来ているとして、最大積載量を5,000kgとしている。
世田谷市場	団体の廃棄物処理契約書で4t車(中型自動車又は準中型自動車)を使用しているが、最大積載量を自動車検査証により確認しないまま、重量換算に用いる木製パレットの1台あたり最大積載量を4,000kgとしている。

(注) 部は、各月の負担金算定では1台あたり最大積載量の根拠について確認していない。

建設局

1 指摘事項

(歳出)

(1) 建設事務所等における河川等の維持補修に係る単価契約の工事について

局は、道路・河川・公園・事業地等の維持補修を目的として、事前に設計を行った上で競争入札に付する総価契約の工事では対応が困難な、即時性があり、かつ小規模な工事を対象として、単価契約を建設事務所、公園緑地事務所等において締結している。

この単価契約の工事では、維持補修に必要な工種をあらかじめ定め、工種ごとに単価を契約しておき、維持補修が必要となった場合に、契約相手方に施工等を指示（以下「指示工事」という。）し、その出来高に応じて対価を支払うものである。

そこで、北多摩南部建設事務所及び西部公園緑地事務所で締結した単価契約の工事に係る事務処理について見たところ、次のとおり、適切又は適正でない事例が認められた。

ア 建設事務所における管内河川等の維持管理に係る単価契約について

北多摩南部建設事務所は、管内河川等の維持管理のため、表1のとおり、単価契約を締結している。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	発注限度額
河川維持工事その1 (単価契約)	令和5.4.1～令和6.3.31	20,000,000

(ア) 施工に当たり必要な安全対策を講じるよう受注者を指導・監督すべきもの

北多摩南部建設事務所は、管内河川等の維持管理のため、表2のとおり、指示工事を行っている。

ところで、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第518条では、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときには、作業床を設置すること、また、作業床の設置が困難な場合には、墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じなければならないとしている。

しかしながら、仙川及び石神井川における表2の指示工事において河川への侵入及び転落を防止するために設置されているネットフェンスが老朽化したことから、このフェンスを交換する工事を行っているが、当該工事に係る工事記録写真を確認したところ、作業場所が、河床から2m以上の高さであり、^{きょうあい}狭隘な施工箇所であるにもかかわらず、受注者は、墜落制止用器具の使用等の必要な措置を講じていない状況が認められた。

所は、施工に当たり必要な安全対策を講じるよう、受注者を適切に指導・監督されたい。

(建設局)

(表2) 指示工事一覧

(単位：円)

指示番号	施工概要	施工河川	指示金額
5	ネットフェンス撤去・新設工	仙川	1,099,600
12	ネットフェンス撤去・新設工・仮囲い撤去工		2,327,939
14	ネットフェンス撤去・新設工		95,457
15	ネットフェンス撤去・新設工	石神井川	2,184,365

(イ) 特殊製品組合せ費の使用に係る積算を適正に行うべきもの

北多摩南部建設事務所は、管内河川の維持管理等のため、表3のとおり、指示工事を行っている。

ところで、単価契約の工事においては、維持補修に必要な材料は工事を行う現場の状況や工事内容等に応じて極めて多種にわたり、全ての材料について単価を定めることができないため、河川事業を統括する河川部では、「河川事業に係る単価契約運用の手引き」において、特殊製品組合せ費（注1）を設定し、運用することができる旨を定めている。

特殊製品組合せ費を使用する材料費の積算に当たっては、「積算基準（共通編）材料費の積算」（以下「積算基準」という。）において積算基準の標準単価や建設物価等で単価がない場合、見積りによることができるとされている。

そこで、表1の契約における特殊製品組合せ費に係る積算の仕方について見たところ、表3の指示工事について、積算根拠として見積書が添付されている。しかしながら、これらの見積書は、本来、所が自ら徴取すべきところ、受注者が徴取したものとなっていることから、適正でない。

所は、特殊製品組合せ費に係る積算を適正に行われたい。

(建設局)

(注1) 河川事業に係る単価契約では、多様化する現場条件に迅速に対応するため、単価契約の工種に無い特殊な材料を使用せざるを得ない場合がある。このため、特殊な材料の単価に相当する「特殊製品組合せ費」を設定し、運用することができる。

(表3) 河川維持工事その1（単価契約）における指示工事の概要

(単位：円)

指示番号	施工概要	指示金額	うち特殊製品組合せ費
4	転落防止柵交換	239,840	187,700
6	車止め工（撤去・新設）・ラバーポール取付工	1,108,015	652,500
7	護岸補修・舗装補修工	2,558,647	56,200
8	木製歩道橋補修工	2,951,750	2,279,400
9	伐採・丸太杭補修・撤去・耐久性ネット土のう工	855,800	138,200
11	門扉（撤去・新設工）	1,463,451	557,800

イ 公園緑地事務所における給排水衛生設備の維持管理に係る単価契約の積算を適正に行うべきもの

西部公園緑地事務所は、事務所棟及び井の頭恩賜公園内の建築物の給排水衛生設備を常に良好な状態に維持管理するため、表4のとおり、単価契約を締結している。

ところで、局が施行する建築施設の設備工事及び公園施設の機械設備工事の積算は、財務局が別に定める「積算基準（建築工事編）」及びその他の基準類によることとされている。

「積算基準（建築工事編）」によれば、工事価格は、表5のとおり直接工事費に共通費を加えて算定するものと定めている。

そこで、両契約における積算を見たところ、「積算基準（建築工事編）」を適用すべきところ誤って「積算基準（土木設備）」を適用して積算を行っていた。「積算基準（土木設備）」では、直接工事費のうち、特定の材料（注1）に係る費用を共通費の計算の対象としていないため、表6のとおり、それぞれ節水形和風大便器（都）取替工を含む4工種における単価の設定において、共通費を一部計上しておらず、その結果、2契約の当該単価の合計で、24万2,100円（監査事務局試算）が過少積算となっていることが認められた。

所は、単価契約における単価の積算を適正に行われたい。

（建設局）

（表4）契約の概要

（単位：円）

項番	契約件名	契約期間	発注限度額
1	井の頭恩賜公園ほか給排水衛生設備維持工事（単価契約）	令和5.4.1～令和6.3.31	9,900,000
2	井の頭恩賜公園ほか給排水衛生設備維持工事（単価契約）その2	令和5.11.29～令和6.3.31	9,900,000

（表5）直接工事費と共通費の関係

工事価格	直接工事費	
	共通費	共通仮設費
		諸経費（現場管理費＋一般管理費）

（注1）製作工場等で機能、性能の確認（品質証明等を含む）がなされ調達されるもので、施工現場においては加工等を必要としないもの

(表6) 過少積算額の算定

(単位：円)

区分	単価工種名称	単価金額		差額
		正	誤	
井の頭恩賜公園 ほか給排水衛生 設備維持工事(単 価契約)	節水形和風大便器(都)取替工	110,000	85,700	/
	和風大便器取替工費	110,000	85,700	
	節水形洋風大便器(都)取替工	108,000	79,300	
	節水形洋風大便器(都)取替工	145,000	101,000	
	4工種合計	473,000	351,700	
井の頭恩賜公園 ほか給排水衛生 設備維持工事(単 価契約) その2	節水形和風大便器(都)取替工	117,000	93,100	/
	和風大便器取替工費	117,000	93,100	
	節水形洋風大便器(都)取替工	113,000	85,000	
	節水形洋風大便器(都)取替工	152,000	107,000	
	4工種合計	499,000	378,200	
総合計				242,100

(歳出)

(2) 著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結すべきもの

第四建設事務所では、道路の開通を記念した催し等を行わせることを目的として、「開通記念式典等に係る会場設営業務委託(5四一放35早宮・北町)」(以下「式典等委託」という。)を、また、西多摩建設事務所では、事業地周辺における希少鳥類調査を行うことにより、生息状況及び繁殖状況等を把握し、事業の施工計画や希少鳥類保護に関する基礎資料を得ることを目的として、「自然環境調査委託(丹三郎工区その8)」(以下「調査委託」という。)を、それぞれ表7のとおり締結している。

両所は、式典等委託及び調査委託において、表8のとおり、成果物として式典での投影及び式典・イベント開催時の状況を配信するための動画や猛禽類等に関する調査の報告書等の作成を求めている。

ところで、東京都著作権取扱要綱(平成10年7月10日 10財管総第50号 財務局長決定)第3条では、都は、都以外の者が、都との契約に基づいて作成する著作物について、著作権を取得するものと定められている。

そこで、これらの契約書について見たところ、委託により作成された成果物に係る著作権を都に帰属させることの定めがなかった。このため、都は、これらの成果物を今後、使用、改変等をする場合、著作権に係る制約を受け、自由に利用することができなくなる可能性がある。こうした危険性を回避するためには、著作権に係る定めを仕様書に明記することで、都が委託契約により作成された成果物を自由に使用、改変等ができる状況を確保することが必要である。

両所は、著作権に係る定めを仕様書に明記し、著作権の都への帰属が確保できるよう契約を締結されたい。

(建設局)

(表7) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額	事務所名
1	開通記念式典等に係る会場設営業務委託 (5四一放35早宮・北町)	令和 5. 12. 16～ 令和 6. 3. 15	16, 595, 700	第四建設事務所
2	自然環境調査委託 (丹三郎工区その8)	令和 4. 12. 14～ 令和 5. 12. 20	7, 370, 000	西多摩建設事務所

(表8) 各契約における著作権の都への帰属を明確にすべき成果物

項番	契約件名	成果物	
1	開通記念式典等に係る会場設営業務委託 (5四一放35早宮・北町)	動画	<ul style="list-style-type: none"> ●式典用動画 ●式典・イベント開催時の動画撮影
2	自然環境調査委託 (丹三郎工区その8)	報告書	<ul style="list-style-type: none"> ●報告書作成 <ul style="list-style-type: none"> 猛禽類調査 : 行動圏調査(全域) 行動圏調査(特定) 営巣場所調査 ミゾゴイ(注)調査 : 生息状況調査 営巣場所調査 専門家へのヒアリング ●自然環境保全計画書の補足・まとめ

(注) およそ標高1, 000 m 以下の平地から低山帯の広葉樹林及び針広混交林に生息するサギ科の夏鳥で、ほぼ日本のみで繁殖する。(出典：ミゾゴイの保護の進め方 平成28年6月環境省自然環境局野生生物課)

(歳出)

(3) 契約保証金に係る事務について適切に指導し追加納付に係る事務処理を適正に行うべきもの

江東治水事務所は表9のとおり、水門管理センターの改修工事を締結しており、その際、契約保証金を契約の相手方に納めさせている。

ところで、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。)第40条によると、契約を締結するに当たり、契約相手方が保険会社との間に都を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときなどを除き、都は契約の相手方に契約金額の100分の10以上の契約保証金を都に納めさせなければならないとしている。また、本契約の約款第32条によると、契約金額が増減されたときは、これに応じて契約保証金も増減するものと定めていることから、契約金額が増額した場合は、既に納付された契約保証金が未払の契約金額の100分の10以上あるときを除き、契約保証金の追加納付を受ける必要がある。

そこで、本契約を見たところ、所は規則に基づき、当初契約金額の100分の10に当たる657万8,000円の契約保証金の納付を契約相手方から受けていた。また、表10のとおり、契約変更が2回行われており、いずれの場合も、契約金額が増額していることが認められた。

しかしながら、所は、いずれの契約変更においても、契約保証金の追加納付を契約相手方に求めることをせず、契約約款の定めに従い、表10のとおり、合計で56万1200円を追加で納めさせる必要があったが、納付させておらず適正でない。

また、本契約において契約保証金の追加納付を求める必要があるかどうかを、所が、事前に局の契約所管部署である総務部に確認を行ったものの、部は、追加納付をさせるよう指示をしていなかった。

所は、契約金額の増額に応じて必要となる契約保証金の追加納付に係る事務処理を適正に行われたい。

部は、各部所の契約保証金の追加納付に係る事務処理について適切に指導されたい。

(建設局)

(表9) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額 (当初)
水門管理センター改修工事	令和4.9.10～令和5.5.2	65,780,000

(表10) 契約変更の状況

(単位：円)

契約変更回数	契約変更日	変更後の契約金額	契約金額の増加額	追加で納付が必要となる契約保証金額
1	令和5.2.28	69,071,200	3,291,200	329,120
2	令和5.3.17	71,381,200	2,310,000	231,000
合計				560,120

(その他)

(4) 労働安全衛生規則に基づくフォークリフトの定期自主検査について確実な実施が確認できるよう適正に記録を保存すべきもの

土木技術支援・人材育成センターは、戸田橋実験場で実施する橋梁床版の耐荷性能試験に当たって床版を設置するためにフォークリフトを所有している。

ところで、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）では、表11のとおり、フォークリフトの定期自主検査（以下「検査」という。）及び検査の記録について定めている。規則第151条の22によれば、事業者は、1月を超えない期間ごとに検査（以下「月次検査」という。）を行わなければならない。ただし、月次検査は、1月を超えて使用しないフォークリフトについては検査が不要であるが、その場合、再び使用を開始する際に改めて当該検査を行わなければならない。そして、この月次検査の記録については、規則第151条の23により、3年間の保存義務が定められている。

そこで、過去3年間のフォークリフトの使用状況及び月次検査の検査記録を確認したところ、所は、令和3年11月11日、令和4年7月26日、同年8月2日、同月8日、9日及び令和5年

1 2月5日に使用をしており、所は、その都度必要とされる月次検査を実施したとしているが、その記録をいずれも保存しておらず、その実施が確認できなかった。

センターは、労働安全衛生規則に基づくフォークリフトの定期自主検査について、確実な実施が確認できるよう適正に記録を保存されたい。

(建設局)

(表 11) 労働安全衛生規則（関連部分抜粋）

<p>(定期自主検査)</p> <p>第百五十一条の二十二 事業者は、フォークリフトについては、一月を超えない期間ごとに一回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一月を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。</p> <p>一 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無</p> <p>二 荷役装置及び油圧装置の異常の有無</p> <p>三 ヘッドガード及びバツクレストの異常の有無</p> <p>2 事業者は、前項ただし書のフォークリフトについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。</p> <p>(定期自主検査の記録)</p> <p>第百五十一条の二十三 事業者は、前二条の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。</p> <p>一 検査年月日</p> <p>二 検査方法</p> <p>三 検査箇所</p> <p>四 検査の結果</p> <p>五 検査を実施した者の氏名</p> <p>六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p>

1 指摘事項

(歳出)

(1) 消火器具等点検委託の仕様書を適切に作成し、履行確認を適切に行うべきもの

東京港管理事務所は、上屋等港湾施設14か所に設置されている消火器(注)606本(加圧式消火器17本、蓄圧式消火器589本)等の消防用設備について、消防法(昭和23年法律第186号)で定められている定期点検、報告書の作成等を行うため、表1のとおり、業務を委託している。

この点検委託を見たところ、次のとおり適切でない状況が認められた。

ア 消火器具等の点検の基準、報告様式は、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」(昭和50年消防庁告示第14号)等により、表2のとおりに定められている。

本委託の仕様書及び契約書添付資料を見たところ、半年ごとに年2回行う消火器の機器点検の際に実施する内部及び機能に関する点検(以下「機能点検」という。)本数について、仕様書では、1回の点検につき「設置から3年を超える消火器(加圧式)及び5年を超える消火器(蓄圧式)のうち1割について、また、設置から8年を超える消火器(加圧式)のうち2割について、外観点検と併せて機能点検を行う。」と記載している。

しかしながら、契約書に添付されている「内訳書」及び所が管理している「機能点検本数内訳」(以下「内訳書等」という。)では、機能点検の点検本数について、設置から8年を超える加圧式の消火器ではなく、誤って蓄圧式の消火器を別ロットで抽出し、その2割相当の数を点検本数に加えていた。

この結果、表3のとおり、年間で10本過大に機能点検を行わせていた。

イ 令和6年1月点検実施分の点検結果報告書を確認したところ、十号ふ頭西上屋(南棟・北棟)の点検票について、消火器ごとの点検状況が記載されている消火器維持台帳では、13本の消火器の欄に機能点検を実施したことが記載されているが、点検票の総括部分には、機能点検の点検本数は4本と記載されており、内容が異なっているにもかかわらず、受託者に修正指示を行わずに完了検査を合格としていた。

所は、消火器具等点検委託の仕様書を適切に作成し、履行確認を適切に行われたい。

(港湾局)

(注) 消火器は、内部に加圧式ガス容器を内蔵している加圧式消火器と、あらかじめ内部にガスが充填された蓄圧式消火器がある。

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和5年度港湾施設消火器具等点検委託	令和5.7.11～令和6.2.22	992,200

(表2) 消防庁告示等に定める消火器の点検基準(抜粋)

① 消防器具の機器点検(設置状況、表示、外形の点検等)は6月に1回実施する。
② 消火器の内部及び機能に関する点検は、製造年から3年(蓄圧式の消火器は製造年から5年)を経過したものに実施する。この場合、外形点検において異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器については抜取り方式により点検を行うことができる。
③ ②の抜取り方式による確認試料の作り方は、器種、種別、加圧方式の同一のものを1ロットとすること。ただし、製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は別ロットとする。
④ ②の確認試料の抜き取り方は、 ア 製造年から3年を超え8年以下の加圧式の粉末消火器及び製造年から5年を超え10年以下の蓄圧式の消火器は5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。 イ 製造年から8年を超える加圧式の粉末消火器及び製造年から10年を超える蓄圧式の消火器は2.5年でロット全数の確認が終了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。

(表3) 内訳書等に記載すべき消火器の機能点検本数

点検対象本数の考え方 項目	誤	正	差
	① 製造年から3年を超え8年以下の加圧式消火器及び製造年から5年を超え8年以下の蓄圧式消火器に対し 5年以内に対象消火器の点検が終了するよう毎点検1割 ② 製造年から8年を超える消火器に対し 2.5年以内に対象消火器の点検が終了するよう毎点検2割	① 製造年から3年を超え8年以下の加圧式消火器及び製造年から5年を超え10年以下の蓄圧式消火器に対し 5年以内に対象消火器の点検が終了するよう毎点検1割 ② 製造年から8年を超える加圧式消火器に対し 2.5年以内に対象消火器の点検が終了するよう毎点検2割	
加圧式・3年経過	6	6	0
蓄圧式・5年経過	23	28	△ 5
加圧式・8年経過	10	0	10
計(1回当たり点検本数)	39	34	5
年間点検本数(計×2)	78	68	10

(歳出)

(2) 橋の鋼床版への防せい処理に係る使用材料及び施工方法について事前及び事後の確認を適切に行うべきもの

東京港管理事務所は、表4のとおり、有明西運河に架かるのぞみ橋の亀裂調査を委託している。

これは、令和4年度の調査において、橋の床面である鋼床版を支えるUリブという鋼材の亀裂から漏水が確認されたため、その水分の侵入経路として、Uリブ上部の鋼床版に亀裂が生じていないかを調査するものである。

表4の調査において、超音波探傷試験を行ったところ、亀裂は検出されなかったため、令和6年2月に受託者からの協議により、工業用スコープを用いてUリブ内の状況を確認することとなった。この際、過去の調査でUリブの表面に亀裂の進行を防止する目的で設けられた直径2cmの穴(ストップホール)から工業用スコープを通すこととなり、ストップホールを覆っていたカバー材や塗料をいったん剥がすこととなった。

工業用スコープ調査でも鋼床版の亀裂は確認されず調査は終了し、調査報告写真では、ストップホールには再びカバーがなされ、さび防止のため、防せい処理が施されたことが確認できる。

しかしながら、Uリブは、橋りょうの鋼床版を支える重要な鋼材であり、さびやひびの要因とならないよう適切に穴を塞ぎ、適切な防せい処理を施して復旧する必要があるが、受託者から提出された書類を見たところ、防せい処理を施工する前の協議書にも、防せい処理後の調査報告書にも、カバー材や塗料といった使用材料や施工方法については記載されておらず、所も確認を行っていなかったことが認められた。

監査日(令和6年4月17日)現在、所が改めて受託者に問い合わせたところ、防せい処理に係る使用材料及び施工方法に問題がないことは確認されたが、表4の契約期間において、所は、防せい処理に係る使用材料及び施工方法について、事前及び事後の確認を行っていなかったことは適切でない。

所は、橋の鋼床版への防せい処理に係る使用材料及び施工方法について、事前及び事後の確認を適切に行われたい。

(港湾局)

(表4) 契約の概要

(単位:円)

契約件名	契約期間	契約金額
令和5年度のぞみ橋亀裂補足調査委託	令和5.12.20~令和6.3.15	1,408,000

東京消防庁

1 意見・要望事項

(歳出)

(1) 物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて

東京消防庁の物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて見たところ、総務部契約担当部署に契約締結請求を行う各部事業執行課の起工において、契約目途額の算定に当たり市場価格の調査を目的として参考見積書を徴取する場合に、総務部契約担当部署が、参考見積書を徴取する業者を情報提供しており、各部事業執行課では、表1のとおり、次のような取扱いが認められた。なお、規定(注)による金額未満のため見積競争による1件を除き、いずれも競争入札により契約の相手方を決定している。

ア 情報提供された1者から参考見積書を徴取している。

イ 1者から参考見積書を徴取した結果、複数者からの参考見積書徴取が必要と考えた場合、現状の取扱いでは、総務部契約担当部署に次の業者の情報提供を求め、参考見積書を徴取していることから、起工・積算までに更に1か月から2か月程度を要している。

ウ 本来、複数者から参考見積書を徴取した方が望ましいと考えるものの、上記イの手順・期間となるため、調達時期・履行期間を考慮すると、その期間を費やすことは困難であることから、結果的に、1者から参考見積書を徴取している。

参考見積書の徴取は、市場価格の調査が目的であるから、複数者から徴取することが可能な場合は、これを行うことにより、よりの確な市場価格の把握が可能となる。

各部事業執行課における現状の取扱いでは、複数者から参考見積書の徴取が可能な場合においても1者からの徴取となっている事例が多く、また、参考見積書を複数者から徴取する場合には、1者から徴取後、更に1か月から2か月程度の期間を要することから、物品の調達時期の後ろ倒しや、物品の制作等の履行期間を十分に確保できないなど、調達・履行内容に影響が生じかねない状況となっている。

こうした状況にあっては、同時期に複数の参考見積書を徴取するなど、的確な市場価格の調査を行い、より適切で効率的な起工・積算を行うことが望ましい。

よって、契約担当部署である総務部は、参考見積書徴取業者の情報提供の仕方を見直すとともに、各部事業執行課が、主体的かつ効率的に市場価格を反映した起工・積算が行えるよう、物品の買入れ等契約の積算に係る取扱いについて、指導・助言することが望まれる。

(東京消防庁)

(注) 東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条の2

(表1) 契約の状況 (例)

(単位:円)

部署	契約件名	契約期間	契約金額	契約の相手方	参考見積書 徴取業者	状況 (注)
警防部救助課	ロープ 4 点の買入れ (集合)	令和 5. 9. 26～ 令和 6. 2. 29	14, 239, 830	A	A	ア
警防部警防課	警報器 (携帯用) ほか 2 点 の買入れ (集合)	令和 5. 9. 8～ 令和 6. 2. 29	29, 323, 250	E	B、C、D	イ
	防護衣 (上衣) ほか 5 点の 検査委託	令和 5. 6. 20～ 令和 6. 2. 29	1, 505, 658	H	F、G、H	
警防部 特殊災害課	放射能測定器 6 点の買入 れ (集合)	令和 5. 10. 14～ 令和 6. 3. 15	20, 204, 470	I	I	ア
	ガス検知器 (延長ホース付 き) ほか 27 点の買入れ	令和 5. 9. 27～ 令和 6. 3. 22	9, 998, 120	K	J、K	イ
装備部装備課	カバー (点検整備記録簿 用) の買入れ	令和 5. 7. 6～ 令和 5. 11. 29	1, 148, 400	L	L	ウ
	タイヤ 9 点の買入れ (単価 契約)	令和 5. 4. 1～ 令和 6. 3. 31	推定総金額 15, 921, 950	M	M	
	オイルネーターほか 3 点 の買入れ (単価契約)	令和 5. 6. 1～ 令和 6. 3. 31	推定総金額 15, 785, 110	O	N	
	蓄電池 5 点の買入れ (単価 契約)	令和 5. 4. 1～ 令和 6. 3. 31	推定総金額 10, 203, 270	Q	P	

(注) 本文中のア、イ、ウの状況に相当する。

1 指摘事項

(重点監査事項) (支出)

(1) 適正な消防用設備等点検結果報告書が作成されるよう確認を徹底するとともに各駅に点検結果を共有すべきもの

車両電気部は、地下鉄駅構内の防災用電路設備について、表1の契約により、消防法（昭和23年法律第186号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく点検を委託している。

本点検は、年に2回行われており、点検結果については、受託者が各路線を所管する電気管理所（4所）へ、消防法及び建築基準法に基づく点検結果として「点検結果報告」並びに消防法に基づき保管する点検結果及び3年に1回消防署へ提出する必要がある「消防用設備等点検結果報告書」を提出している。

そこで、浅草線電気管理所及び三田線電気管理所において、これらを確認したところ、以下の問題点が認められた。

ア 消防用設備等点検結果報告書について

「点検結果報告」においては、表2のとおり、複数の誘導灯・非常用照明不良等が報告されたが、「消防用設備等点検結果報告書」では、全ての項目の点検結果が正常として作成されていた。このため、消防法に基づく点検である誘導灯の不良箇所について、「消防用設備等点検結果報告書」に、点検不良の内容が記載されていないことは適正でない。

なお、監査後の調査の結果、106駅中18駅が、当該年度の「消防用設備等点検結果報告書」を提出していたことが判明したが、消防署への提出前に不具合箇所の是正は完了していたことを確認した。

イ 各駅への点検結果の共有について

点検結果の関係する各駅への共有状況について確認したところ、「点検結果報告」や不良箇所を示した図面等は、各駅へ共有しておらず、各駅は防災用電路設備の不具合を知り得ない状況となっている。各駅の駅長は、防火管理者として、非常時に備えて駅の防災設備の状況を常に把握しておくべきであることから、部は、点検結果を駅に共有すべきである。

部は、受託者に適正な消防用設備等点検結果報告書を作成させるとともに、点検結果が関係する各駅に共有されるよう各所を指導されたい。

所は、各報告書の確認を徹底するとともに、関係する各駅に点検結果を共有されたい。

(交通局)

(表1) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額	点検対象設備
防災用電路設備点検委託	令和5.4.1～令和6.3.31	10,285,000	非常用照明、誘導灯、非常コンセント、分電盤

(表2) 令和5年度下期の点検結果

路線名	駅名	誘導灯 不良台数	非常用照明 不良台数	その他指摘
浅草線	西馬込	0	9	
	馬込	0	4	
	中延	0	10	
	戸越	2	0	
	五反田	0	14	
	高輪台	0	7	
	泉岳寺	1	2	
	三田	0	11	
	大門	1	0	
	人形町	0	2	
	東日本橋	0	1	
三田線	御成門	0	1	
	内幸町	0	0	1 (分電盤扉開閉不良あり)
	日比谷	0	0	1 (避難経路障害あり)
	水道橋	0	2	
	春日	0	23	
	白山	0	22	
	新板橋	0	12	
	板橋区役所前	0	11	
	板橋本町	0	1	
	本蓮沼	0	9	
	志村三丁目	0	3	
西高島平	0	1		

(注1) 主な不良内容は、常用電源が遮断したときに自動的に非常電源に切り替わらない切替不良及び法令等で定められた点灯時間を満足できない点灯不良により、バッテリーの交換が必要なものである。

(注2) 不良台数については、点検結果報告上の不良台数のうち、バッテリーの交換推奨時期が到来しているが点検日時点で機能上の不良がなかった案件は除いて記載している。

(支出)

(2) 単価契約工事における特殊製品組合せ代価について使用方法を定めた上で内容を確認すべきものの

自動車部は、バス停の移設などの際に道路舗装やガードレール等の道路設備を補修する必要があり、表3のとおり、「バス停留所ガードレール等工事工種別単価請負工事(単価契約)」を締結し、表4のとおり、6か所について補修を指示し、これを受けて行う工事(以下「指示工事」という。)

を実施している。これは、舗装工等の道路補修に必要な工種を定め、工種ごとに単価により契約しておき、補修が必要となった場合には指示書により契約の相手方に補修を指示し、工事完了後に契約の相手方が提出する工事完了届、工種別内訳及び工事写真により出来高を確認し対価を支払うものである。

単価契約工事においては、維持補修に用いる工種を選定し、単価による契約を行うが、維持補修に必要な材料は極めて多種にわたることから、全ての工種について単価を定めることはできない。

このため、部は、単価を設定できなかった材料品を用いる場合には、「特殊製品組合せ代価（A）1,000円相当」のように金額のみ定めた単価を使用して支払う仕組みとしている。

金額のみ単価として定める特殊製品組合せ代価は、妥当でない材料品や価格であっても支払が行えるものであるから、使用する目的と材料品の指定、価格の決定には十分に留意する必要がある。

そこで、類似する単価契約工事により道路補修等を行っている建設局においては、「道路維持関係（単価契約）運用の手引き」（建設局道路管理部）を作成し、単価契約工事において、単価の定めのない工種により施工する場合には、積算基準を準用し、積算基準において標準単価を作成している場合は標準単価に、標準単価にない場合には物価資料の単価に、標準単価・物価資料のいずれにもないものについてはカタログまたは見積書によることとしている。

しかしながら、部は、表4のとおり、指示工事No.2及びNo.3において特殊製品組合せ代価を合計23万6,000円使っているが、これらの工事に係る指示書及び工事完了届を見ると、

- ① 指示書及び工事完了届に使用した特殊製品の内容を記載していない
- ② 使用した特殊製品の価格について、価格の根拠及び使用数量、諸経費等具体的な積算を記載していない
- ③ 特殊製品組合せ代価は本来、材料費のみに適用するもので、作業員の人件費等の労務費は別途歩掛を算出して、「普通作業員1人1日当たり単価」のように労務費に係る工種により支払うべきところ、部が労務費を工種として契約していないことにより、表5のとおり、内訳書に労務費の計上がない

など、特殊製品組合せ代価を使用したことの必要性、価格の妥当性などを確認できない状態となっており、適正でない。

また、このことは、部が、特殊製品組合せ代価を単価契約工事において使用するリスクを看過し、前述の「道路維持関係（単価契約）運用の手引き」（建設局道路管理部）のような特殊製品組合せ代価の使用に係る規定を定めていないことによるものであり、適正でない。

部は、単価契約工事において、特殊製品組合せ代価を使用するに当たり、その使用方法等について定めるとともに、使用に当たっての指示及び内容や価格の確認を適正に行われたい。

（交通局）

(表3) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額	工種数
バス停留所ガードレール等工事工種別単価請負工事（単価契約）	令和5.6.23 ～令和6.3.31	15,737,491	230

(表4) 指示工事の概要

(単位：円)

No.	施工場所	指示日	完了日	支払金額	うち特殊製品組合せ代価
1	江戸川区東小松川	令和5.9.1	令和5.11.10	759,246	—
2	中央区銀座	令和5.9.19	令和5.11.30	3,885,909	92,000
3	小平市小川町	令和5.9.25	令和5.12.15	3,709,832	144,000
4	新宿区西早稲田	令和5.11.27	令和6.1.31	1,376,281	—
5	足立区西新井栄町	令和5.12.18	令和6.3.8	410,740	—
6	中央区八重洲	令和6.2.6	令和6.3.22	5,564,000	—
	計			15,706,008	236,000

(表5) 特殊製品組合せ代価を使用した工事の工種別内訳

(単位：円)

区分	工種番号	工種名	単価	数量	単位	金額		
No.2 中央区銀座	177	現地実測調査	29,000	1	式	29,000		
	180	工事用道路使用手続	23,000	1	式	23,000		
	194	アスファルト舗装	26,900	78.75	m ²	2,118,375		
	215	舗装切断工	1,980	5	m	9,900		
	223	建設廃材処理費	37,300	7.9	m ³	294,670		
	229	交通誘導員 A	79,700	2	人	159,400		
	230	交通誘導員 B	73,300	11	人	806,300		
	171	特殊製品組合せ代価(A)	1,000	2	式	2,000		
	172	特殊製品組合せ代価(B)	10,000	9	式	90,000		
		小計				3,532,645		
		消費税相当額				353,264		
		合計				3,885,909		
No.3 小平市 小川町	新設	85	視覚障害者誘導ブロック設置工	45,500	0.54	m ²	24,570	
		128	街渠撤去工	21,000	7	m	147,000	
		130	街渠工	33,500	7	m	234,500	
		148	舗装切断工	2,600	2.8	m	7,280	
		150	舗装版取り壊し工	14,000	10.89	m ²	152,460	
		158	建設廃材処理費	43,700	0.43	m ³	18,791	
		175	交通誘導員 A	55,700	3	人	167,100	
		176	交通誘導員 B	48,500	15	人	727,500	
		177	現地実測調査	29,000	2	式	58,000	
		179	工事着手完了届手続	28,000	1	式	28,000	
		180	工事用道路使用手続	23,000	1	式	23,000	
		172	特殊製品組合せ代価(B)	10,000	10	式	100,000	
		撤去	112	歩道透水性舗装	9,600	12.66	m ²	121,536
			128	街渠撤去工	21,000	11.62	m	244,020
	130		街渠工	33,500	11.62	m	389,270	
	148		舗装版切断工	2,600	2.4	m	6,240	
	150		舗装版取り壊し工	14,000	18.1	m ²	253,400	
	158		建設廃材処理費	43,700	0.72	m ³	31,464	
	159		建設廃材処理費	19,600	1.89	m ³	37,044	
	175		交通誘導員 A	55,700	2	人	111,400	
	176		交通誘導員 B	48,500	8	人	388,000	
	177		現地実測調査	29,000	2	式	58,000	
	171		特殊製品組合せ代価(A)	1,000	4	式	4,000	
	172		特殊製品組合せ代価(B)	10,000	4	式	40,000	
		小計				3,372,575		
		消費税相当額				337,257		
		合計				3,709,832		

(支出)

(3) 石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な仕様書を作成すべきもの

石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「規則」という。)では、第3条第1項において「事業者は、建築物等の解体又は改修の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物等について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。」と定められており、同条第5項では、

設計図書等により石綿等の有無が明らかとならなかったときは、分析調査を行わなければならない、としている。

規則第3条第6項では、分析調査は、「適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「分析調査の有資格者」という。）に行わせなければならない。」と定めており、規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）において、講習を受講し、修了考査に合格した者などを限定列挙している。

当該規定は、令和2年の規則改正によって追加され、令和5年10月1日に施行されたものであるため、施行日以降の契約において分析調査を実施する者は、分析調査の有資格者である必要がある。

ところで、志村保線管理所は、三田線構内の補修に備え、補修予定箇所における石綿の有無を明らかにする必要があることから、表6のとおり、分析調査業務を委託している。本件の受託者は、上記のとおり、分析調査の有資格者でなければならない。そこで、業務従事者の資格について見たところ、特記仕様書では、分析調査の有資格者であることを示す書面を求めておらず、委託の仕様書として適正でない。

これは、所が、規則改正によって石綿分析調査に必要な資格が定められたことを認識せず、従前の仕様書を使用したことによるものである。なお、受託者は自らの判断で分析調査の有資格者であることを示す書面を提出している。

所は、石綿分析調査に必要な資格の保有を確認する適正な仕様書を作成されたい。

(交通局)

(表6) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
三田線板橋本町駅石綿分析調査業務委託	令和5.12.4～令和6.2.5	990,000

(支出)

(4) 仕様において数量等を適正に定めるべきもの

三田線電気管理所では、日暮里・舎人ライナーがパンタグラフ（集電装置）の損傷などで、令和5年4月10日から同月13日まで4日間連続して運行に支障が生じた際、表7の契約により、緊急に点検（以下「緊急点検」という。）を実施した。

緊急点検は、当該路線の全区間について令和5年4月13日から同年5月31日まで実施しており、その内容は、異常な揺れ等の有無を確認するための1日2回の添乗点検及び電車線（注1）のたわみを吸収する伸縮継手（注2）等の外観点検並びに指定する伸縮継手の温度測定であった（添乗点検及び指定伸縮継手の温度測定は同年5月12日まで）。

ところで、所は、平常時においては毎週火曜日午前に、緊急点検と同一の内容の添乗点検（以下「平常時点検」という。）を行っていることから、緊急点検の委託先も、平常時点検の受託者を特命していた。したがって、火曜日午前については添乗点検を重複して実施する必要がなく、所は、実際に重複していないと説明する。両点検の添乗記録を確認したところ、同日の同一時間帯に同一の点検員により実施されており、重複していなかった。

そこで、緊急点検の仕様の定めを確認したところ、添乗点検のうち火曜日午前については、平常時点検と重複しないよう除外することを明記すべきところ、仕様書上は、火曜日午前の添乗点検が業務に含まれていることが認められた。所が、仕様書に業務の数量を正確に定めないまま、委託業務を行わせたことは適正でない。

所は、契約の仕様において数量等を適正に定められたい。

(交通局)

(注1) 日暮里・舎人ライナーは、車両の横に付けられたパンタグラフにより、軌道の側壁に設置されている銅メッキの電車線から電気を取り込み、走行する。

(注2) 配管等において、温度変化等による伸び縮みや偏位を吸収するための、部材と部材とを接合する部品

(表7) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	委託内容	契約金額
日暮里・舎人ライナー 電車線緊急点検委託	令和5.4.12 ～令和5.5.31	・伸縮継手点検 ・列車添乗点検(令和5.5.12まで 午前午後の1日2回) ・温度測定(令和5.5.12まで午前 1か所指定)	6,083,000

(支出)

(5) 支障物の移設工事を計画的かつ効率的に行うべきもの

局は、老朽化した浅草線のトンネルの長寿命化について、平成23年度から平成41年度(令和11年度)までの計画で段階的かつ平準化して取り組むとし、建設工務部及び馬込保線管理所(以下「保線管理所」という。)が、漏水箇所の樋の撤去及び止水剤の注入、鉄筋が露出した部分等に対する長寿命化に向けた変状対策工事(以下「長寿命化工事」という。)を実施している。

浅草線は、電車が走行する上部空間に架線を張り、パンタグラフ(集電装置)により集電する仕組みで、トンネル上部に、長寿命化工事の支障になる電路施設である碍子(注)、架線、支持物等(以下「支障物」という。)が設置されていることから、長寿命化工事を実施するためには、電路施設を所管する車両電気部浅草線電気管理所(以下「電気管理所」という。)が、あらかじめ支障物を移設する必要がある。

そこで、電気管理所における支障物の移設工事が適切に行われているか見たところ、表8の保線管理所からの通知に基づき、表9のとおり、11件の支障物の移設工事が実施されていた。

この状況の背景について、建設工務部に確認したところ、車両電気部に対し、令和5年度の施工範囲については令和4年度の予算要求時に示していた。また、保線管理所は電気管理所に対し、令和5年1月26日に移設対象箇所を示して、同年2月6日に現地調査を実施すると通知した。その後、表8のとおり、同一区間ごとに3回に分けて、移設対象の支障物及び移設要望時期を通知した。

またその後、電気管理所所管の別件工事に伴い、令和5年8月に浅草線の夜間試運転が実施されることとなったため、夜間作業の調整が生じ、長寿命化工事の工期及び支障物の移設期限も後ろ倒しとなった。

以上の状況から、電気管理所は、令和5年度の移設対象区間を前年度から認識し、また、令和5年2月6日の現地調査についても把握していたことから、支障物の移設工事をある程度まとめて、計画的かつ効率的に、入札により実施することが可能だった。

しかしながら、支障物の移設工事は、全ての案件が事業所長契約（三者見積り合わせによる随意契約）の上限金額である250万円以下の契約となっており、

- ① 全て支障物を撤去し、移設場所に再設置する工事である
- ② 見積書を徴取したどの業者でも入札による施工が可能である
- ③ 発注日が近接している、又は同一日となっている

ことから、分割して発注する合理的理由が認められず適正でない。

電気管理所は、複数の案件をまとめ入札にすることで、より公平性・競争性・透明性が確保できることから、入札を想定した計画的な調整を行うべきである。

電気管理所は、トンネル長寿命化工事に伴う支障物の移設工事に係る契約を、計画的かつ効率的に行われたい。

(交通局)

(注) 電気を絶縁して電線を支柱などに固定する、陶磁器又は合成樹脂製の器具

(表8) 保線管理所による電気管理所あて通知内容

通知日	移設対象の碍子番号	駅間	移設希望時期
令和5.5.19	浅20・浅24・浅27	浅草～本所吾妻橋	令和5年7月～8月頃
令和5.6.16	橋74・橋28・橋54・橋59	浅草橋～蔵前	令和5年8月～9月頃
令和5.7.14	東58・番号なし(支持金具のみ)(注)・ 橋1・橋2・東60・東62・東63	東日本橋～浅草橋	令和5年9月～10月頃

(注) 支持金具のみの移設対象は直営で撤去

(表9) 支障物の移設工事

(単位：円)

契約件名	移設対象	契約期間	契約金額	受注者
浅草線構築補修工事に伴う電車線金物移設工事	浅 24	令和 5. 7. 19 ～令和 5. 8. 31	2, 277, 000	A
浅草線トンネル長寿命化工事に伴う支障処理工事	浅 20 浅 27	令和 5. 8. 16 ～令和 5. 9. 6	1, 606, 000	B
浅草線浅草橋駅付近懸垂がいし支障処理工事	橋 2 橋 28	令和 5. 9. 1 ～令和 5. 10. 4	2, 446, 686	A
浅草線東日本橋駅から蔵前駅間北行懸垂がいし等移設工事	橋 74 東 63	令和 5. 9. 4 ～令和 5. 9. 29	1, 698, 400	C
浅草線浅草橋駅から蔵前駅南行懸垂がいし等移設工事	橋 54 橋 59	令和 5. 9. 1 ～令和 5. 10. 4	1, 265, 000	B
浅草線浅草橋駅付近ずい道内構築補修に伴う支障処理工事	東 58	令和 5. 10. 2 ～令和 5. 11. 10	2, 322, 100	A
浅草線浅草橋駅付近トンネル長寿命化に伴う支障処理工事	東 62	令和 5. 10. 4 ～令和 5. 10. 31	1, 597, 200	C
浅草線東日本橋駅から浅草橋駅間南行電車線金物移設工事	東 63	令和 5. 10. 18 ～令和 5. 11. 2	1, 199, 000	B
浅草線東日本橋駅から浅草橋駅間南行がいし金物改修工事	橋 1	令和 5. 11. 6 ～令和 5. 12. 8	2, 486, 000	C
浅草線東日本橋から浅草橋駅間南行電車線路設備改修工事	東 60	令和 5. 12. 1 ～令和 6. 1. 12	2, 336, 400	A
浅草線浅草橋駅付近北行曲引き金物等移設工事	橋 2	令和 5. 12. 1 ～令和 6. 1. 12	1, 199, 000	B

(注) 支持金具のみの移設対象は令和5年3月15日に処理伝票を作成し、同年4月13日に撤去

(支出)

(6) 非常用照明について維持管理を適正に行うべきもの

車両電気部は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第12条に基づく点検（注1）（以下「12条点検」という。）について、表10のとおり、馬込車両検修場外5所をまとめて契約し、各場では委託業務の履行確認を行うほか、結果を受けての対応を行っている。

令和5年度の12条点検の結果について見たところ、馬込車両検修場においては、非常用照明（注2）のうち2か所について、受託者から蛍光管がなかったという指摘を受けた。このうち1か所については、前年度の12条点検においても蛍光管がなかったという指摘を受けていた。

非常用照明は、法の設置基準に基づき、居室内の人を非常時等に安全に避難させることを目的として設置されていることから、場が2年連続で蛍光管がなかったと指摘されていたことは適正でない。

場は、非常用照明について、維持管理を適正に行われたい。

(交通局)

(注1) 耐火建築物等としなければならない特殊建築物については、建築物の所有者・管理者に、専門的技術を有する資格者に建築物、防火設備等を定期的に検査させ、その結果を特定行政庁へ報告するよう義務付ける制度である。ただし、都が所有又は管理する建築物については、報告義務はない。

(注2) 非常用照明は法の設置基準に基づき設置し、単独の非常電源回路に接続し、一定の照度及び時間にわたり点灯することが義務付けられている。

(表 10) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	契約金額
車両検修場建築基準法第 12 条に基づく 定期点検委託	令和 5. 11. 20～令和 6. 3. 31	1, 034, 000

水 道 局

1 指摘事項

(収入)

(1) 減額措置に係る事務処理が適正に行われるよう取り組むべきもの

局では、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）等に基づき、表1のとおり、水道料金及び下水道料金（以下「料金」という。）の減額措置を行っている。

江東営業所で料金の減額措置の対象としている施設について見たところ、次のとおり、適正でない状況が認められた。

ア 局は、街頭又は公園等に設置されて公衆の用に供されている噴水泉池（注1）、街頭便所、公衆水飲栓（以下「公衆用栓」という。）の料金について、当該施設の管理者からの減額申請に基づき、料金の減額を行っている。その際、同一メータを経由して、料金の減額対象施設と対象外施設とに給水するものについては、対象外施設の年間の使用水量が、年間の全使用水量の1割以下のものを除き、原則として減額措置の対象としないこととなっている。

所で、料金の減額措置を行っている公衆用栓について見たところ、減額対象施設が、減額対象外施設である親水用施設（使用水量が1割を超える）と同一メータを経由して給水しているため、減額対象施設とはならない案件が認められた。

しかしながら、所は、当該施設の管理者から申請のあった令和3年4月1日付けで減額申請を許可しており、それ以降、監査日（令和6年1月22日）現在まで、表2のとおり、合計156万5,594円の料金が誤って減額措置されている。

イ 局は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の適用を受ける社会福祉事業のうち、同法第2条第2項各号又は同条第3項第2号から第11号までに規定する事業を行う施設（以下「福祉施設」という。）に係る水栓について、水道使用者等からの減額申請に基づき、料金の減額措置を行っている。

所で、料金の減額措置を行っている福祉施設について見たところ、監査日（令和6年1月22日）現在も水道使用者の名義は同一であるものの、平成29年4月1日から減額対象となる、社会福祉事業を目的とする施設としては使用されていなかった案件が認められた。

施設の用途等が申請時から変更になった際には、水道使用者等から所へ連絡するよう通知しているが、当該施設は用途変更の連絡がなかったことから、用途変更後5年以上経過しているにもかかわらず、料金の減額措置が継続されていた（平成29年5月分から令和5年12月分までの減額合計2万145円）。

平成29年5月分から平成30年12月分までの誤った減額措置により請求漏れとなっている水道料金については、民法（明治29年法律第89号）が適用されることから民事上の債権として処理することとしているが、下水道料金については、公の債権であることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条第1項（注2）に基づき時効により消滅しているため、請求できない状況となっている。

所は、料金の減額制度について改めて周知するなど、減額措置に係る事務処理が適正に行われるよう取り組むとともに、誤って減額した料金を請求されたい。

(水道局)

(注1) 噴水泉池とは、観賞用として造られた施設で、水が噴き出すようにした装置（噴水）と噴き出した水を受ける器（池）が一体となったものを指す。流れ、落水、溜水等の形態をとった施設、又は噴水の形態であるが親水用（水遊び等が可能）としての実態をもった施設については噴水泉池としない。

(注2) 地方自治法第236条第1項

金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(表1) 料金減額の概要

用途	根拠法令	水道料金	下水道料金
公衆用栓	東京都給水条例第30条第1項及び東京都下水道条例第20条第1項	使用水量に係る従量料金の1/2に110/100を乗じて得た額	1か月当たり8m ³ を超える料金の1/2に110/100を乗じて得た額
社会福祉施設		基本料金及び従量料金の合計額に110/100を乗じて得た額の10%	料金の20%

(表2) 誤っている減額期間の状況

(単位: m³、円)

使用月	使用水量 (全体)	誤っている減額料金		
		水道料金(a)	下水道料金(b)	(a)+(b)
令和3.5～令和3.6	11	1,290	0	1,290
令和3.7～令和3.8	168	19,682	14,212	33,894
令和3.9～令和3.10	11	1,290	0	1,290
令和3.11～令和3.12	3	352	0	352
令和4.1～令和4.2	3	352	0	352
令和4.3～令和4.4	4	469	0	469
令和4.5～令和4.6	410	58,256	44,517	102,773
令和4.7～令和4.8	1,351	250,785	191,978	442,763
令和4.9～令和4.10	355	48,835	37,340	86,175
令和4.11～令和4.12	3	352	0	352
令和5.1～令和5.2	2	235	0	235
令和5.3～令和5.4	3	352	0	352
令和5.5～令和5.6	304	40,476	30,888	71,364
令和5.7～令和5.8	1,984	380,297	299,904	680,201
令和5.9～令和5.10	525	81,785	61,595	143,380
令和5.11～令和5.12	3	352	0	352
合計	5,140	885,160	680,434	1,565,594

(収入)

(2) 汚水排出量の算定を適正に行い下水道料金の請求を適正に行うべきもの

局は、下水道料金徴収業務の委託に関する協定等に基づき、下水道局から、下水道料金の徴収に関する事務の委託を受けていることから、下水道料金を、水道料金と併せて徴収している。

東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号。以下「条例」という。）第16条第1項により、水道水による汚水については、水道の使用水量をもって汚水の排出量とみなすことになっている。井戸水などの水道水以外の水を使用している場合は、同条第2項により、使用の実態等を考慮して管理者が認定した使用水量をもって汚水の排出量とみなすこととなっている。また、同条第3項により、認定をするため必要があると認めるときは、適当な場所に計測のための装置を取り付けることができることとなっている。このため、井戸水使用者の下水道料金については、井戸水を汲み上げるポンプにポンプが稼働した時間を計測する時計を設置し、ポンプが稼働した時間数とポンプの時間当たりの揚水量を乗じて汚水排出量とし、下水道料金を算出している。

さらに、東京都下水道条例施行規程（昭和37年東京都下水道局管理規程第28号）第29条の5第2項に基づき、公衆浴場営業の用及びそれ以外の用に供した汚水を排除する場合は、「公衆浴場営業の用」と「その他の用」とに区分して汚水排出量を認定することになっている。これは、

公衆浴場営業用途の水道料金及び下水道料金については、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）等に基づき低廉な料金が設定されていることによるものである。

杉並営業所における井戸水使用者の下水道料金の算定について見たところ、コインランドリーを併設する公衆浴場において、表3のとおり、令和5年度算定した月分のうち一部期間について、過大に下水道料金の請求を行い徴収していた事例が見受けられた。

当該事例においては、図のとおり、2機の時間計を設置し、一つは施設全体の汚水排出量を計測し、もう一つは、コインランドリーの汚水排出量を計測しており、コインランドリーについては、コインランドリーの汚水排出量を計る時間計に基づいて下水道料金を徴収している。このため、公衆浴場については、施設全体の汚水排出量からコインランドリーの排出量を控除すべきところ、これを行わなかったために、公衆浴場に係る汚水排出量を過大に算定したことにより、過大な請求になったものである。

所は、汚水排出量の算定を適正に行い下水道料金の請求を適正に行われたい。

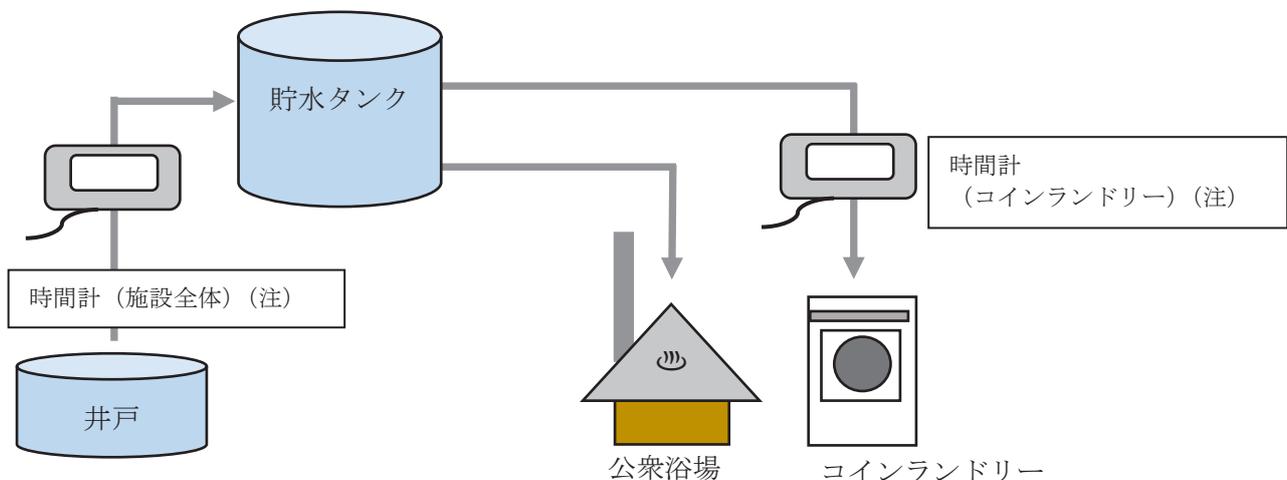
(水道局)

(表3) 下水道料金の正誤表

(単位：円)

契約者	過大に算定した月分	下水道料金		
		誤	正	過大徴収分
A	令和5.9～令和5.10	60,548	51,691	8,857
	令和5.11～令和5.12	57,499	48,642	8,857
B	令和5.12～令和6.1	31,508	23,377	8,131
合計		149,555	123,710	25,845

(図) 井戸水使用量の計測方法



(注) 汚水排出量は、井戸水使用量と同量とみなして算出している。

下水道局

1 指摘事項

(収入)

(1) 下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理を適正に行うべきもの

建築工事等に伴う湧水等の排水に係る下水道料金は下水道局が徴収しており、各下水道事務所は、下水道一時使用に係る下水道料金の徴収事務を行っている。

そこで、中部下水道事務所において、監査日（令和6年1月10日）現在、収入未済となっていた下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理台帳を見たところ、所は、表1の下水道料金について、処理経過欄に記載のとおり、下水道料金の納期限を過ぎても納付していない債務者に対し、電話による催告のみで、督促状を発行して督促を行っていないことが確認された。

下水道料金の督促等については、納期限までに納付しない者があるときは、納期限経過後20日以内に規則で定めた督促状を発行して督促するよう、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項及び東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例（昭和39年条例第135号。以下「分担金等条例」という。）第2条並びに東京都下水道事業の施行に伴う分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規程（昭和55年下水道局管理規程第16号。以下「分担金等規程」という。）第2条で定められている。

また、分担金等条例第3条では、督促をした場合においては、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ延滞金額を加算して徴収するとしている。

所が、これら納期限後未納付の下水道料金について、分担金等条例及び分担金等規程に基づく督促状を発行していないことは適正でない。

また、本債権は令和6年1月19日に納付済みとなっているが、督促状を発行していなかったため、延滞金2万9,019円（監査事務局試算）を請求することができない状況となっている。

所は、下水道一時使用に係る下水道料金の債権管理を適正に行われたい。

(下水道局)

(表1) 債権管理台帳の内容

債務者	下水道料金	納期限	処理経過
A	1,448,199円	令和5.10.27	令和5.11.27、12.12、12.28に 電話催告
	1,399,244円	令和5.11.24	

(支出)

(2) 維持補修単価契約工事の安全対策について監督及び履行確認を適正に行うべきもの

施設管理部は、区部の公共下水道普及地域における本管、取付管などの管路施設について、日常的に発生する故障や苦情に迅速に対応するため、表2のとおり「管きょ維持補修工事(複数単価契約)」(以下「維持補修単価契約工事」という。)を締結し、各下水道事務所は、この契約における所管区域の工事の発注、完了検査及び工事代金の支出を行っている。

また、部は、「下水道事務所出張所業務委託」(以下「出張所業務委託」という。)を締結し、区部下水道事業の出張所の業務を委託している。このため、維持補修単価契約工事については、出張所業務委託により定めた「監督補助員」が監督員を補助している。

そこで、維持補修単価契約工事の履行及び履行確認状況を確認するため、東部第一下水道事務所における表3の工事について見たところ、工事記録写真の状況は、次のとおりであった。

この工事は、腐食により固着した人孔(マンホール)の上部(蓋及び枠)の取替えを3か所で実施したものである。

このうち、人孔Aについて、「アンカーボルト設置工 穿孔状況」としてドリルを使用している写真と、「アンカーボルト設置工 打込状況」として開口部周囲にアンカーを打ち込んでいる写真があり、これらは連続して行われる作業であるが、どちらも人孔には安全対策(落下防止装置の設置)が実施されていなかった。

ところで、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第519条は、事業者に対し、高さが2m以上の開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い等を設けなければならない、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと定めている。

公共下水道台帳によると、人孔Aの構造は、内径が60cm、地盤面から底面までの高さが2m63cmである。工事記録写真から確認できるとおり、安全対策を行わず開口したまま作業を実施していることから、転落する危険性があったことが認められる。

したがって、人孔Aの工事に係る、所における受注者及び監督補助員に対する監督は適切でない。また、危険性のある施工状況を看過していることから、所の履行確認についても適正でない。

所は、維持補修単価契約工事における安全対策について、受注者及び監督補助員を適切に監督するとともに、履行確認を適正に行われたい。

(下水道局)

(表2) 契約の概要

(単位：円)

契約件名	契約期間	推定総金額
管きょ維持補修工事（複数単価契約）	令和 5. 4. 1～令和 6. 3. 31	3,919,787,300

(表3) 管きょ維持補修工事の概要

(単位：円)

工事番号	着手日	完了日	内容	金額
江東出張所維補第12号	令和 5. 5. 10	令和 5. 6. 15	人孔上部補修 3か所	2,633,470

(支出)

(3) 下水管路施設の防臭装置を適切に購入すべきもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条では、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとするとしており、この規定は公営企業局である下水道局にも適用される。また、東京都下水道局契約事務規程（昭和41年下水道局管理規程第33号。以下「規程」という。）第33条では、随意契約によることができる場合の予定価格の上限額が定められており、財産の買入に当たっては160万円を超えないものと規定されている。

ところで、西部第一下水道事務所では、下水管路施設から発生する臭気を防止する装置として販売されている、雨水枳内の下流取付管口に装着する防臭キャップと、雨水枳蓋下に設置する防臭リッド（注）を購入し、設置することで、下水管路施設の防臭対策を行っている。

そこで、これらの物品の購入状況を確認したところ、表4のとおり、近接した時期に2件の随意契約を締結し、同じ物品を複数購入している事例が認められた。

所によると、夏季は下水管路施設の臭気が増大する時期であるため、これらの装置がより多く必要になると想定し、複数発注を行ったとのことである。

しかしながら、これら2件の契約を1件にまとめていけば、規程で定める随意契約によることができる予定価格の額（160万円）を超えるため、入札により契約手続を行うこととなり、競争性の向上を図ることができる。

近接した時期にそれぞれ随意契約を締結し、同じ物品を調達していることは適切でない。

所は、下水管路施設の防臭装置を適切に購入されたい。

(下水道局)

(注) 雨水枳蓋下に設置する防臭装置。枳の形状に合わせて加工した天板と、流入雨水を排出するための排水部とで構成されている。

(表4) 契約の状況

(単位：円)

項番	契約件名	品目内訳	契約金額	契約年月日	納入期限	契約相手方
1	防臭キャップ ほか3点	防臭キャップ（内径200）30個 防臭キャップ（内径150）10個 防臭リッド（450×340平固定）10個 防臭リッド（450×390平固定）10個	967,450	令和 5.7.6	令和 5.8.7	B
2	防臭キャップ ほか3点	防臭キャップ（内径200）40個 防臭キャップ（内径150）8個 防臭リッド（450×340平固定）8個 防臭リッド（450×390平固定）6個	1,004,080	令和 5.8.3	令和 5.8.31	

(支出)

(4) 灯油の供給単価契約に関する情報を適切に共有するとともに発注を適正に行うべきもの

森ヶ崎水再生センターは、令和5年11月におけるセンター及びセンター管内ポンプ所の非常用発電設備の燃料として使用するため、表5項番1の契約により灯油を購入することとしており、本契約は予定価格が500万円以上であるため、契約に当たっては「東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程」(昭和41年下水道局管理規程第34号)に基づき、契約所管部門である経理部が契約締結事務を行っている。なお、この契約の手続は灯油供給単価契約の取りまとめ部門である施設管理部を通して行われている。

また、この契約に基づく灯油の納入については、センターが必要な都度、契約受注者に対し、納入日時、場所、数量、方法等を指示することとしている。

ところで、センターは、管内の勝島ポンプ所の非常用発電設備の燃料として使用するため、表5項番1の契約期間中に項番2の灯油の購入契約を締結している。

センターが項番2の契約を締結した経緯を確認したところ、次のとおりであった。

- ① 項番1の契約締結後、この灯油供給単価契約の取りまとめ部門である施設管理部が、「落札者決定等通知書」に添えてセンターに送付した「納入業者一覧」に受注者を誤って記載し、センターも「納入業者一覧」と「落札者決定等通知書」を突合させておらずこの誤りを把握できなかった。
- ② センターは、①の「納入業者一覧」に基づき、契約締結していた受注者とは異なる事業者へ勝島ポンプ所宛て灯油の納入を発注し、その後令和5年11月22日に誤りを把握して発注取消しを求めたが、既に灯油の配送手配がされていたため取り消せなかった。
- ③ センターは、②の発注が取り消せなかったため、令和5年11月24日付けで②の発注を受注した事業者と項番2の契約を締結し、同月27日に灯油16klを勝島ポンプ所に納入させた。

部が、契約締結していた受注者とは異なる事業者を「納入業者一覧」でセンターに伝え、センターも「納入業者一覧」と「落札者決定等通知書」を十分に確認しなかったことで灯油を誤発注し、契約締結手続を執らざるを得なくなったことは、事後の契約を行ったこととなり、適正でない。

部及びセンターは、灯油の供給単価契約に関する情報を適切に共有されたい。

センターは、灯油の発注を適正に行われたい。

(下水道局)

(表5) 灯油の供給契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	契約期間	項目・容器	単価 (税込)	数量	金額
1	森ヶ崎水再生センター・管内ポンプ所灯油供給単価契約	令和5.11.1～ 令和5.11.30	灯油 JIS K2203 (1号)ローリー	92,730	予定数量 60kl	推定総金額 5,563,800
2	灯油1点	令和5.11.24～ 令和5.11.30	灯油 JIS K2203 (1号)ローリー	92,730	購入数量 16kl	購入金額 1,483,680

(財産)

(5) 時間計の在庫管理を効率的かつ経済的に行うべきもの

下水道料金は、汚水排出量に基づいて算定され、水道を使用している場合は、水道の使用水量をもって汚水排出量とみなされ、井戸等を使用している場合は(注1)、井戸水等を汲み上げるポンプにポンプが稼働した時間を計測する時間計(動力式井戸用等時間計)を局が設置し、ポンプが稼働した時間数とポンプの時間当たりの揚水量を乗じて汚水排出量を認定している。

この時間計について、経理部は、表6項番1及び項番2のとおり、購入契約及び設置等の施工作业委託契約を締結しており、一定期間使用した時間計については有効期限(注2)を定めて委託契約において取替えも行っている。

時間計は部に納品され、部が受託者に払い出した上で、受託者は払い出された時間計を使用して設置及び取替えの施工作业を行っており、使用しなかった時間計は、年度末に受託者から部に返還され、部は、返還された時間計を翌年度に繰り越した上で、翌年度の契約の受託者に再び払い出している。

ところで、部は、令和5年度の年度始めに、表7の「令和4年度から繰越」欄のとおり、令和元年度、令和2年度、令和3年度及び令和4年度に購入した時間計を繰越分として有していた。

これらの時間計の払出、使用及び購入状況について見たところ、次の状況が見受けられた。

① 局は、有効期限を考慮して、表7の「局」欄のとおり、受託者に対し、先に購入した時間計から払い出しているとしている。

しかしながら、部は、受託者の使用状況を踏まえた払出を行っていないため、受託者の手元には先に購入した時間計と後から購入した時間計が混在する状況が生じている。

② 受託者は、表7の「受託者」欄のとおり、払出を受けた時間計のうち、先に購入した時間計があるにもかかわらず、後から購入した時間計を使用している。これは部が、仕様書に、先に購入したものから使用するよう定めていないことによるものである。

③ 部は、契約締結準備から納品までの期間を考慮し、翌年度の使用予定数量を必要数量として当年度の時間計の購入数量を決めているとしている。

しかしながら、過剰在庫を抱えていることから、表8のとおり、購入した時間計は翌年度には使用されておらず、翌々年度に繰り越されている。

時間計は通年で使用されるものであり、翌年度の使用予定数量を当年度に一括して購入する必要性は必ずしもなく、また、有効期限を踏まえれば、当年度に購入した時間計はなるべく当年度に使用した方が効率的かつ経済的である。加えて、翌年度に使用しなかった時間計についてさらに翌々年度に繰り越す状況となっていることから、今後このようなことにならないためにも、購入・払出・使用の各段階において、個数管理の在り方を見直すことが必要である。

そのためには、使用状況に応じた先入れ先出しの払出ルールを徹底し、先に購入した時間計から使用するよう仕様書に記載するとともに、購入数量については使用時期に応じて必要数の精査を一層行うことが求められる。

部は、時間計の在庫管理を効率的かつ経済的に行われたい。

(下水道局)

(注1) 動力式井戸(揚水ポンプ付井戸)等を使用している場合。なお、手動式井戸を使用している場合は、世帯人口などから汚水排出量を認定する。

(注2) 購入年度から10年後の年度末

(表6) 契約の概要

(単位:円)

項番	契約件名	契約期間	契約金額・推定総金額
1	動力式井戸用等時間計ほか1点の購入	令和5.9.1~ 令和6.3.22	19,734,000
2	動力式井戸用等時間計の施工等作業委託(複数単価契約)	令和5.4.3~ 令和6.3.29	41,889,540

(表7) 時間計の購入年度別繰越・払出・使用・納品状況(令和5年度(12月現在))(単位:個)

区分		購入年度(有効期限)							
		令和元年度 (R12.3)		令和2年度 (R13.3)		令和3年度 (R14.3)		令和4年度 (R15.3)	令和5年度 (R16.3)
時間計の繰越・払出・使用・納品状況	局・受託者	局	受託者	局	受託者	局	受託者	局	局
		令和4年度から繰越(注1)	49	-	820	-	320	-	350
令和5年度	4月 払出	△ 49	49	△ 820	820	-	-	-	-
	4月 使用	-	△ 8	-	△ 18	-	-	-	-
	5月 使用	-	△ 24	-	△ 23	-	-	-	-
	6月 使用	-	△ 16	-	△ 67	-	-	-	-
	7月 払出	-	-	-	-	△ 320	320	-	-
	7月 使用	-	-	-	△ 76	-	△ 6	-	-
	8月 使用	-	-	-	△ 67	-	△ 9	-	-
	9月 使用	-	-	-	△ 69	-	△ 6	-	-
	10月 使用	-	-	-	△ 39	-	△ 21	-	-
	11月 使用	-	-	-	△ 60	-	△ 5	-	-
	12月 使用	-	-	-	△ 33	-	△ 5	-	-
	12月 納品	-	-	-	-	-	-	-	-
12月末残	0	1	0	368	0	268	350	(注2)300	

(注1) 受託者が使用せずに残った時間計は、年度末に受託者から局へ返還され、局は、翌年度に繰り越した上で翌年度に次の受託者に払出している。

(注2) 令和5年度の購入数は600個であり、残る300個は3月に納品予定である。

(表8) 過去3年間の時間計の繰越・購入・使用状況

(単位：個)

区分		年度別繰越数・購入数・使用数					
		令和3年度		令和4年度		令和5年度(12月現在)	
		繰越数及び 購入数	使用数	繰越数及び 購入数	使用数	繰越数及び 購入数	使用数
時間計の 購入年度	令和元年度	繰越 837	435	繰越 402	353	繰越 49	48
	令和2年度	繰越 840	0	繰越 840	20	繰越 820	452
	令和3年度	購入 320	0	繰越 320	0	繰越 320	52
	令和4年度	—	—	購入 350	0	繰越 350	0
	令和5年度	—	—	—	—	購入 300	0
合計		1,997	435	1,912	373	1,839	552

(注) 各年度とも網掛けの繰越数をもって、当年度の使用数を充足している。

教 育 庁

1 指摘事項、意見・要望事項

(重点監査事項) (その他)

(1) 学校危機管理計画について

各学校では、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第29条に基づき、学校の実情に応じて災害発生時に職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領」を作成することとなっている。

これに基づき、総務部は、庁の危機管理対策を総括する立場から、指導部及び都立学校教育部と連携して「学校危機管理マニュアル（平成25年3月改訂東京都教育委員会。以下「マニュアル」という。）」を作成し、これを活用して、「学校危機管理計画（以下「危機管理計画」という。）」を作成するよう各学校を指導している。

また、指導部は、安全教育及び生活指導を行う立場から、都立学校教育部は、各学校の施設・設備の整備及び管理を行う立場から、危機管理計画について各学校の指導を行っている。

庁は、マニュアルにおいて、校長は、地域の実情や学校の特性を踏まえ、大震災等に備え、生徒等の安全確保の体制、教職員の役割分担、情報連絡体制、教職員の危機管理研修等を定めた計画を作成し、教職員、保護者等に周知徹底することとしている。

そこで、各学校の危機管理計画について確認したところ、次のとおり問題点が認められた。

ア 校内保護の原則を定めるとともに情報連絡手段について保護者へ周知すべきもの

庁は、東日本大震災で顕在化した帰宅困難者の発生を防止するために制定された「東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号。以下「帰宅困難者条例」という。）（注）」の趣旨等を踏まえ、平成25年3月にマニュアルを改訂し、帰宅困難者対策として、一斉帰宅抑制により保護者が概ね3日間企業等に留まる場合は、児童・生徒を確実に保護者に引き渡すまで、校内において保護することを原則としている。

あわせて、校長は、この児童・生徒の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知することとしている。

また、災害時を想定し、緊急メール、学校ホームページ、災害用伝言ダイヤルやX（旧Twitter）等を使用した、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との双方向の連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておくこととしている。

そこで、各学校の危機管理計画及び保護者への周知状況を見たところ、

- ① 危機管理計画に、校内保護の原則を定めていない（水元特別支援学校、豊島高等学校、両国高等学校、本所高等学校、臨海青海特別支援学校）

② 校内保護の原則や災害時を想定した複数の情報連絡手段について、保護者へ周知が行われていない（淵江高等学校、豊島高等学校、両国高等学校、本所高等学校）

状況が認められた。

各学校は、災害時に保護者が安心して就業先の企業等に留まることができるよう危機管理計画に児童・生徒の校内保護について定め、平時から校内保護の原則や情報連絡手段について保護者へ周知されたい。

総務部は指導部及び都立学校教育部と連携し、各学校が適切に危機管理計画を作成し、校内保護の原則や情報連絡手段について保護者へ周知するように指導されたい。

(注) 大規模災害が発生し、鉄道等の復旧の見通しが不明な場合において、帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、「一斉帰宅抑制の推進」、「安否確認の周知」、「一時滞在施設の確保」等を柱として制定したもの

(教育庁)

イ 電気等ライフラインの安全対策を発災時に速やかに行えるよう準備すべきもの

発災時、ライフラインに係る学校施設・設備を適切に保全することは、児童・生徒の安全確保のほか、避難してくることが予想される地域住民の安全を守る上で重要である。そのため、庁はマニュアルにおいて、一般的な電気・ガス・上水道の安全確認の手順を記載している。また、発災時に速やかに安全対策を行うために、分電盤、ガス緊急遮断弁、止水弁等学校ごとに必要となる配置図を作成し、容易に活用できような場所に保管、掲示することとしている。

しかしながら、大島高等学校、小石川中等教育学校、水元特別支援学校、一橋高等学校、豊島高等学校、両国高等学校、青梅総合高等学校、本所高等学校、臨海青海特別支援学校及び葛飾盲学校において、学校ごとに必要な配置図の作成や掲示を行っていない等発災後速やかに安全確認を行える状況となっていないことが認められた。

各学校は、配置図を事前に準備、掲示して手順と併せて確認する等、発災時に速やかに安全対策を行えるよう準備されたい。

総務部及び都立学校教育部は、各学校が電気等ライフラインの安全対策を発災時に速やかに行えるよう指導されたい。

(教育庁)

ウ 教職員の危機管理研修を適切に行うべきもの

庁はマニュアルにおいて、各学校の校長は、校内研修計画に危機管理に関する研修を定めて実施するとしている。

そこで、各学校の危機管理に係る研修の実施状況を確認したところ、淵江高等学校及び豊島高等学校において、研修を行っていない状況が認められた。

特に、危機管理計画に基づく、災害発生時の教職員の役割や初動体制を確認するための研修は、災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるため、年度当初に実施しておく必要がある。

両学校は、教職員の危機管理研修を適切に行われたい。

総務部及び指導部は、各学校が教職員の危機管理研修を適切に行うよう指導されたい。

(教育庁)

(意見・要望事項)

エ 学校危機管理マニュアルについて

庁はマニュアルにおいて、各学校は、地域の実情や学校の特性を踏まえた危機管理計画を作成するとしている。

そこで、各学校の危機管理計画が、地域の実情や学校の特性を反映した学校独自の内容になっているかを見たところ、

- ① 浸水や液状化等被害想定のある地域の学校において、(広域)避難場所までの避難経路の設定を地域の実情に応じて複数想定する等の危機管理計画となっていない
- ② 浸水が想定されている地域の学校において、地下に備蓄倉庫や受電所等が配置されているにもかかわらず、備蓄品の上階への移動や停電対策等について危機管理計画に定められていない
- ③ 区等の指定緊急避難場所に指定されている学校について、区等が避難場所の管理運営を行う際に、学校が行うべき内容が危機管理計画に定められていない

等の状況が認められた。

これは、マニュアルが定めている危機管理計画に記載すべき項目には、危機管理の前提となる学校の立地、地域防災計画による被害想定、求められる防災拠点としての役割等地域の実情や、校舎・設備の状況等学校の特性に関する項目がなく、学校が危機管理計画を作成する際に想定すべき各学校のリスク等についての確認がなされていないことが一因と考えられる。

学校を取り巻く危機管理上のリスク等は、環境や地域社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった新たなリスク等に応じて、柔軟に見直していく必要がある。

総務部は、指導部、都立学校教育部と連携し、学校の立地や地域防災計画による被害想定等を危機管理計画に記載すべき項目としてマニュアルに定めるとともに、優良な危機管理計画の事例を研修で共有するなど、学校が、地域の実情や学校の特性を踏まえた独自の危機管理計画を作成し、常に見直していくことができるよう継続して指導することが望まれる。

(教育庁)

(重点監査事項) (その他)

(2) 災害用備蓄品について

都立学校教育部は、地震等非常災害が発生し、都立学校に在籍する児童・生徒等の帰宅が困難になった場合、通学路の安全確認又は保護者等への引渡しができるまでの概ね3日間程度、生徒及び教職員の生命維持に資するため、食糧・飲料水及び毛布等の災害用備蓄品を都立学校に備蓄することを目的とし、「都立学校非常災害用備蓄品取扱要綱(令和3年2月10日改定。以下「備蓄品取扱要綱」という。)」を定めて飲料水や食糧等を配備している。

また、プールの水を飲用に使用するためのろ水器や、停電対策用の非常用発電機等を各学校へ配備している。

さらに、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションに指定されている学校については、総務局及び都立学校教育部より必要な災害用備蓄品が配備されている。

各学校においては、発災時に速やかに対応できるよう、食糧・非常用発電機等の災害用備蓄品の一覧表を作成し、定期的に数量や保管場所等を点検する等災害用備蓄品を適切に管理する必要がある。

そこで、各学校が管理する災害用備蓄品の管理状況及び都立学校教育部が配備する災害用備蓄品の内容を確認したところ、以下の問題点が認められた。

ア 災害用備蓄品の管理を適切に行うべきもの

各学校の災害用備蓄品の状況と一覧表を確認したところ、

- ① マンホールトイレ、簡易テント、蓄電池、充電器等の備蓄品について一覧表への記載漏れがある(小石川中等教育学校、水元特別支援学校、豊島高等学校、両国高等学校)
- ② 一覧表に消費期限や使用期限、保管場所等の記載漏れがある(水元特別支援学校、豊島高等学校、両国高等学校、青梅総合高等学校)
- ③ カセットボンベの使用期限切れがある(水元特別支援学校、一橋高等学校、豊島高等学校、本所高等学校)
- ④ 保証期限切れの食糧がある(葛飾盲学校)
- ⑤ 非常用発電機の習熟訓練を行っていない(淵江高等学校、豊島高等学校)
- ⑥ 毛布の備蓄数が不足していたが、必要数量の確認を行っていない(小石川中等教育学校)の事例が見受けられた。

各学校は、発災時に速やかに対応できるよう災害用備蓄品の管理を適切に行われたい。

総務部及び都立学校教育部は、各学校の災害用備蓄品の管理が適切に行われるよう指導されたい。

(教育庁)

イ 非常災害時に備蓄機器を確実に使用できるよう機器の点検及び燃料の更新等を適切に行うべきもの

都立学校教育部は、非常災害時に特別支援学校の医療的ケアが必要な児童、生徒のため停電時でも医療機器が使用継続できるよう、非常用ポータブル発電機を配備している。また、プールの水を飲料水として使用するため、都立学校にろ水器及びその燃料となるガソリンを備蓄している。

そこで備蓄機器及び燃料の保管状況を確認したところ、以下のとおり適切でない状況が見受けられた。

- ① 部は、非常用ポータブル発電機を合計で117台配備しており、配備元である部が当初から定期点検を行っていないため、非常用ポータブル発電機が非常災害時に使用できないおそれがある。
- ② 部は、ろ水器について、浄化された水を飲料に使用する場合の手順を学校に示しておらず、多くの重点監査対象校で、ろ水器の習熟訓練を行った実績も確認できなかったことから、非常災害時において迅速にプールの水を飲料水として使用することができないおそれがある。
- ③ ろ水器等の燃料として各学校が備蓄しているガソリンは、消防法（昭和23年法律第186号）で危険物に指定されており、部は、各学校に対してガソリンの保管、使用、補給などの方法等について、平成24年度の文書により通知している。部は、通知の中でガソリンの補給から3年程度を目安に更新することや、補給年月がわかるよう定めている。しかし、部は、この通知を発して以降、各学校に対する指導を行っておらず、各学校において、ガソリンの補給年月が不明であるなどガソリンの適切な更新を確認できない事例が認められた。

部は、非常災害時に学校が備蓄機器を確実に使用できるよう機器の点検を適切に行うとともに、学校において、燃料の更新等が確実に行われるよう適切に指導されたい。

(教育庁)

(意見・要望事項)

ウ 備蓄品について

内閣府で定めた「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン（平成27年3月内閣府（防災担当）」によると、一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄の考え方として、水については、1人当たり1日3ℓとされ、また特に必要性が高いものの例示として、携帯トイレや衛生用品等が挙げられている。

ところで、備蓄品取扱要綱に基づき生徒・教職員のために備蓄されている備蓄品の内容を見たところ、飲料水については1人当たり1日500mlであり、携帯トイレは備蓄品として定められていなかった。

都立学校教育部は、携帯トイレについては、建物内のトイレを利用することを前提としていることから、各学校に備蓄品としては配備していない。

しかし、非常災害時の想定においては、水道のみならず、下水道等が使用できないことも想定する必要がある。

災害時における飲料水の確保やトイレの不足への対応は重要である。

部は、備蓄品の内容を見直すことが望ましい。

(教育庁)

(重点監査事項) (歳出)

(3) 非構造部材点検について

都立学校教育部は、近年の大規模な地震災害において、建築物の天井材の落下など非構造部材の被害が発生していることから、各学校の体育館や武道場に係る吊り天井材の落下防止対策工事を計画的に実施しており、令和6年度に全校での対策を完了する予定としている。

部及び学校は、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（文部科学省平成27年3月改訂）に基づき、部は専門的見地から、学校は日常的に施設を使用する立場から、表1の項目についてそれぞれ非構造部材点検を実施し、文部科学省へ報告することとされている。

部が行う非構造部材点検（以下「非構造部材委託点検」という。）は、東部・中部・西部各学校経営支援センターが毎年行う建築物等定期点検業務委託に3年に1度追加する形で実施している。

各センターは、受託者から各学校へ報告書を送付させており、異常箇所等があった場合には、修繕依頼等の適切な対応を行うよう、説明会において、各学校へ注意喚起を行っている。

学校が行う非構造部材点検（以下「非構造部材目視点検」という。）は、異常を早期に発見するため、内容に応じ、年に1回、もしくは毎学期1回、目視により行っている。

そこで、これらの点検について見たところ、以下の問題点が認められた。

ア 非構造部材委託点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの

中部学校経営支援センター及び西部学校経営支援センターが、委託契約（表2）により実施し、受託者から各学校に送付した非構造部材委託点検の報告書について見たところ、稔ヶ丘高等学校、あきる野学園、羽村特別支援学校及び青梅総合高等学校の校舎や体育館において、天吊りプロジェクターや照明器具等の落下防止対策が行なわれていない、ピアノの固定がされていない等の異常が報告されているにもかかわらず、各学校が修繕依頼等の対応を行っていない状況が確認された。

学校に確認したところ、報告書に図面や異常箇所一覧がない等分かりづらく、異常箇所を見落としてしまった事例が多く認められた。

各学校は、報告書で確認された異常に対し速やかに対応されたい。

両センターは、報告書に図面や異常箇所一覧を添付し提出することを定めるなど仕様書の改善を行うことについて検討し、各学校が確実に修繕依頼等の対応を行うよう指導されたい。

都立学校教育部は、センターと調整し、非構造部材委託点検を適切に実施するとともに各学校による異常箇所への修繕依頼等の対応が適切に行われるよう、各学校を適切に指導されたい。

(教育庁)

イ 非構造部材目視点検を適切に実施し異常箇所への対応を速やかに行うべきもの

各学校が行う非構造部材目視点検について抽出して確認したところ、

- ① 転倒防止対策がなされていないロッカーや棚置きテレビ等の異常箇所について見落としがある等適切に点検が実施されていない（淵江高等学校、一橋高等学校、両国高等学校、青梅総合高等学校、花畑学園）
- ② ロッカーの上に重量物がある、転倒防止対策がなされていない等異常が認められた箇所への対応を行っていない（大島高等学校、小石川中等教育学校、大塚ろう学校、府中けやきの森学園）

等点検又は点検後の対応が適切に実施されていない事例が確認された。

各学校が非構造部材目視点検において異常を見落とししたこと、また、異常を認めたにもかかわらず、重量物の撤去等学校で対応可能な対策を早期に行っていないことは適切でない。

各学校は、非構造部材目視点検を適切に実施するとともに、学校で対応可能な対策を速やかに行われたい。

都立学校教育部は、非構造部材目視点検の実施及び異常箇所への対応が適切に行われるよう、各学校を適切に指導されたい。

(注) 非構造部材とは、柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区分された部材のことであり、設備機器や家具等を含めることもある。地震等の際には構造体に被害が及ばない場合でも非構造部材には被害が生じる可能性がある。

(教育庁)

(表1) 非構造部材点検の項目

1	天井
2	照明器具
3	窓・ガラス
4	外壁（外装材）
5	内壁（内装材）
6	設備機器
7	テレビなど
8	収納棚など
9	ピアノなど
10	エキスパンション・ジョイント
11	ブロック塀等

(表2) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	点検対象	契約期間	契約金額
1	都立石神井高等学校外6校 建築物等定期点検業務委託 (中部学校経営支援センター)	(3年毎の点検) 建築物・非構造部材	R5.7.14 ～ R5.12.15	4,323,000
2	都立昭和高等学校外5校 建 築物等定期点検業務委託 (西部学校経営支援センター)	(毎年の点検) 建築設備・防火設備	R5.7.8 ～ R5.12.15	4,928,000

(歳出)

(4) 防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出ないよう建築基準法第12条に基づく定期点検の履行確認及び検査を適正に行うべきもの

東部学校経営支援センター、中部学校経営支援センター及び西部学校経営支援センターは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づき、管轄する都立学校における建築物等の保全に資するため、表3のとおり、建築物等の定期点検を、委託により実施している。

各センターにおける表3の契約の仕様書によると、成果物として、報告書を印刷物で2部提出（うち対象校分1部は各対象校に直接提出）することとされている。

そこで、対象校への報告書の提出状況について見たところ、履行期限後1か月以上経た翌年度に提出されている状況であった。

各センターは、対象校が報告書を受領したことを確認後、検査を行い合格させるべきところ、対象校が報告書を受領したことを確認しないまま完了の検査を行い合格としていることは適正でない。

また、各センターが対象校の報告書受領を確認せず、対象校の報告書受領が遅れたため、防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出る等の問題が生じていることは適切でない。

各センターは、対象校の防火設備等の不良箇所への対応に遅れが出ないように、建築基準法第12条に基づく定期点検について、適正に履行確認及び検査を行われたい。

(教育庁)

(表3) 契約の概要

(単位：円)

項番	契約件名	点検対象	契約期間	契約金額	監査対象校の報告書受領日
1	都立竹早高等学校外 12 校 建築設備及び防火設備定期点検業務委託 (東部学校経営支援センター)	(毎年の点検) 建築設備・防火設備	R5. 10. 11 ～ R6. 2. 29	1, 573, 000	R6. 5. 16
2	都立富士高等学校外 11 か所 建築設備及び防火設備点検業務委託 (中部学校経営支援センター)		R5. 10. 28 ～ R6. 3. 15	1, 342, 000	R6. 4. 23
3	都立野津田高等学校外 13 校 建築設備及び防火設備点検業務委託 (西部学校経営支援センター)		R5. 10. 28 ～ R6. 3. 15	1, 690, 700	R6. 4. 11

令和6年定例監査報告書（令和5年度執行分）

令和6年度
登録第6号

令和6年9月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5321)1111(代)
都庁内線 55-531
03(5320)7017(直通)
URL <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>
印刷 株式会社 三州社
電話 03(3433)1481

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。

リサイクル適性 
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています
白色度70%再生紙を使用しています

